

ご契約のしおり・約款

養老生命共済



かならずお読みください

この冊子は、ご契約に伴う大切なことながらを記載したものですので、かならずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

なお、後ほどお送りする共済証書とともに大切に保管し、ご活用ください。

JA共済の事業理念

JA共済は、「相互扶助(助け合い)」を事業理念としています。

～人と人との「絆」を深めたい～

「一人は万人のために、万人は一人のために」——。日本の農村では、古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。日常の農作業はもちろん、自然災害や火事などの災害時には、共同体全体で救済・援助を行いました。こうした歴史を背景に、農家組合員が協力して農業生産力の増進と経済的・社会的地位の向上をはかること、そして、協同による事業活動を通じて、農家組合員の幸福と利益を実現することを目的に「農業協同組合(JA)」は生まれました。

JAの共済事業は、こうした相互扶助(助け合い)を事業理念として、自主的・民主的に運営されており、人間性の尊重や地域社会づくりへの貢献をめざしています。

はじめに

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

このたびはご契約のお申込みをいただき、
ありがとうございます。

この「ご契約のしおり・約款」は、
共済契約についての大切なことがらを
記載したものです。

ぜひご一読いただき、
「共済証書」、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」
および「意向確認書（控）」（または「意向確認内容（控）」）
とともに大切に保管してください。

お願いとお知らせ

お願いとお知らせ

共済契約にご加入の際には共済約款をご一読ください。

この冊子に掲載している「ご契約のしおり」および「共済約款」をご一読され、
ご契約の内容や告知などについてよくご理解いただきますようお願いいたします。

共済契約申込書・告知書はかならず共済契約者および 被共済者がご自身で正確にご記入ください。

1. 共済契約申込書の契約条項欄は共済契約にとって重要な内容ですので、
共済契約者ご自身でご記入し、内容を十分お確かめのうえ、ご署名をお願いいたします。
2. 告知書は、被共済者のお体の状態、ご職業などについてありのままを
被共済者ご自身でご記入いただくことになっております。
告知につきましては、「告知義務について」 P12 をご覧ください。

お申込み内容等の確認をさせていただくことがあります。

1. 組合職員が、共済契約者ご本人からのお申込みであることを運転免許証や
パスポートなどにより、確認させていただくことがありますので
ご了承ください。
2. ご契約のお申込み後、組合職員または組合から委託された者が、
お申込み内容や告知内容について、電話または訪問により確認させて
いただけます。
また、共済契約者ご本人がお申込みされたことや被共済者が同意されたことが
確認できなかったときには、ご契約をお取消しさせていただいたり、
ご契約の締結をお断りさせていただくことがありますのでご了承ください。

共済契約にかかる手続きは、 組合所定の端末を使用する方法により行うこともできます。

共済契約にかかる手続きは、書面に代えて、
組合所定の端末を使用する方法により行うこともできます。

わかりにくい点、お気づきの点がある際には、
ご遠慮なくご加入先のJAまでお問い合わせください。

お渡しする書類について

ご契約にあたって、お渡しする書類です。ご確認のうえ、大切に保管してください。

重要事項説明書・意向確認書

重要事項説明書（契約概要）



ご契約内容に関する重要な事項のうち、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項について記載しています。

重要事項説明書（注意喚起情報）



ご契約に際して共済契約者にとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項について記載しています。

意向確認書（控）または意向確認内容（控）



今回お申込みいただいたご契約が、共済契約者のご意向を反映した内容になっているかご確認いただくためのものです（組合所定の端末を使用する方法により共済契約手続を行った場合は、意向確認内容（控）をお渡しします）。

ご契約のしおり・約款（本冊子）

本冊子は次の2つの部分で構成されています。

ご契約のしおり・約款



■ご契約のしおり

約款の内容を読みやすく整理し、ご契約上の重要事項や共済金等の請求、手続き等について、わかりやすく説明しています。

■約款

ご契約のご加入からお支払いまでのいろいろなことをとりきめたものです。

共済証書

共済証書



ご契約内容について具体的に記載したもので、組合がお申込みを承諾した場合に、共済契約者にお渡しいたします。お受取り後、かならず内容をご確認いただき、もし共済証書の記載内容がお申込みいただいた内容と異なるときは、すみやかにご加入先のJAまでご連絡ください。また、共済証書は共済金等の請求時等に必要となりますので大切に保管していただき、万一紛失された場合には、すみやかにご加入先のJAまでご連絡ください。

上記のほかにもJAから書類をお渡しすることがありますので、あわせてご確認ください。

目的別もくじ

お知りになりたい内容から掲載ページをお探しのときにご利用ください。

ご契約について

告知書の記入で気をつけなくてはいけないことは?



告知義務について

P12

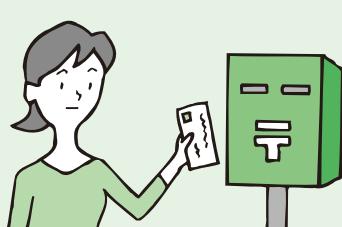
保障がいつから始まるのか
知りたい



責任(保障)の開始について

P14

申込みを撤回したい



クーリング・オフ制度について

P16

専門用語の意味がわからない



共済用語のご説明

P82

どんなときにどんな共済金が支払われるのか知りたい



養老生命共済の特徴としくみ

P20

特約について

P24

どんなときに共済金が支払われないのか知りたい



共済金等をお支払いできない場合

P42

共済金を請求したい



共済金等のご請求について

P72

共済金の受取人が共済金を請求できないときは?



代理人による共済金等のご請求

P76

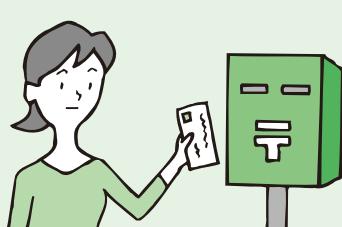
共済掛金の払込免除について
知りたい



共済掛金の払込免除

P22

事故発生・共済金等のご請求

告知書の記入で気をつけなくてはいけないことは?  告知義務について P12	保障がいつから始まるのか 知りたい  責任(保障)の開始について P14	申込みを撤回したい  クーリング・オフ制度について P16
専門用語の意味がわからない  共済用語のご説明 P82	どんなときにどんな共済金が支払われるのか知りたい  養老生命共済の特徴としくみ P20 特約について P24	どんなときに共済金が支払われないのか知りたい  共済金等をお支払いできない場合 P42
共済金の受取人が共済金を請求できないときは?  代理人による共済金等のご請求 P76	共済掛金の払込免除について 知りたい  共済掛金の払込免除 P22	共済金を請求したい  共済金等のご請求について P72

共済掛金のこと

ご契約後のお取扱いに関する

共済掛金はいつまでに
払えばいいの？



共済掛金のお払込み

P50 ➔

共済掛金の払込みの方法を変更したい
共済掛金をまとめて払いたい



共済掛金の払込方法

P53 ➔

共済掛金が払い込めない
急にお金が必要になった

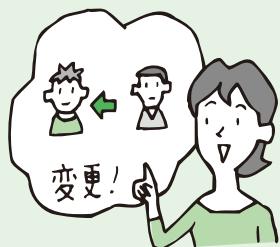


お払込みが困難な場合のご契約の継続
お金が入り用のときの貸付制度

P55 ➔

P56 ➔

契約者や受取人を変更したい



共済契約関係者の変更

P65 ➔

住所や氏名が変わったときは？



ご住所の変更、改姓・改名の届出

P64 ➔

保障内容を見直したい



特約の中途付加による
保障の見直し
下取り（転換）制度による
保障の見直し

P62 ➔

P63 ➔

契約を解約した際の
返れい金について知りたい



ご契約の解約について

P57 ➔

共済金などにかかる
税金について知りたい



税金のお取扱いについて

P66 ➔

JA共済のご相談・苦情窓口のご案内



JA共済のご相談・苦情窓口の
ご案内
JA共済について

P81 ➔

P80 ➔

もくじ

ご契約のしおり

お願いとお知らせ	P02
お渡しする書類について	P03
目的別もくじ	P04
安心してご契約期間をお過ごしいただくために はじめにご確認いただきたいこと	P08

第1章 ご契約に際して

ご契約に際してかならずご確認いただきたい
ことがらについて説明しています。

告知義務について	P12
責任（保障）の開始について	P14
個人情報のお取扱いについて	P15
クーリング・オフ制度について	P16
高額契約掛金優遇制度	P18

第2章 しくみと共済金

養老生命共済および各種特約のしくみの概要を
説明しています。

養老生命共済の特徴としくみ	P20
特約について	P24

【万一のときの保障を充実させる特約】

定期特約・更新型定期特約・遅減定期特約	P26
生活保障特約	P28
家族収入保障特約	P29

【災害による万一のとき・後遺障害の状態を保障する特約】

災害給付特約	P31
災害死亡割増特約	P33

【所定の身体の損傷の状態を保障する特約】

特定損傷特約	P34
--------	-----

【その他の特約】

生前給付特約	P36
満期前払特約	P39
共済金年金支払特約	P40

共済金等をお支払いできない場合	P42
共済金等をお支払いできる場合、お支払いできない場合の事例	P46

第3章 ご契約中について

共済掛金のお払込みやご契約内容を変更される場合の手続き等について説明しています。

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について]

共済掛金のお払込み	P50
失効したご契約の復活	P52
共済掛金の払込方法	P53
お払込みが困難な場合のご契約の継続	P55
お金がご入り用のときの貸付制度	P56
ご契約の解約について	P57
ご契約の無効・取消し・解除・消滅	P59
割りもどし金のお支払い	P61

[ご契約内容の変更と届出]

特約の中途付加による保障の見直し	P62
下取り（転換）制度による保障の見直し	P63
ご住所の変更、改姓・改名の届出	P64
共済契約関係者の変更	P65

[生命共済と税金]

税金のお取扱いについて	P66
-------------	-----

第4章 共済金等のご請求について

共済金等のご請求の手続き、必要書類について説明しています。

共済金等のご請求について	P72
ご請求に必要な書類	P75
代理人による共済金等のご請求	P76

第5章 JA共済のご案内

JA共済の概略、ご相談・苦情窓口について説明しています。

JA共済について	P80
JA共済のご相談・苦情窓口のご案内	P81
共済用語のご説明	P82
「契約内容照会制度」について	P86
「支払査定時照会制度」について	P87

約款

目次	P90
普通約款	P92
特則	P106
特約	P113
別表	P166

安心してご契約期間をお過ごしいただくために

はじめにご確認いただきたいこと

1 告知義務



2年前に入院したんだけど、やっぱり共済には入れないのかな？
言わなければわからないだろうから、黙っていよう。

共済金等をお支払いできない場合があります。

告知書には被共済者ご自身で、ありのままをご記入ください。

ご契約時には、重要な事項（現在の健康状態や過去の病歴など）を告知いただく義務（告知義務）があります。告知書には被共済者ご自身で、ありのままをご記入ください*。告知書の記載が事実と異なる場合は、ご契約が解除されたり共済金等をお支払いできなくなることがあります。

告知義務については、P12 ➤

2 クーリング・オフ制度



契約の申込みをしたんだけど、やっぱりやめたいわ。
クーリング・オフがあるからあせらなくても平気ね。

クーリング・オフには所定の期間・条件があります。

お申込み（申込書のご提出*が完了した日）または「ご契約のしおり・約款」および「申込内容（控）」（申込書（控）を含みます。）の交付を受けた日のいずれか遅い日から8日を超えるとご契約のお申込みの撤回または解除を行うことができなくなります。

クーリング・オフ制度については、P16 ➤

3 責任（保障）の開始



この間、申込書を書いて渡したから、
いつでも共済金を支払ってもらえるよね！

**共済金等をお支払いできるのは
お申込みの時または告知の時のいずれか遅い時からです。**

組合がお申込みを承諾した場合、組合はお申込みの時*または告知の時*のいずれか遅い時から、保障を開始します。

責任（保障）の開始については、P14 ➤

4 共済金等をお支払いできない場合



万一のことがあっても、共済に入っているから安心だね。
かならず保障してもらえるんだから。

共済金等をお支払いできない場合があります。

例えば、

- 共済契約者または共済金受取人の故意による場合
- 告知いただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合
- 責任開始時前に生じた病気や傷害が原因の場合ほか

免責事由等、共済金等をお支払いできない場合については、P42 ➤



*組合所定の端末を使用する方法を含みます。

5 共済掛金の払込猶予期間



共済掛金を払いそびれてしまったよ！
何かあつたらどうしよう…？

共済掛金のお払込みには払込猶予期間を設けています。

共済掛金は払込期月中にお払込みいただきますが、一時的にお払込みの都合がつかないときのために払込猶予期間を設けています。

この期間中に共済掛金のお払込みがないと、ご契約は解除または失効し、共済金等のお支払いができなくなります。

払込猶予期間については、P50

6 ご契約の解約と解約時の返れい金



契約を解約しようと思うんだが、今まで払い込んだ共済掛金はもどってくるのかな？

解約時の返れい金は、多くの場合においてお払込みいただいた
共済掛金の合計額よりも少なくなります。

ご契約を中途で解約された場合、返れい金をお支払いしますが、共済契約は預貯金とは異なるため、返れい金は、多くの場合においてそれまでお払込みいただいた共済掛金の合計額よりも少なくなります。

ご契約の解約と解約時の返れい金については、P57

7 組合（JA）が破綻した場合



組合にもしものことがあつたら、保障がなくなってしまうと思うとなんだかこわいよ。

ご安心ください。

万一、組合（JA）が破綻しても保障は継続します。

組合（JA）が破綻しても、他の組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が共同もしくは全国共済農業協同組合連合会単独で保障をお引受けいたします。

組合（JA）が破綻した場合については、P80

8 ご契約の見直し（ご契約の転換など）



家族も増えたし、保障を見直したいけど、何か条件はあるのかな？

ご契約の見直しの際には、不利益となる事項もありますので、ご留意のうえお申込みください。

現在のご契約を見直して新たにご契約をお申込みされる場合には、共済掛金が高くなったり、健康状態によってはお引受けできないなど、共済契約者にとって不利益となることもあります。また、ご契約を転換される場合には「保障見直し設計書」などをかならずお受取りになり、現在のご契約と比較のうえご検討ください。

特約の中途付加については、P62

ご契約の転換については、P63

9 JA共済に対するご相談・苦情等の受付け、紛争時における対応などについて



組合の説明に納得ができないんだけど…。

皆さまの声を私たちにお届けください。

JA共済では、ご利用の皆さんにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかるご相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

JA共済のご相談・苦情窓口のご案内 P81

第1章 ご契約に際して



本章では、ご契約に際してかならずご確認いただきたいことがらについて説明しています。

章内もくじ

- 告知義務について ······ P12
- 責任（保障）の開始について ······ P14
- 個人情報のお取扱いについて ······ P15
- クーリング・オフ制度について ······ P16
- 高額契約掛金優遇制度 ······ P18

告知義務について



ご契約に際して被共済者の最近の健康状態、過去の病歴、身体の障がい状態、ご職業などについて、組合所定の告知書でおたずねします。告知の内容により、ご契約をお引受けできるかどうかを決めさせていただいておりますので、告知書へは事実をありのまま告知（記入）してください*。

約款

普通約款第33条

告知義務について

共済契約者または被共済者には、健康状態などについて告知していただく義務（告知義務）があります

生命共済は大勢の人々が共済掛金を出しあって、相互に保障しあう、助けあいの制度です。そこで、この制度の中にはじめから完全に健康とは申しあげられない方や、危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご加入されると、掛金負担の公平性が保たれません。

そのために、ご契約に際して**被共済者の最近の健康状態、過去の病歴、身体の障がい状態、ご職業**などについて、組合所定の告知書でおたずねし*、ご契約をお引受けできるかどうか決めさせていただいております。



しおり

共済用語のご説明

- 告知書扱い
- 診査医扱い

告知の方法について

告知書へは事実をありのまま正確にもれなく告知（記入）してください

被共済者ご自身で、組合所定の告知書の記載事項についてご記入し、ご署名ください*。



■告知書の記載事項

- 最近の健康状態
- 過去にかかった病気
- 身体の障がい状態
- ご職業 など

診査医扱契約の場合は組合の指定した医師（診査医）がお体の状態などについておたずねすることがありますので、そのときは、事実をありのまま正確にもれなくお答えください。



注意

■口頭でのみお答えいただいている場合

組合所定の告知書に記入されたことが告知となります*。組合の職員に**口頭でお答えいただいただけでは、告知をいただいたことにはなりません**ので、ご注意ください。



*組合所定の端末を使用する方法を含みます。

告知義務違反について

告知が事実と相違する場合、ご契約または特約を解除することができます

約款

普通約款第34条
普通約款第35条

- お体の状態やご職業などについて、故意または重大な過失によって事実をありのままに告知いただけなかったり、事実と違うことを告知いただいたらしく組合は告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。
 - このお取扱いは、ご契約・特約がその責任開始時^{*}の属する日以後、2年以上継続する前であって、かつ、組合が解除の原因を知った時から1か月以内に限ります。
※復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。以下このページにおいて同じ。
 - ご契約・特約が2年以上継続した後であっても、その責任開始時の属する日以後、2年以上継続する前に既に共済金等をお支払いする事由、または共済掛金のお払込みを免除する事由が生じていた場合には、ご契約・特約の責任開始時の属する日から5年以内に、ご契約または特約を解除することができます（ご契約・特約の責任開始時前の原因により共済金等をお支払いする事由または共済掛金のお払込みを免除する事由に該当しなかったときを含みます）。
- 共済金等をお支払いする事由や共済掛金のお払込みを免除する事由が生じていても、共済金等のお支払いや共済掛金のお払込みを免除することができない場合があります。
- ご契約または特約を解除した場合には、返れい金があれば、共済契約者にお支払いします。

傷病歴等がある場合のご契約のお引受け（特別条件）について

被共済者のお体の状態によっては、他のご契約との公平性から、ご契約をお断りしたり、次の条件をつけてご契約をお引受けする場合があります。

しおり

共済用語のご説明
●返れい金

約款

特別条件特約

対象となる主契約および特約

養老生命共済、定期特約、更新型定期特約、遅減定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約

付加される特別条件

■共済掛金の割増（特別共済掛金法）

通常の共済掛金のほかに特別共済掛金を加えた共済掛金をお払込みいただくことになりますが、共済金等のお支払いは、共済金額と同額となります。

■共済金等の削減（共済金削減法）

お払込みいただく共済掛金は通常の共済掛金ですが、所定の期間（削減期間といいます。）内に共済金等をお支払いする場合には、共済金額を所定の割合に応じて削減した額をお支払いします。ただし、削減期間を経過した後に共済金等をお支払いする場合には、共済金額と同額をお支払いします。

■眼球または眼球付属器に生じた疾病による疾病保障の不担保（特定視力障害不担保法）

お払込みいただく共済掛金は通常の共済掛金ですが、眼球または眼球付属器に生じた疾病（特定感染症を除く。）により第1級から第4級までの後遺障害の状態、重度要介護状態または疾病重度障害状態になった場合は、共済金等のお支払いおよび共済掛金の払込免除を行わないものとします。



■責任開始時前に傷病等が生じている場合について

後遺障害共済金や災害死亡共済金等は、原因となる傷病等が責任開始時前に生じている場合は、お申込みの際に告知いただいた場合でも、お支払いの対象になりません。ご契約や特約に特別条件が付されている場合も同様です。

責任開始時前に傷病等が生じている場合の詳細については、「共済金等をお支払いできない場合」をご確認ください。

しおり

共済金等をお支払いできない場合
P42

責任（保障）の開始について



組合がお申込みを承諾した場合、お申込みの時または告知の時のいずれか遅い時からご契約の責任（保障）を開始します。

約 款

普通約款第8条

責任（保障）の開始

組合がご契約のお申込みを承諾した場合には、お申込みおよび告知*がともに完了した時からご契約の責任（保障）を開始します。

責任の開始を図示すると次のようにになります。

責任の開始

△
申込み

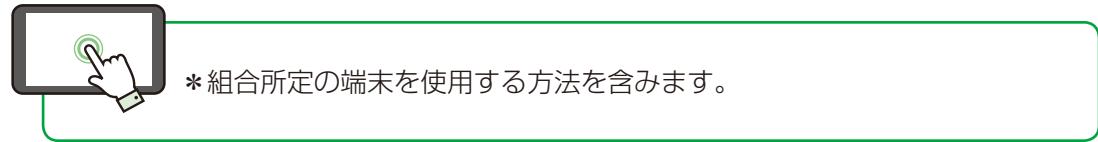
△
告知*

△
組合が承諾した日

しおり

告知義務について
P12

※診査医扱いの場合、健康状態等の告知と診査の完了



*組合所定の端末を使用する方法を含みます。

個人情報のお取扱いについて



共済契約に関する個人情報は次のとおりお取扱いいたします。

個人情報のお取扱い

個人情報を必要な範囲で利用することがあります

ご契約内容、申込書記載事項やその他の知り得た個人情報については、組合（JA）および全国共済農業協同組合連合会が、共済契約のお引受けの判断、共済金等のお支払い、共済契約のご継続・維持管理、各種サービスのご提供・充実を行うために利用します。

また、本契約に関する個人情報は、組合（JA）および全国共済農業協同組合連合会の他の商品・サービスのご案内・ご提供・開発・研究を行うために業務に必要な範囲で利用することがあります。

要配慮個人情報および機微（センシティブ）情報のお取扱い

保健医療等の情報（要配慮個人情報、機微（センシティブ）情報）については、共済事業の適切な業務運営の確保に必要な範囲でお取扱いいたします。

個人番号を含む個人情報（特定個人情報）のお取扱い

法令により認められる範囲を超えた利用は行いません。

個人情報を関係先に提供し、また提供を受けることがあります

適正かつ迅速な共済契約のお引受け・共済金等のお支払いを行うために必要な範囲内の情報を、医療機関、共済契約のお引受け・共済金等のご請求・お支払いに関する関係先等に提供し、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります

法令により必要と判断される場合、共済契約者・被共済者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者^(注)に提供することができます。

（注）共済金支払査定に用いる診断書の電子化業務を委託する場合等における外国にある第三者を含みます。

共済制度の健全な運営のために以下の制度を運営しています

■契約内容照会制度

共済契約のお引受けの判断および共済金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容照会制度」に基づき、共済契約等に関する「開示内容」を各生命保険会社等と共同して利用するものです。

■支払査定時照会制度

お支払いの判断または共済契約等の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、各生命保険会社等の保有する共済契約等に関する相互照会事項記載の情報を共同して利用するものです。

上記以外の組合（JA）のその他個人情報のお取扱いについては、組合（JA）の個人情報保護方針・個人情報保護法に基づく公表事項等をあわせてご覧ください。また、全国共済農業協同組合連合会の個人情報のお取扱い等の詳細は、JA共済のホームページ（<https://www.ja-kyosai.or.jp>）をご覧ください。

しおり

JA共済について
P80

しおり

「契約内容照会制度」について
P86
「支払査定時照会制度」について
P87

クーリング・オフ制度について



クーリング・オフとは、ご契約のお申込みを行った後でも、ご契約のお申込みの撤回や解除ができる制度です。

クーリング・オフの申出方法

クーリング・オフの適用には所定の期間・条件があります

お申込者または共済契約者（以下「申込者等」といいます。）は、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

- ご契約の申込日（共済契約申込書のご提出（組合所定の端末を使用する方法を含みます。）が完了した日）
- 「ご契約のしおり・約款」および「申込内容（控）」（申込書（控）を含みます。）の交付を受けた日（お申込み時に「ご契約のしおり・約款」のお受取り方法をWeb（インターネット）で確認と選択した場合、「ご契約のしおり・約款」の交付を受けた日は、申込日となります。）

申込日または「ご契約のしおり・約款」および「申込内容（控）」（申込書（控）を含みます。）の交付日のいずれか遅い日



書面による手続きが必要です

お申込みの撤回等は、書面の発信日（郵便の消印日）に効力を生じるため、郵送により上記の期間内（8日以内の消印有効）にお申込みの組合支所（店）または組合本所（店）あてにお申し出いただく必要があります。

＜記入見本＞

○月○日に申し込んだ養老生命
共済の申込みを取り消します。

① JA○○ △△支店
② ○○県△△市□□××-××-××
共済太郎
○○○-○○○-○○○○
③ ○○年△△月□□日
④ ×××万円
⑤ 共済太郎

■書面への記載事項

書面には、養老生命共済契約のお申込みの撤回等をする旨を明記のうえ、

- ① 契約された組合・支所（店）名
- ② 申込者等の住所、氏名（自署）、電話番号（連絡先電話番号）
- ③ 共済契約の申込日
- ④ 死亡共済金額
- ⑤ 被共済者の氏名

をご記入ください。なお、ご契約のお申込み時に、共済契約申込書に押印した場合は、その印鑑と同一印を押印してください。

手続きの流れは次のとおりです



お申込みの撤回等が可能な日付であるかをご確認のうえ、養老生命共済契約のお申込みの撤回等を行う旨を書面に明記してください。なお、ご契約のお申込み時に、共済契約申込書に押印した場合は、その印鑑と同一印を押印してください。



郵送により、お申込みの組合支所（店）または組合本所（店）あてにお申し出ください。
お申込みの撤回等は、書面の発信日（郵便の消印日）に効力を生じます。

クーリング・オフができない場合

クーリング・オフのお取扱いができない場合があります

次の場合は、お申込みの撤回等のお取扱いはできません。

- 既に組合の指定した医師の診査を受けていた場合
- 申込者等が団体の場合
- 債務履行の担保のための共済契約の場合
- 既契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合
- その他クーリング・オフ制度の趣旨に反する場合

その他

- お申込みの撤回等の場合には、お払込みいただいた金額を申込者等にお返しいたします。
- お申込みの撤回等の当時、既に共済金等の支払事由が生じているときは、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、申込者等がお申込みの撤回等の当時、既に共済金等の支払事由が生じたことを知っている場合を除きます。
- 転換によるお申込みの場合は、転換がなかったものとして以前のご契約にもどります。

高額契約掛金優遇制度



共済金額の合計額が契約単位で2,500万円以上となる場合には、お払込みいただく共済掛金に割安な「高額契約用掛金率」が適用されます。

高額契約に適用する共済掛金率

しおり

共済用語のご説明
●共済掛金

養老生命共済契約および、それに付加された次の特約を対象として、その共済金額の合計額が契約単位で2,500万円以上となる場合には、お払込みいただく共済掛金に割安な「高額契約に適用する共済掛金率」(以下「高額契約用掛金率」といいます。)が適用されます。

対象となる特約

- ・定期特約
- ・更新型定期特約
- ・遅減定期特約
- ・生活保障特約
- ・家族収入保障特約

約款

転換条項第1条
転換条項第3条
遅減定期特約第9条

適用の条件等

- ご契約が複数ある場合でも、それらの共済金額は通算しません。
- 主契約が養老生命共済契約で、特約の中途付加により、共済金額の合計額が2,500万円以上となった場合についても適用対象とします。
- 転換契約は払込部分の共済金額を合計する額とします。この場合、高額契約用掛金率は払込部分の共済金額に適用されます。
- 遅減定期特約は基本共済金額を合計する額とします。
- 生活保障特約および家族収入保障特約は共済金額に組合の定める率を乗じて得た額を合計する額とします。

ご留意いただきたい事項

ご契約内容の見直し、生前給付金のお支払い等により対象となる主契約・特約の共済金額が変更された場合で、変更後の共済金額の合計額が2,500万円を下回ったときには、割安な高額契約用掛金率は適用されなくなります。

第2章 しくみと共済金



本章では、養老生命共済および各種特約のしくみの概要を説明しています。

章内もくじ

■養老生命共済の特徴としくみ	・	[所定の身体の損傷の状態を保障する特約]		
・	P20	■特定損傷特約	・	P34
■特約について	・	[その他の特約]	・	
[万一のときの保障を充実させる特約]				
■定期特約・更新型定期特約	・	■生前給付特約	・	P36
遁減定期特約	・	■満期前払特約	・	P39
■生活保障特約	・	■共済金年金支払特約	・	P40
■家族収入保障特約	・	■共済金等をお支払いできない場合	・	P42
[災害による万一のとき・後遺障害の状態を保障する特約]				
■災害給付特約	・	■共済金等をお支払いできる場合、お支払いできない場合の事例	・	P46
■災害死亡割増特約	・			

養老生命共済の特徴としくみ



養老生命共済は、被共済者が満期まで生存されたときまたは満期前の万一のときに共済金等をお支払いすることによって、目的に応じた資金の蓄積とご家族の生活保障をはかるための共済です。

しおり

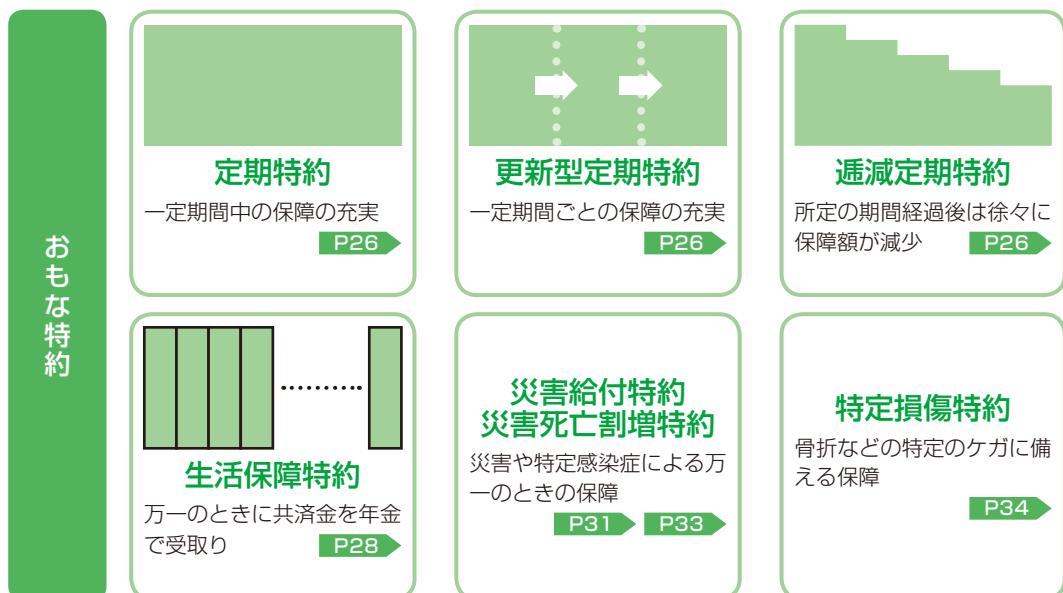
共済用語のご説明

- 主契約
- 特約
- 共済金

養老生命共済の特徴

保障の基本となる「主契約」と心強い「特約」

養老生命共済は、満期にいたるまで死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障する「主契約」に、保障を充実させることができる「特約」を必要に応じて付加することのできる共済です。また、被共済者が満期まで生存されたときには、満期共済金をお支払いします。



しおり

特約の中途付加による
保障の見直し
P62

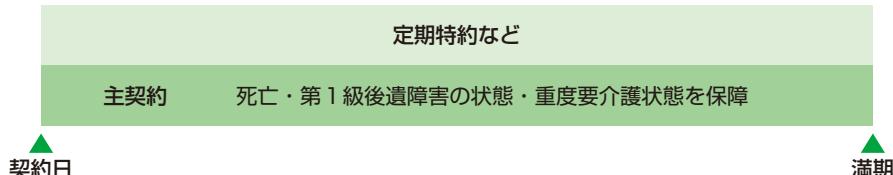


万一のときの保障を充実させる特約、災害による万一のとき・後遺障害の状態を保障する特約、所定の身体の損傷の状態を保障する特約など、さまざまな特約をお選びいただけます。特約の中途付加もできますので、ライフスタイルにあわせて保障を充実させることも可能です。

養老生命共済のしくみ

満期まで保障がつづく養老生命共済の基本形

養老生命共済は、万一のときの保障が満期までつづき、満期をむかえたときには満期共済金をお受取りいただけます。



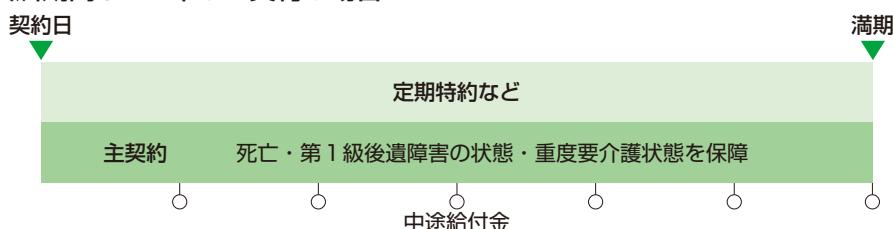
中途給付特則付養老生命共済のしくみ

約款
中途給付特則

中途給付金のある養老生命共済

中途給付特則を付加されているご契約については、被共済者が所定の期間が満了する時に生存されている場合に、所定の額の中途給付金をお支払いします。

<例：共済期間が30年のご契約の場合>



- この特則は、ご契約のお申込み時に限り付加することができます。
- この特則は、共済期間を15年以上とする契約に限り付加することができます。
- 中途給付金のお支払いがあっても、主契約の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態の場合にお支払いする共済金の額は減額されません。

中途給付金のお支払い

一定の期間が経過するごとに主契約の共済金額の10%（転換契約は、払込部分の10%）に相当する額の中途給付金を共済契約者にお支払いします（原則として据え置かれ、いつでもお申出によってお支払いします）。

- 中途給付金は、契約日からその日を含めて満期日までの期間の区分に応じ、被共済者が次の表の期間が満了する時において生存されていればお支払いします。

契約日からその日を含めて満期日までの期間の区分	期間
15年から17年まで	3年、6年、9年、12年
18年から24年まで	3年、6年、9年、12年、15年
25年から29年まで	5年、10年、15年、20年
30年から38年まで	5年、10年、15年、20年、25年

- 満期共済金の額は、契約日からその日を含めて満期日までの期間の区分に応じ、共済金額に次の表の割合を乗じた額とします。

契約日からその日を含めて満期日までの期間の区分	割合
15年から17年まで	60%
18年から24年まで	50%
25年から29年まで	60%
30年から38年まで	50%

約款

普通約款第2条

共済金等のお支払い

次のとおり共済金等をお支払いします。

お支払いする 共済金	お支払いする 共済金の額	お支払いする場合	共済金受取人
死亡共済金	共済金額と同額	被共済者が責任開始時以後共済期間内に死亡されたとき	死亡共済金受取人
後遺障害 共済金	共済金額と同額	被共済者が責任開始時 ^{*1} 以後に生じた疾病または傷害により共済期間内に第1級後遺障害の状態 ^{*2} または重度要介護状態になられたとき	被共済者
満期共済金	共済金額と同額	被共済者が共済期間が満了するまで生存されたとき	満期共済金受取人

※1 復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。以下このページにおいて同じ。

※2 「第1級後遺障害の状態」には、責任開始時前に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた原因による後遺障害の状態が新たに加わって第1級後遺障害の状態となった場合も含まれます（責任開始時以後に生じた原因が、責任開始時前に既にあった後遺障害の状態の原因と因果関係がないときには限りません）。

■死亡共済金、後遺障害共済金および満期共済金の重複請求について

死亡共済金、後遺障害共済金および満期共済金は、重複してお支払いいたしません。

しおり

共済金等をお支払い
できない場合
P42

共済掛金の払込免除

被共済者が次のいずれかの状態になられたときは、次回以後の共済掛金のお払込みを免除します。

しおり

共済用語のご説明
●災害

約款

別表【後遺障害等級表】

約款

別表【疾病重度障害
状態】

お体の状態	払込免除の条件
第2級～第4級の後遺障害の状態になられたとき	責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因として約款別表【後遺障害等級表】の第2級～第4級の後遺障害の状態になられたとき。この場合には、責任開始時前に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた災害を直接の原因とする後遺障害の状態が新たに加わって第2級～第4級の後遺障害の状態になられたときを含みます。
疾病重度障害状態になられたとき	責任開始時以後に生じた疾病または傷害により疾病重度障害状態になられたとき。この場合には、次の①および②のいずれにも該当するときを含みます。 ①責任開始時前に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた疾病または傷害による障害の状態が新たに加わって疾病重度障害状態になられたこと ②①の責任開始時以後に生じた疾病または傷害が、責任開始時前に既にあった後遺障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のないこと

Q&A

疾病重度障害状態とは、どのような状態のことをいいますか？

疾病重度障害状態とは、次のような状態を指します。

1. 疾病または傷害が治ゆした後に残存する精神的または身体的なき損状態であって、約款別表〔疾病重度障害状態〕の1.～18.の障害の状態に該当し、将来回復の見込みのないもの
2. 疾病または傷害が治ゆする前であって、約款別表〔疾病重度障害状態〕の1.～18.の障害の状態に該当し、かつ、次の①および②のいずれにも該当して将来回復の見込みのないものと組合が認めたもの
 - ①障害の状態が6か月以上継続していること
 - ②障害の状態が固定していること
3. 疾病または傷害により、約款別表〔疾病重度障害状態〕の19.～27.の状態に該当するもの



注意

■共済掛金のお払込みを免除しない場合

共済掛金の払込免除事由に該当しても、次の場合には共済掛金のお払込みを免除しません。

- 被共済者または共済契約者の故意または重大な過失により生じた疾病または傷害によるとき
- 被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた傷害によるとき
- 被共済者の犯罪行為により生じた疾病または傷害によるとき
- 被共済者の無免許運転、酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた傷害によるとき

特約について



養老生命共済の特約には、万一のときの保障を充実させる特約や、災害による万一のとき・後遺障害の状態を保障する特約、所定の身体の損傷の状態を保障する特約などさまざまな特約があります。

万一のときの保障を充実させる特約

特約	内容	参照ページ
定期特約	万一のときの保障をより充実させることのできる特約です。	P26 ➤
更新型定期特約		
通減定期特約		
生活保障特約	万一のときに、所定の回数、生活保障年金をお支払いする特約です。	P28 ➤
家族収入保障特約	万一のときに、所定の期間が満了するまで生活保障年金をお支払いする特約です。また、被共済者が特約の共済期間満了まで生存された場合には、生存給付金をお支払いします。	P29 ➤

災害による万一のとき・後遺障害の状態を保障する特約

特約	内容	参照ページ
災害給付特約	災害・特定感染症による万一のときを保障するほか、災害により所定の後遺障害の状態となられた場合に災害給付金をお支払いする特約です。	P31 ➤
災害死亡割増特約	災害・特定感染症による万一のときを保障する特約です。	P33 ➤

所定の身体の損傷の状態を保障する特約

特約	内容	参照ページ
特定損傷特約	骨折や関節脱臼など、特定の損傷を保障するとともに、所定の顔面損傷状態になられた場合に顔面損傷共済金をお支払いする特約です。	P34 ➤

その他の特約

特約	内容	参照ページ
生前給付特約	被共済者の余命が6か月以内と判断されたときに、死亡共済金の全部または一部を将来におけるお支払いに代えて被共済者にお支払いする特約です。	P36
満期前払特約	ご契約の満期前に主契約の共済金額の一部に相当する満期前払金をお支払いする特約です。	P39
共済年金支払特約	支払われる共済金の全部または一部について、一時金に代えて年金としてお受取りいただける特約です。	P40

このほかにも共済金の代理請求に関する特約などがあります。

詳しくは約款をご参考ください。

約 款

特別条件特約
指定代理請求特約

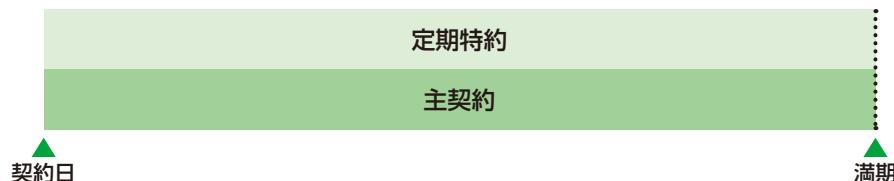
[万一のときの保障を充実させる特約] 定期特約・更新型定期特約・遞減定期特約



「定期特約」、「更新型定期特約」、「遞減定期特約」は、万一のときの保障をより充実させることのできる特約です。

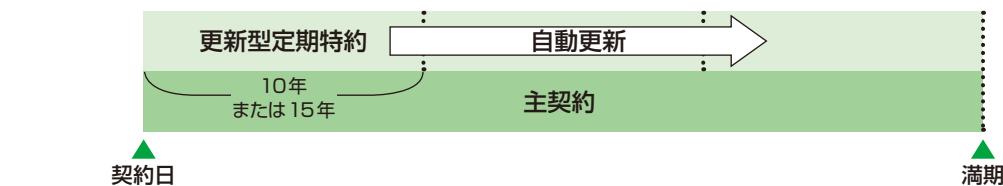
定期特約のしくみ

この特約は、特約の共済期間中、死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障します。



更新型定期特約のしくみ

この特約は、特約の共済期間中（10年または15年）、死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障します。共済契約者からのお申出がない限り、主契約が満期をむかえるまで自動更新されます。



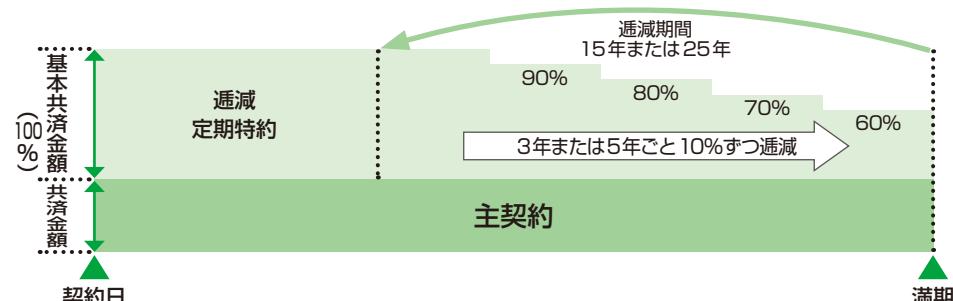
■自動更新について

更新後の共済期間、共済金額などは原則として更新前と同じです。また、更新後の共済掛金は更新日における被共済者の年齢、共済掛金率による共済掛金となります。

なお、更新日にこの特約の締結を取り扱っていない場合、更新日の前日までに、共済契約者から組合が定める他の特約を付加する旨のお申込みがあったときは、組合の定める取扱いに基づき、更新日にその特約を付加するものとします。

遞減定期特約のしくみ

この特約は、特約の共済期間中、死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障します。主契約が満期をむかえる前の一定の期間（递減期間といいます。15年または25年のいずれかを特約の付加時に選択することができます。）、共済金額が次第に減少していくしくみです。递減期間の1/5の期間（递減期間が15年のときは3年、25年のときは5年）が経過するごとに基本共済金額の10%ずつ共済金額が递減します。





注意

■遜減定期特約の共済金額の減額

この特約の共済金額を減額する場合は、基本共済金額を基準に減額を行います。この場合の遜減後の共済金額は、変更後の基本共済金額に応じた額となります。

共済金等のお支払い

次のとおり共済金等をお支払いします。

お支払とする 共済金	お支払とする 共済金の額	お支払とする場合	共済金受取人
特約死亡 共済金	共済金額と 同額 ^{*4}	被共済者が特約の共済期間内 ^{*1} に死亡されたとき	死亡共済金 受取人
特約後遺障害 共済金	共済金額と 同額 ^{*4}	被共済者がこの特約の責任開始時 ^{*2} 以後に生じた 疾病または傷害により、特約の共済期間内に第1級 後遺障害の状態 ^{*3} または重度要介護状態になられ たとき	被共済者

*1 この特約の責任開始時前の期間を除きます。

*2 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。以下このページにおいて同じ。

*3 「第1級後遺障害の状態」には、特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた原因による後遺障害の状態が新たに加わって第1級後遺障害の状態となった場合も含まれます（責任開始時以後に生じた原因が、責任開始時前に既にあった後遺障害の状態の原因と因果関係がないときに限ります）。

*4 選減定期特約の共済金額は次の表のとおりとします。

期間		遜減定期特約の 共済金額
遜減期間＝15年	遜減期間＝25年	
この特約の責任開始時の属する日から 遜減期間の開始する日の前日まで	この特約の責任開始時の属する日から 遜減期間の開始する日の前日まで	基本共済金額*
遜減期間の開始する日から3年目の 末日まで	遜減期間の開始する日から5年目の 末日まで	基本共済金額
4年目の初日から6年目の末日まで	6年目の初日から10年目の末日まで	基本共済金額×90%
7年目の初日から9年目の末日まで	11年目の初日から15年目の末日まで	基本共済金額×80%
10年目の初日から12年目の末日まで	16年目の初日から20年目の末日まで	基本共済金額×70%
13年目の初日から主契約の共済期間 の満了する日まで	21年目の初日から主契約の共済期間 の満了する日まで	基本共済金額×60%

*この特約の付加時における共済金額をいいます。この表において同じ。

■特約死亡共済金と特約後遺障害共済金の重複請求について

特約死亡共済金と特約後遺障害共済金は重複してお支払いいたしません。



注意

■共済金等をお支払いできない場合

共済金等の支払事由が生じましても、共済金等をお支払いできない場合があります。詳しくは「共済金等をお支払いできない場合」をご参照ください。

約款

定期特約第2条
更新型定期特約第2条
遜減定期特約第2条

約款

別表 [後遺障害等級表]
別表 [重度要介護状態]

約款

遜減定期特約第9条

しおり

共済金等をお支払い
できない場合
P42

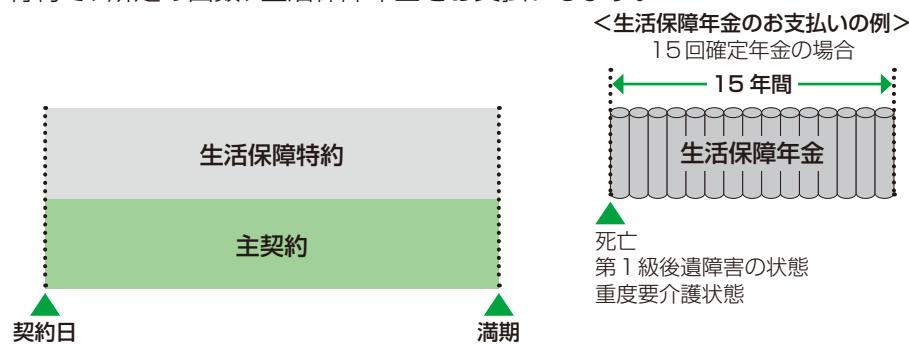
[万一のときの保障を充実させる特約] 生活保障特約



万一のときに、所定の回数、生活保障年金をお支払いする特約です。

生活保障特約のしくみ

この特約は、特約の共済期間中、死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障する特約で、所定の回数、生活保障年金をお支払いします。



約款

生活保障特約第3条

約款

別表 [後遺障害等級表]
別表 [重度要介護状態]

共済金等のお支払い

次のとおり共済金等をお支払いします。なお、生活保障年金は被共済者が次の「お支払いする場合」に該当された日および以後1年ごとのその日の応当日に、所定の回数お支払いします。

お支払いする共済金	生活保障年金の額	お支払いする場合	共済金受取人
生活保障年金	共済金額と同額	被共済者が特約の共済期間内 ^{*1} に死亡されたとき	死亡共済金受取人
		被共済者がこの特約の責任開始時 ^{*2} 以後に生じた疾病または傷害により、特約の共済期間内に第1級後遺障害の状態 ^{*3} または重度要介護状態になられたとき	被共済者

*1 この特約の責任開始時前の期間を除きます。

*2 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。以下このページにおいて同じ。

*3 「第1級後遺障害の状態」には、特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた原因による後遺障害の状態が新たに加わって第1級後遺障害の状態となった場合も含まれます（責任開始時以後に生じた原因が、責任開始時前に既にあった後遺障害の状態の原因と因果関係がないときに限ります）。

■重複請求について

被共済者が死亡されたときにお支払いする生活保障年金と第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になられたときにお支払いする生活保障年金は、重複してお支払いいたしません。

しおり

共済金等をお支払いできない場合
P42



■共済金等をお支払いできない場合

共済金等の支払事由が生じましても、共済金等をお支払いできない場合があります。詳しくは「共済金等をお支払いできない場合」をご参照ください。

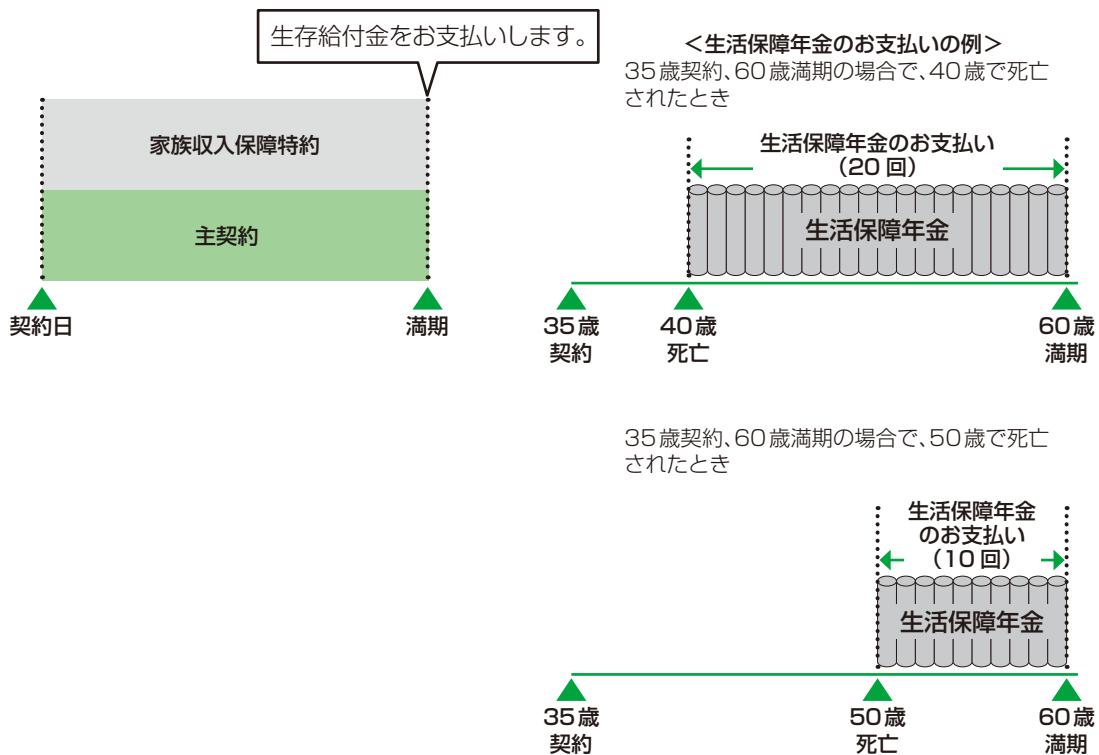
[万一のときの保障を充実させる特約] 家族収入保障特約



万一のときに、所定の期間が満了するまで、生活保障年金をお支払いする特約です。
また、被共済者が特約の共済期間満了まで生存された場合には、生存給付金をお支払いします。

家族収入保障特約のしくみ

この特約は、特約の共済期間中、死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障する特約で、所定の期間が満了するまで生活保障年金をお支払いします。また、被共済者が特約の共済期間満了まで生存された場合には、生存給付金をお支払いします。



約款

家族収入保障特約
第3条
家族収入保障特約
第7条

約款

別表 [後遺障害等級表]
別表 [重度要介護状態]

共済金等のお支払い

次のとおり共済金等をお支払いします。なお、生活保障年金は被共済者が次の「お支払いする場合」に該当された日および以後1年ごとのその日の応当日に、5年間または特約の共済期間満了までのいずれか長い期間お支払いします。

お支払いする共済金	お支払いする共済金の額	お支払いする場合	共済金受取人
生活保障年金	共済金額と同額	被共済者が特約の共済期間内 ^{*1} に死亡されたとき	死亡共済金受取人
		被共済者がこの特約の責任開始時 ^{*2} 以後に生じた疾病または傷害により、特約の共済期間内に第1級後遺障害の状態 ^{*3} または重度要介護状態になられたとき	被共済者
生存給付金	共済金額×30%	被共済者がこの特約の共済期間が満了するまで生存していたとき（後遺障害にかかる第1回生活保障年金が支払われることとなった場合を除きます。）	共済契約者 ^{*4}

*1 この特約の責任開始時前の期間を除きます。

*2 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。以下このページにおいて同じ。

*3 「第1級後遺障害の状態」には、特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた原因による後遺障害の状態が新たに加わって第1級後遺障害の状態となった場合も含まれます（責任開始時以後に生じた原因が、責任開始時前に既にあった後遺障害の状態の原因と因果関係がないときに限ります）。

*4 満期共済金を支払うことにより共済契約が消滅する場合は、満期共済金受取人とします。

■重複請求について

被共済者が死亡されたときにお支払いする生活保障年金と第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になられたときにお支払いする生活保障年金は、重複してお支払いいたしません。

しおり

共済金等をお支払いできない場合
P42



■共済金等をお支払いできない場合

共済金等の支払事由が生じましても、共済金等をお支払いできない場合があります。詳しくは「共済金等をお支払いできない場合」をご参照ください。

[災害による万一のとき・後遺障害の状態を保障する特約] 災害給付特約



災害や特定感染症による万一のときを保障するとともに、災害による後遺障害の状態に対してその程度に応じて災害給付金をお支払いする特約です。

災害給付特約のしくみ

この特約は、特約の共済期間中、災害や特定感染症による死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障します。また、災害による第2級～第10級の後遺障害の状態に対しては、その障害の程度に応じて災害給付金をお支払いします。



■共済期間について

共済期間は、特約の付加日からその日を含めて被共済者が80歳となられる誕生日の前日の属する共済年度の末日（その前に主契約の共済期間が満了する場合には、その満了日）までとなります。

共済金等のお支払い

次のとおり共済金等をお支払いします。

死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態の場合

お支払いする共済金	お支払いする共済金の額	お支払いする場合	共済金受取人
災害死亡共済金	共済金額と同額	<ul style="list-style-type: none"> ●被共済者がこの特約の責任開始時*以後の災害により特約の共済期間内にその災害を受けた日以後200日以内に死亡されたとき ●被共済者がこの特約の責任開始時以後の特定感染症により特約の共済期間内に死亡されたとき 	死亡共済金受取人
災害後遺障害共済金	共済金額と同額	<ul style="list-style-type: none"> ●被共済者がこの特約の責任開始時以後の災害により特約の共済期間内にその災害を受けた日以後200日以内に第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になられたとき ●被共済者がこの特約の責任開始時以後の特定感染症により特約の共済期間内に第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になられたとき 	被共済者

*復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。この表において同じ。

■災害死亡共済金と災害後遺障害共済金の重複請求について

災害死亡共済金と災害後遺障害共済金は、重複してお支払いいたしません。

しおり

共済用語のご説明
●災害

約款

災害給付特約第2条

約款

別表「後遺障害等級表」
別表「重度要介護状態」

Q&A

特定感染症とは、どのような病気のことですか？

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項、第4項または第7項第3号に掲げる「エボラ出血熱」、「クリミア・コンゴ出血熱」、「痘そう」、「南米出血熱」、「ペスト」、「マールブルグ病」、「ラッサ熱」、「急性灰白髄炎」、「結核」、「ジフテリア」、「重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）」、「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）」、「鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症および再興型コロナウイルス感染症を除く。）の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限る。）」、「コレラ」、「細菌性赤痢」、「腸管出血性大腸菌感染症」、「腸チフス」、「パラチフス」および「新型コロナウイルス感染症*（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）」の19種類の病気をいいます。

*病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症であって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。

（令和4年1月現在）

第2級～第10級の後遺障害の状態の場合

お支払いする 共済金	お支払いする 共済金の額	お支払いする場合	共済金受取人
災害給付金	共済金額× 約款別表 〔後遺障害等級表〕 の支払割合	被共済者がこの特約の責任開始時*以後の災害により特約の共済期間内にその災害を受けた日以後200日以内に約款別表〔後遺障害等級表〕の第2級～第10級の後遺障害の状態になられたとき	被共済者

*復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。

■通算支払割合について

災害後遺障害共済金および災害給付金の支払割合は主契約の共済期間内を通算して100%が限度です。

■既に後遺障害の状態にある身体の部位に生じた後遺障害について

既に後遺障害の状態にある身体の部位に新たに後遺障害の状態が生じたときは、既にあった後遺障害の状態に応じた支払割合を差し引いた共済金等をお支払いします。

■同一の部位に2以上の後遺障害が生じた場合について

同一の事故によって同一の部位に2以上の後遺障害の状態が生じたときは、それらのうちもっとも上位の等級の割合でお支払いします。

しおり

共済金等をお支払い
できない場合
P42



注意

■共済金等をお支払いできない場合

共済金等の支払事由が生じましても、共済金等をお支払いできない場合があります。詳しくは「共済金等をお支払いできない場合」をご参照ください。

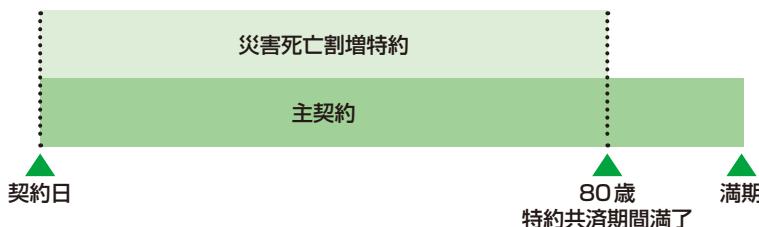
[災害による万一のとき・後遺障害の状態を保障する特約] 災害死亡割増特約



災害や特定感染症による万一のときを保障する特約です。

災害死亡割増特約のしくみ

この特約は、特約の共済期間中、災害や特定感染症による死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障します。



■共済期間について

共済期間は、特約の付加日からその日を含めて被共済者が80歳となられる誕生日の前日の属する共済年度の末日（その日前に主契約の共済期間が満了する場合には、その満了日）までとなります。

共済金等のお支払い

次のとおり共済金等をお支払いします。

お支払いする共済金	お支払いする共済金の額	お支払いする場合	共済金受取人
災害死亡共済金	共済金額と同額	<ul style="list-style-type: none"> 被共済者がこの特約の責任開始時^{*1}以後の災害により特約の共済期間内にその災害を受けた日以後200日以内に死亡されたとき 被共済者がこの特約の責任開始時以後の特定感染症^{*2}により特約の共済期間内に死亡されたとき 	死亡共済金受取人
災害後遺障害共済金	共済金額と同額	<ul style="list-style-type: none"> 被共済者がこの特約の責任開始時以後の災害により特約の共済期間内にその災害を受けた日以後200日以内に第1級後遺障害の状態^{*3}または重度要介護状態になられたとき 被共済者がこの特約の責任開始時以後の特定感染症により特約の共済期間内に第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になられたとき 	被共済者

*1 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。以下このページにおいて同じ。

*2 特定感染症については、「災害給付特約」をご参照ください。

*3 「第1級後遺障害の状態」には、特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた災害を直接の原因とする後遺障害の状態または特定感染症による後遺障害の状態が新たに加わって第1級後遺障害の状態となった場合も含まれます。

■災害死亡共済金と災害後遺障害共済金の重複請求について

災害死亡共済金と災害後遺障害共済金は、重複してお支払いいたしません。



■共済金等をお支払いできない場合

共済金等の支払事由が生じましても、共済金等をお支払いできない場合があります。詳しくは「共済金等をお支払いできない場合」をご参照ください。

しおり

共済用語のご説明
●災害

約款

災害死亡割増特約
第2条

約款

別表【後遺障害等級表】
別表【重度要介護状態】

しおり

災害給付特約
Q&A(特定感染症)
P32

しおり

共済金等をお支払いできない場合
P42

[所定の身体の損傷の状態を保障する特約] 特定損傷特約



骨折や関節脱臼など特定の損傷を保障するとともに、所定の顔面損傷状態になられた場合に顔面損傷共済金をお支払いする特約です。

特定損傷特約のしくみ

この特約は、特約の共済期間中、特定の損傷および顔面損傷状態を保障します。



■共済期間について

共済期間は、特約の付加日からその日を含めて被共済者が80歳となられる誕生日の前日の属する共済年度の末日（その日前に主契約の共済期間が満了する場合には、その満了日）までとなります。

約款

特定損傷特約第3条

しおり

共済用語のご説明
●災害

共済金等のお支払い

次のとおり共済金等をお支払いします。

お支払いする共済金	お支払いする共済金の額	お支払いする場合	共済金受取人
特定損傷共済金	共済金額と同額	<p>被共済者がこの特約の責任開始時*以後に生じた災害または疾病により共済期間内に医師による骨折の治療または柔道整復師による骨折の施術を受けられたとき</p> <p>被共済者がこの特約の責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、次のいずれかに該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共済期間内に医師による次のいずれかの治療を受けられたとき <ul style="list-style-type: none"> ●関節脱臼 ●腱の断裂 ●靭帯の断裂 ●半月板の断裂 ●熱傷 2. 共済期間内に柔道整復師による関節脱臼の施術を受けられたとき 	被共済者
顔面損傷共済金	共済金額 × 10	<p>被共済者がこの特約の責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、共済期間内に顔面損傷状態になられたとき。ただし、次のいずれかに該当するときを除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 既にあった頭部、顔面または頸部における身体的なき損状態に、災害を直接の原因とする身体的なき損状態が新たに加わって顔面損傷状態になられたこと 2. 既にあった顔面損傷状態に、災害を直接の原因とする頭部、顔面または頸部における身体的なき損状態が新たに加わって新たな顔面損傷状態になられたこと 	

*復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。この表において同じ。

約款

特定損傷特約第1条

■特定損傷共済金のお支払いについて

特定損傷共済金のお支払いは、主契約の共済期間を通じて10回を限度とします。

ただし、次のいずれかに該当する特定損傷共済金のお支払いは、主契約の共済期間を通じて1回とします。

1. 同一の災害または疾病を直接の原因とするもの
2. 脊椎の圧迫骨折によるもの

■顔面損傷共済金のお支払いについて

同一の災害を直接の原因とする顔面損傷共済金のお支払いは、主契約の共済期間を通じて1回とします。

用語のご説明

用語	用語の説明
骨折	骨組織の連絡が部分的あるいは完全に離断された状態をいい、脊椎の圧迫骨折を含みます。ただし、治療を目的として骨組織の連絡が離断された状態、変形治ゆおよび偽関節を除きます。 ※軟骨（鼻軟骨・肋軟骨等）は医学上の骨組織ではないため、一部を除き、軟骨の離断された状態は約款に定める骨折には該当しません。
関節脱臼	関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
腱の断裂	腱が断裂した状態のうち、腱形成術（腱の移植術、移行術、交換術および縫合術を含みます。）を要するものをいいます。ただし、疾病を原因とするものを除きます。 ※筋の損傷は約款に定める腱の断裂には該当しません。
靭帯の断裂	靭帯が断裂した状態のうち、靭帯断裂縫合術（関節鏡下によるものを含みます。）または靭帯断裂形成手術（関節鏡下によるものを含みます。）を要するものをいいます。ただし、疾病を原因とするものを除きます。
半月板の断裂	半月板が断裂した状態のうち、半月板切除術（関節鏡下によるものを含みます。）または半月板縫合術（関節鏡下によるものを含みます。）を要するものをいいます。ただし、疾病を原因とするものを除きます。
熱傷	熱により生体の組織が損傷され、次のいずれかに該当する状態をいいます。 1. 深達性Ⅱ度熱傷 真皮層の深部まで障害された状態 2. Ⅲ度熱傷 皮膚全層および皮下組織まで障害された状態 ※Ⅰ度熱傷または浅達性Ⅱ度熱傷および直径2cm未満の深達性Ⅱ度熱傷または直径2cm未満のⅢ度熱傷は約款に定める熱傷には該当しません。
顔面損傷状態	災害が治ゆした後に残存する原則として次のいずれかに該当する人目につく程度以上の身体的なき損状態であって、将来回復見込みのないものをいいます。 ●頭部における直径5cm以上のはんこん ●顔面における直径2cm以上のはんこん、3cm以上の線状こんまたは直径2cm以上の組織凹凸 ●頸部における直径5cm以上のはんこん ●1眼の眼球の亡失



注意

■共済金等をお支払いできない場合

共済金等の支払事由が生じましても、共済金等をお支払いできない場合があります。詳しくは「共済金等をお支払いできない場合」をご参照ください。

しおり

共済金等をお支払いできない場合
P42

[その他の特約] 生前給付特約



被共済者の余命が6か月以内と判断されたときに、死亡共済金の全部または一部を将来におけるお支払いに代えて被共済者にお支払いする特約です。

なお、生前給付特約に対する共済掛金はありません。

約款

生前給付特約第2条

共済金等のお支払い

次のとおり共済金等をお支払いします。

お支払いする 共済金	お支払いする共済金の額	お支払いする場合	共済金受取人
生前給付金	指定共済金額から、組合の定める取扱いに基づき、生前給付金の請求日以後6か月間の指定共済金額に対応する利息および共済掛金を差し引いた額	被共済者の余命が6か月以内と判断されること	被共済者

■指定共済金額について

- 指定共済金額は、一契約あたり50万円を最低とし、死亡共済金の額の範囲内でかつ3,000万円を限度（他に共済契約がある場合には同一被共済者を通算して3,000万円を限度）とします。
- 指定共済金額は、主契約、定期特約、更新型定期特約、遅減定期特約、生活保障特約および家族収入保障特約の共済金額*を合計した範囲内で指定していただきます。ただし、これらの特約について請求日から共済期間の満了（更新型定期特約が更新される場合を除きます。）日までの期間が1年以内の場合は生前給付金はお支払いしません。
- ※遅減定期特約においては請求日の6か月後の応当日における共済金額、生活保障特約においては共済金額に組合の定める率を乗じて得た額、家族収入保障特約においては請求日の6か月後の応当日における共済金額に組合の定める率を乗じて得た額とします。
- 指定共済金額は、ご請求時に指定していただきます。
- 指定共済金額として死亡共済金の額の全部を指定することもできます。ただし、この場合、生前給付金をお支払いすると請求日にさかのぼってご契約は消滅し、同時に付加されている特約もなくなります。よって、生前給付金お支払い後も保障が必要な場合は、指定共済金額として死亡共済金の額の一部を指定してください。
- 指定共済金額として死亡共済金の額の一部を指定する場合、主契約・特約ごとの指定はできません。請求日における主契約と各特約の共済金額の割合に応じて指定されるものとします。
- 主契約と各特約の減額後の共済金額が50万円未満（生活保障特約の共済金額については12万円未満）となる指定共済金額の指定はできません。

■付加されている特約について

付加されている特約*については、減額されずに継続します。

※定期特約、更新型定期特約、遅減定期特約、生活保障特約および家族収入保障特約を除きます。

■生前給付金のお支払い回数

生前給付金のお支払いは、主契約の共済期間を通じて1回限りです。

■生前給付金のお支払い前に死亡共済金のご請求があった場合

生前給付金のお支払い前に死亡共済金のご請求があった場合は、生前給付金はお支払いしません。

しおり

共済金等をお支払い
できない場合
P42



注意

■共済金等をお支払いできない場合

共済金等の支払事由が生じましても、共済金等をお支払いできない場合があります。詳しくは「共済金等をお支払いできない場合」をご参照ください。

生前給付金のお支払い例 1

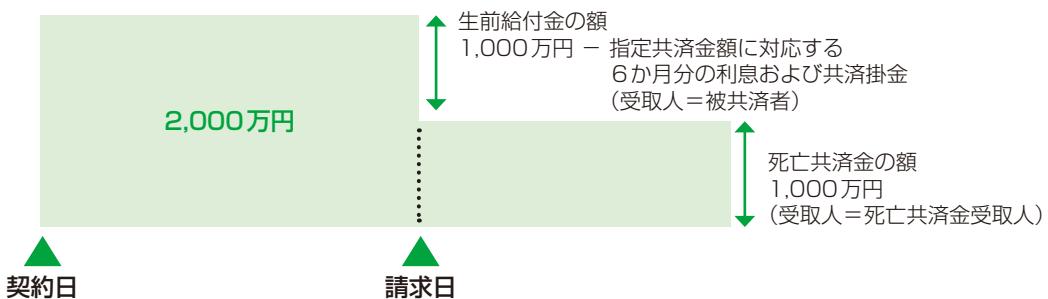
死亡共済金の額の一部を指定された場合

<ご契約例>

死亡共済金の額 2,000万円

指定共済金額 1,000万円

●共済金のお支払い



●共済掛金のお払込み



- 請求日にさかのぼって指定共済金額分が減額されます。この場合、減額部分の返れい金はお支払いしません。
- 継続部分に対する共済掛金のお払込みは必要です。

生前給付金のお支払い例2

遞減定期特約が付加されている契約において、請求日の翌日から請求日の6か月後の応当日までの間に遞減定期特約の共済金額が遞減する場合、かつ死亡共済金額の一部を指定された場合

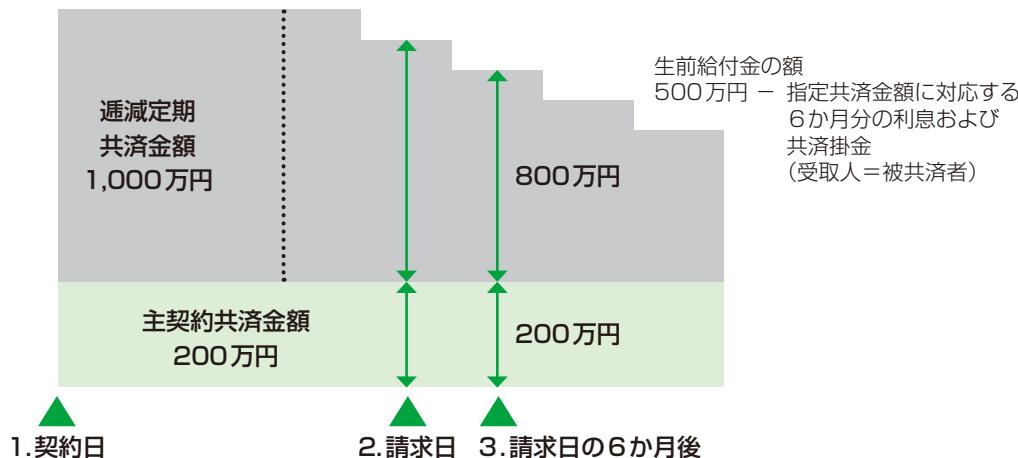
<ご契約例>

1. 契約日時点	2. 請求日時点	3. 請求日より6か月経過時点
死亡共済金額 1,200万円	死亡共済金額 1,100万円	死亡共済金額 1,000万円
{うち 递減定期共済金額 1,000万円	{うち 递減定期共済金額 900万円	{うち 递減定期共済金額 800万円
主契約共済金額 200万円	主契約共済金額 200万円	主契約共済金額 200万円
	指定共済金額 500万円	指定共済金額 500万円

- 道減定期特約における共済金額は、請求日の6か月後の応当日における道減定期特約の共済金額とします。

お支払い例2の場合、生前給付金請求日の6か月後における死亡共済金額は1,000万円となり、この額を指定共済金額の限度とします。

- 生前給付金のお支払い、生前給付金お支払い後の主契約の共済金額、道減定期特約の共済金額は、請求日の6か月後の主契約の共済金額(200万円)と道減定期特約の共済金額(800万円)の割合(2:8)をもとに決定いたします。



- 請求日にさかのぼって指定共済金額分が減額されます。この場合、減額部分の返れい金はお支払いしません。
- 繼続部分に対する共済掛金のお払込みは必要です。

[その他の特約] 満期前払特約



現在のご契約の満期前に主契約の共済金額の一部に相当する満期前払金をお受取りいただける特約です。

満期前払金のお支払い

次のとおり共済金等をお支払いします。

満期前払金の額	満期前払金受取人
主契約の共済金額のうち、満期前払金受取人が請求時に指定した金額（以下「指定金額」といいます。）から、組合の定める取扱いに基づき、満期前払金の請求日からその日を含めて共済期間の満了日までの間の指定金額に対応する利息を差し引いた額	共済契約者

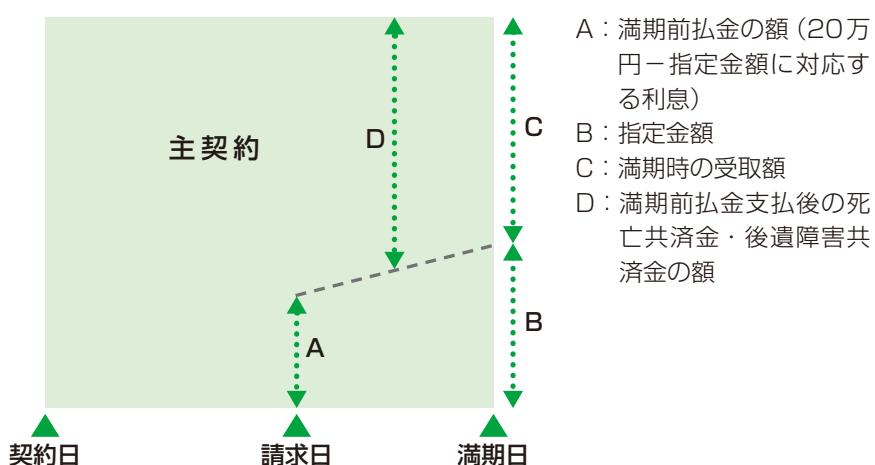
■指定金額について

- ご請求時に特約を付加していただき、指定金額を指定していただきます。
- 指定金額は、現在ご契約されている主契約の共済金額の80%に相当する額を限度とします。ただし、指定金額から指定金額に対する利息を差し引いた満期前払金の額が主契約の共済掛金積立金を超えることとなる指定はできません。
- 指定金額は10万円単位で指定してください。

満期前払金のお支払い例

<ご契約例>

主契約の共済金額 100万円
指定金額 20万円



■共済掛金について

満期前払金のお受取り後も、お受取り前と同額の共済掛金のお払込みが必要です。

■満期前払金のお支払い回数

満期前払金のお支払いは、主契約の共済期間を通じて1回限りです。

■満期前払金支払後の保障について

満期前払金のお支払い後も死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態の保障を継続します。この場合の共済金の額は、満期前払金および所定の額を差し引いた額(D)となります。

約款

満期前払特約第2条

[その他の特約] 共済金年金支払特約



支払われる共済金の全部または一部について、一時金にかえて年金としてお受取りいただける特約です。

共済金年金支払特約のしくみ

約款

共済金年金支払特約第2条

約款

共済金年金支払特約第3条
共済金年金支払特約第4条

対象となる共済金

死亡共済金、後遺障害共済金、満期共済金

※主契約の共済金と同時に支払われる特約死亡共済金、特約後遺障害共済金、生活保障年金（一括してお支払いする場合に限ります。）、生存給付金、災害死亡共済金、災害後遺障害共済金および据え置かれている中途給付金を含みます。

年金の種類

種類	内容
確定年金	据置期間経過後、所定の年金支払回数（5回、10回または15回）の年金を、年金支払日に年金受取人にお支払いします。 年金受取人が死亡されたときは、未支払年金を所定の率で割り引き、一括してお支払いします。
保証期間付終身年金	年金支払開始年齢以降の年金支払日ごとに、年金受取人が生存されている場合に限り、年金をお支払いするもので、保証期間中に年金受取人が死亡された場合には、残存保証期間の未支払年金を所定の率で割り引き、一括してお支払いします。

■据置期間について（確定年金）

1年以上5年以内（1年きざみとします。）の範囲内で定めることができます。

■年金支払開始年齢について（保証期間付終身年金）

年金支払開始年齢は、この特約の責任開始時の年金受取人の年齢に応じて、50歳から80歳までの範囲内で定めることができます。詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

■保証期間について（保証期間付終身年金）

保証期間は、年金支払開始年齢が50歳から65歳までであるときは15年とし、66歳から75歳までであるときは10年とし、76歳から80歳までであるときは5年とします。

年金額の種類

種類	内容
定額型	年金支払日ごとに一定の額の年金が年金受取人に支払われるものです。
定額増額型	第2回以後の年金支払日ごとに第1回年金額の5%に相当する額を増額した年金が年金受取人に支払われるものです。

年金原資の範囲

お受取りいただく年金の原資にあてる額は以下になります。組み合わせて原資にあてるこどもできます。

範囲	内容
共済金	●主契約の共済金の全部または一部（据え置かれた中途給付金およびその利息を含みます。） ●主契約の共済金と同時に支払われる特約の共済金の全部または一部
その他	●割りもどし金（据え置かれた割りもどし金およびその利息を含みます。） ●共済金の支払いと同時に払いもどされる共済掛金

■共済掛金率について

年金への原資充当は、共済金年金支払特約付加時点の共済掛金率ではなく、特約の責任開始時点の共済掛金率により行われます。

年金原資にあてる共済金の額等の通知の手続およびお支払い開始時期

共済金年金支払特約の
お申込み
(特約の付加)

主契約のお申込みの際や、主契約の共済金が支払われることとなった場合などに特約を付加することができます。
詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

ご加入先のJAへの通知

共済金受取人は、年金原資の範囲、年金額の種類、年金の種類、支払回数・据置期間(確定年金の場合)、年金支払開始年齢(保証期間付終身年金の場合)および割りもどし金の割りもどし方法を定めご加入先のJAへ通知します。

年金のお支払い

次の時期に年金のお支払いを開始します。

●確定年金

据置期間の満了日の翌日

●保証期間付終身年金

年金受取人が年金支払開始年齢となる誕生日以後に初めて到来する特約の責任開始日の応当日

■年金の分割払いについて

年金額が30万円以上の場合には、年金を年に2回または4回に分割してお受取りになることができます(この場合には、2回目以降は利息がつきます)。

■年金の一括払いについて

保証期間付終身年金の場合、年金支払開始日以後は、共済金年金支払特約の解約はできません。ただし、保証期間中にあっては、年金の支払請求の際、そのときにおける未支払年金を一括してご請求いただくことができます。

年金の種類により取扱いが異なりますので詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

約款

共済金年金支払特約
第5条

約款

共游金年金支払特約
第6条

共済金等をお支払いできない場合



共済金等の支払事由が生じましても、共済金等をお支払いできない場合があります。

約 款

普通約款第2条
定期特約第2条
更新型定期特約第2条
遞減定期特約第2条
生活保障特約第3条
家族収入保障特約第3条
家族収入保障特約第7条
災害給付特約第2条
災害死亡割増特約第2条
特定損傷特約第3条
生前給付特約第2条

支払事由に該当しない場合

養老生命共済の主契約、特約の共済金等は、約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。

<例：責任開始時前の傷病等を原因とする場合>

次の共済金等のお支払い（共済掛金の払込免除を含みます。）は、約款に定めるとおり、その原因となる傷病等が責任開始時^{※1}以後に生じた場合に限ります。

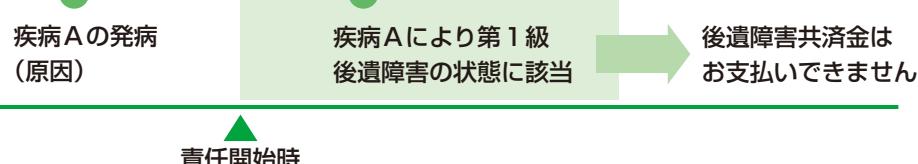
- ・後遺障害共済金
- ・災害死亡共済金
- ・特定損傷共済金
- ・特約後遺障害共済金
- ・災害後遺障害共済金
- ・顔面損傷共済金
- ・生活保障年金^{※2}
- ・災害給付金

したがって、原因となる傷病等が責任開始時前に生じていた場合には、お申込みの際の告知などによって、組合がその傷病等が生じていることを知っていたとしても、共済金等をお支払いできません（ご契約や特約に特別条件が付されている場合についても同様です）。

※1 復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。以下このページにおいて同じ。

※2 被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になられたときにお支払いする生活保障年金に限ります。

責任開始時前に疾病Aの治療を受けていた場合（後遺障害共済金のお支払い）



免責事由に該当した場合

次のような場合には、支払事由が生じても共済金等をお支払いできません。

共済金等の種類	ご契約内容	免責事由（お支払いできない場合）	
死亡共済金	主契約	●被共済者が自殺されたとき (共済契約もしくは特約の責任開始時*の属する日以後2年以内に死亡した場合に限ります。)	
特約死亡共済金	定期特約 更新型定期特約 遞減定期特約	●共済契約者または死亡共済金受取人の故意によるとき	
後遺障害共済金	主契約		
特約後遺障害共済金	定期特約 更新型定期特約 遞減定期特約	被共済者または共済契約者の故意によるとき	
生活保障年金	生活保障特約 家族収入保障特約	死亡 ●被共済者が自殺されたとき (特約の責任開始時の属する日以後2年以内に死亡した場合に限ります。) ●共済契約者または死亡共済金受取人の故意によるとき	
生前給付金	生前給付特約	被共済者または共済契約者の故意によるとき	
災害死亡共済金	災害給付特約 災害死亡割増特約	●被共済者、共済契約者または死亡共済金受取人（死亡の場合）の故意または重大な過失により生じた災害または特定感染症によるとき ●被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害によるとき ●被共済者の犯罪行為により生じた災害によるとき ●被共済者の無免許運転、酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害によるとき	
災害後遺障害共済金			
災害給付金	災害給付特約	●被共済者または共済契約者の故意または重大な過失により生じた災害によるとき ●被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害によるとき ●被共済者の犯罪行為により生じた災害によるとき ●被共済者の無免許運転、酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害によるとき	
特定損傷共済金	特定損傷特約	●被共済者または共済契約者の故意または重大な過失により生じた災害または疾病によるとき ●被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害によるとき ●被共済者の犯罪行為により生じた災害または疾病によるとき ●被共済者の無免許運転、酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害によるとき	
顔面損傷共済金			

*復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。この表において同じ。

約款

普通約款第3条
定期特約第3条
更新型定期特約第3条
遞減定期特約第3条
生活保障特約第6条
家族収入保障特約第6条
災害給付特約第3条
災害死亡割増特約第3条
特定損傷特約第4条
生前給付特約第3条

しおり

ご契約の無効・取消し・解除・消滅
P59

約　款

普通約款第31条

約　款

普通約款第23条

約　款

普通約款第32条

約　款

普通約款第34条
普通約款第35条

ご契約が無効、取消しまたは解除となった場合

共済金等の不法取得目的による無効の場合

共済契約者が共済金等を不法に取得する目的または他人に共済金等を不法に取得させる目的で共済契約*を締結または復活し、共済契約*が無効となった場合は、共済金等をお支払いする事由が発生していても、共済金等をお支払いできません。

*特則および特約を含みます。

年齢誤りによる取消しの場合

共済契約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外であることにより、組合が共済契約を取り消した場合は、共済金等をお支払いする事由が発生していても、共済金等をお支払いできません。

詐欺または強迫による取消しの場合

共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって共済契約を締結または復活したため、組合が共済契約または共済契約の復活を取り消した場合、共済金等をお支払いする事由が発生していても、共済金等をお支払いできません。

第1回共済掛金のお払込みがないことによる解除の場合

第1回共済掛金の払込猶予期間満了日までに共済掛金のお払込みがない場合、組合は、将来に向かって、共済契約を解除します。

告知義務違反による解除の場合

お体の状態やご職業などについて、故意または重大な過失によって事実をありのままに告知いただけなかったり、事実と違うことを告知いただいたりしたため、組合が共済契約を告知義務違反により解除した場合、共済金等をお支払いする事由が発生していても、共済金等をお支払いできません。

ただし、共済金等の支払事由の原因が解除の原因となった事実に基づかなかった場合を除きます。

重大事由による解除の場合

約款

普通約款第36条

- 次のいずれかに該当し、組合が共済契約を解除した場合、次のいずれかの事由が発生した時から解除した時までに生じた支払事由については、共済金等をお支払いできません。
- 共済契約者または共済金受取人が組合に共済金等を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとした場合
- 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、組合にこの共済契約に基づく共済金等を支払わせることを目的として、支払事由^{*}を生じさせ、または生じさせようとした場合
※死亡を除きます。
- 共済金受取人が、この共済契約に基づく共済金等の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められる場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められる場合
(この事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、共済金受取人を2人以上とする共済金等については、その受取人に支払われるべき共済金等をお支払いできません。)
- ※ 1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- ※ 2 反社会的勢力に対する資金等の提供または便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと、共済契約者または共済金受取人が法人の場合に反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していることをいいます。
- この共済契約に付加されている特約または他の共済契約^{*}が重大事由により解除されたことにより、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を継続することを期待しない上記に掲げる事由と同等の事由が生じた場合
※共済契約者、被共済者または共済金受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。
- そのほか、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

ご契約が失効している場合

約款

普通約款第13条
普通約款第42条

第2回以後の共済掛金が払込猶予期間満了日までにお払込みされなかつたこと等により、共済契約の効力を失っている間は、共済金等をお支払いする事由が発生していても、共済金等をお支払いできません。

共済金等をお支払いできる場合、 お支払いできない場合の事例

しおり

告知義務違反について
P13

事例 告知義務違反による解除

お支払い できる場合

「肝硬変」での治療歴について告
知せずに加入し、ご契約から1年
後に交通事故に遭い、「脳挫傷」で
亡くなられたケース

お支払い できない場合

「肝硬変」での治療歴について告
知せずに加入し、ご契約から1年後に
「肝硬変」を原因とする「肝臓がん」
で亡くなられたケース

告知義務違反のためご契約は解除
となります。ただし、「肝硬変」と「脳挫
傷」との間に因果関係がないため、
死亡共済金はお支払いします。

告知義務違反のためご契約は解除
となり、死亡共済金はお支払いできま
せん。

解説

ご契約に加入いただく際には、被共済者の健康状態について正確に告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実をありのままに告知しなかったり、事実と異なる内容を告知した場合には、ご契約は解除となり、死亡共済金はお支払いできません。
ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、まったく因果関係が認められない場合には、死亡共済金をお支払いします。

参考

■ 口頭で答えただけでは告知したことにはなりません。組合所定の告知書に健康状態や病
歴を正確にご記入ください（組合所定の端末を使用する方法を含みます）。

しおり

災害給付特約
P31
災害死亡割増特約
P33
共済用語のご説明
●災害

事例 災害死亡共済金のお支払い

<災害給付特約・災害死亡割増特約の場合>

お支払い できる場合

階段から転落し、頭を強打して
「急性硬膜下血腫」となり、亡く
なられたケース

災害死亡共済金をお支払いしま
す。

お支払い できない場合

「脳梗塞」の後遺症のため食物を
飲み込むことが困難な状態と
なっている方が、食物を喉につ
まらせて窒息死されたケース

病気によるえん下障害がある方の
窒息は、約款に定める「除外する
事故」に該当するため、災害死亡
共済金をお支払いできません。

解説

災害死亡共済金は、約款で定める「災害」を原因として死亡された場合にお支払いするもの
です。
「災害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故による被害をいいます。ただし、別表〔除外する
事故〕に該当する事故の場合は、災害死亡共済金はお支払いできません。

約款

別表〔除外する事故〕

事例 後遺障害共済金のお支払い（後遺障害における労務とは）

お支払いできる場合

「脳梗塞」による麻ひで寝たきりとなり、身のまわりの用事がいっさいできなくなったケース

後遺障害第1級第10号の状態に該当するため、後遺障害共済金をお支払いします。

お支払いできない場合

「脳梗塞」による麻ひで工事現場での力仕事はできなくなったが、軽作業や家事などはでき、日常生活に制限はないケース

後遺障害第1級第10号における「終身にわたり全く労務につくことができない状態」には該当しないため、後遺障害共済金はお支払いできません。

解説

「労務」とは、個別の職業を指すものではなく、就学や家事その他日常生活に関する行為も含みます。労務にかかる制限の程度は、日常生活動作の制限や四肢の麻ひの程度、精神または身体の状況などにより総合的に判定いたします。よって、もともと従事していた職業に復帰できなくなっていても、歩行や食事の摂取、衣服の着脱等を自力で行うことができ、日常生活における制限が大きくない場合は後遺障害第1級の認定はできません。

*後遺障害共済金の支払対象となる約款所定の「第1級後遺障害の状態」は、身体障害者福祉法などに定める1級の後遺障害などとは異なります。

参考

■ 後遺障害第1級第10号は「神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの」を指します。

しおり

共済用語のご説明
●第〇級後遺障害

第3章 ご契約中について



本章では、共済掛金のお払込みやご契約内容を変更される場合の手続き等について説明しています。

章内もくじ

- 共済掛金のお払込みとご契約の継続について
 - 共済掛金のお払込み P50
 - 失効したご契約の復活 P52
 - 共済掛金の払込方法 P53
 - お払込みが困難な場合の
ご契約の継続 P55
 - お金が入り用のときの
貸付制度 P56
 - ご契約の解約について P57
 - ご契約の無効・取消し・解除・消滅
. P59
 - 割りもどし金のお支払い P61

[ご契約内容の変更と届出]

- 特約の中途付加による
保障の見直し **P62**
 - 下取り（転換）制度による
保障の見直し **P63**
 - ご住所の変更、改姓・改名の届出
. **P64**
 - 共済契約関係者の変更 **P65**
 - [生命共済と税金]
 - 税金のお取扱いについて **P66**

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について]

共済掛金のお払込み



共済掛金は払込期月中にお払込みください。なお、払込期月中にお払込みいただけないときのために、払込猶予期間を設けています。

第1回共済掛金のお払込みについて

第1回共済掛金の払込期月

第1回共済掛金は、次の払込期月中にお払込みいただきます。



第1回共済掛金の払込期月	契約日からその日を含めて契約日の属する月の翌月の末日までの期間
--------------	---------------------------------

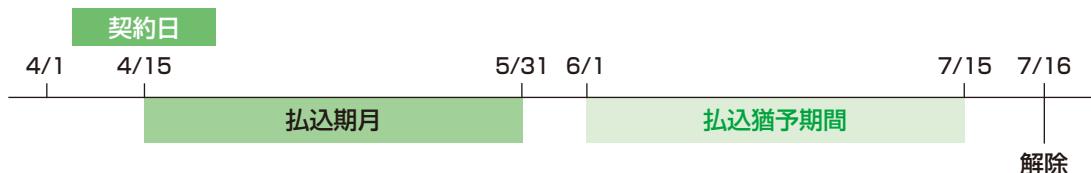
第1回共済掛金の払込猶予期間

払込期月中にお払込みいただけないときのために、次のとおり払込猶予期間を設けています。

第1回共済掛金の 払込猶予期間	年払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（契約日が契約日の属する月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日）までの期間
	月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間

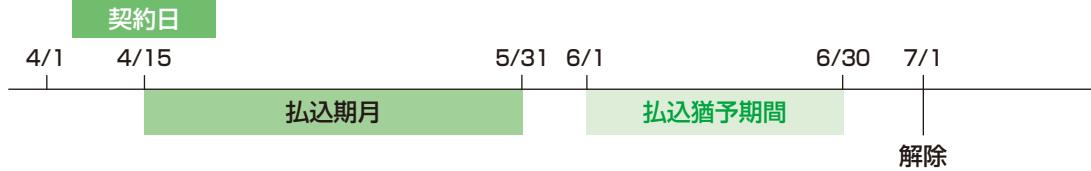
■年払契約の場合

<例>



■月払契約の場合

<例>



ご契約の解除

第1回共済掛金の払込猶予期間満了日までに共済掛金のお払込みがない場合、組合は、将来に向かって、共済契約を解除（共済契約が転換契約の場合、取消し）します。

第2回以後の共済掛金のお払込みについて

第2回以後の共済掛金の払込期月

第2回以後の共済掛金は、次の払込期月中にお払込みいただきます。

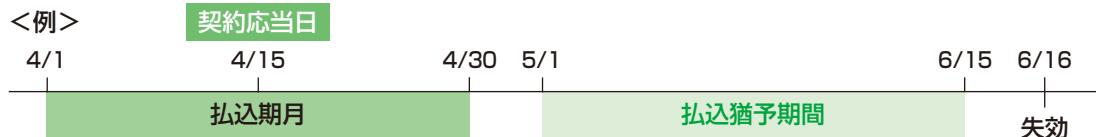
第2回以後の共済掛金の 払込期月	契約応当日（共済掛金の払込方法が月払いの場合は、月応当日）の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間
-----------------------------	---

第2回以後の共済掛金の払込猶予期間

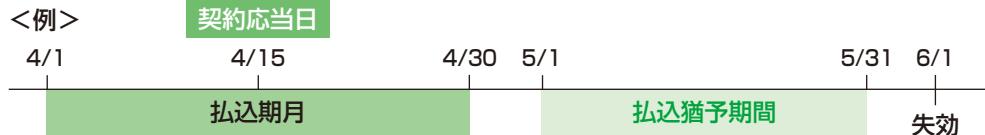
払込期月中にお払込みいただけないときのために、次のとおり払込猶予期間を設けています。

第2回以後の 共済掛金の 払込猶予期間	年払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（契約応当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日）までの期間
	月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間

■年払契約の場合



■月払契約の場合



共済掛金のお払込みが困難な場合のお取扱い

共済掛金の自動振替貸付や払済契約への変更のお取扱いがあります。

詳しくは「お払込みが困難な場合のご契約の継続」をご参照ください。

また、共済金額の減額や払込方法を変更（年払契約から月払契約）するお取扱いもありますので、詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

ご契約の失効

第2回以後の共済掛金の払込猶予期間満了日までに共済掛金のお払込みがない場合、ご契約の効力がなくなり（失効）、共済金等をお支払いできません。

- 払込猶予期間満了日までにお払込みがない場合でも、共済掛金の自動振替貸付が可能な場合は、あらかじめお申出（自動振替貸付反対のお申出）がない限り、自動的に共済掛金を振替貸付いたします。
- 失効となった場合でも失効日以後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

約款

普通約款第12条

しおり

共済用語のご説明

- 払込期月
- 払込猶予期間
- 契約応当日
- 月応当日

約款

普通約款第19条

普通約款第21条

普通約款第24条

普通約款第40条

しおり

お払込みが困難な場合
のご契約の継続

P55

約款

普通約款第13条

しおり

共済用語のご説明

- 失効と復活

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] 失効したご契約の復活



ご契約が失効した場合でも、失効日以後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

約款

普通約款第18条

ご契約の復活

復活のお申込みの際には、次のものをご用意いただきます

- ①共済契約復活申込書
- ②告知書
- ③復活のお申込みの時までの払い込まれなかった共済掛金に相当する額*
- ④共済証書

場合によっては次のものも必要となります。

- ⑤医師の診査書
 - ⑥延滞利息（③の利息です。組合が定めた利率によって算出されます。）
 - ⑦共済掛金の自動振替貸付または共済証書貸付の貸付金が所定の金額以上の場合は、組合の定める額
- *「口座振替扱掛金」が適用されたご契約であっても、復活のお申込みの時までの払い込まれなかつた共済掛金に相当する額には「口座振替扱掛金」は適用されません。

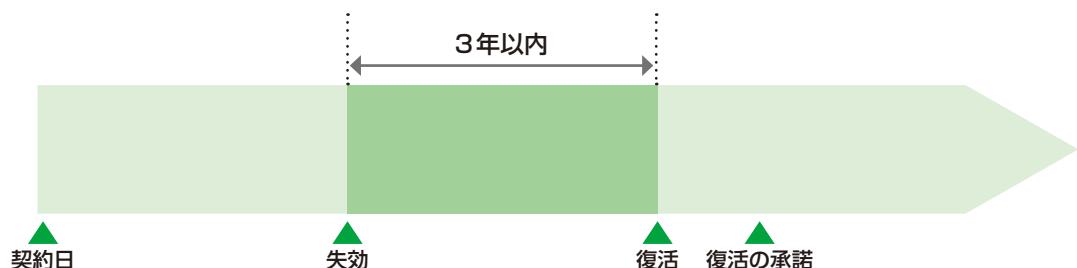
復活のお申込みと同時に払済契約への変更を申し込まれる場合

上記③と上記⑥はご用意いただく必要はありません。

復活のお申込みの承諾について

復活の際にも「告知義務」があり、復活のお申込みをされても、新規にご契約を申し込まれる場合と同様に、お体の状態などによっては復活を承諾できない場合があります。

組合が共済契約の復活を承諾したときは、組合の共済契約上の責任は、上記③、⑥および⑦の額の合計額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には告知の時）に再開します。



ご契約の復活について、詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。



注意

■失効によるご契約の消滅

ご契約が失効し、復活しないまま失効日以後3年を経過すると、ご契約は消滅します。

■告知義務違反について

告知いただいた内容が事実と相違する場合は、ご契約が「告知義務違反による解除」となることがあります。

しおり

告知義務について
P12

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] 共済掛金の払込方法



共済掛金は、次の払込経路でお払込みいただきます。なお、共済掛金をまとめて払い込む方法もあります。

共済掛金の払込経路

約款

普通約款第15条

口座振替扱い ^{*1}	JAや銀行等の金融機関の口座振替によりお払込みいただく方法です。組合が指定した金融機関の預貯金口座を振替口座としてお決めいただきます。共済契約者が指定した口座から共済掛金が自動的に振り替えられます。 指定した口座が残高不足等の理由で振替えができなかった場合は、共済掛金の払込猶予期間満了日までに直接JAの窓口でお払込みください。
クレジットカード扱い ^{*2}	組合の指定するクレジットカードによりお払込みいただく方法です。組合が共済掛金の領収ができなかった場合は、共済掛金の払込猶予期間満了日までに直接JAの窓口でお払込みください。
持参扱い	直接、JAの窓口でお払込みいただく方法です。

* 1 口座振替扱いが適用されます。

* 2 組合が取り扱っている場合に限ります。



注意

■共済掛金の払込経路の変更

1. 払込経路の変更をご希望の場合（例：持参扱いから口座振替扱いへの変更など）はご加入先のJAまでご連絡ください。
2. 口座振替扱いまたはクレジットカード扱いにされている場合で、組合の定める取扱条件を満たさなくなった場合、別の払込経路でお払込みいただくことになります。この場合に、払込経路が変更されるまでは、直接JAの窓口でお払込みください。

共済掛金をまとめて払い込む方法

まとめたお金がある場合に、将来の共済掛金をまとめてお払込みいただくことができる制度があります。

約款

普通約款第17条

■前納(年払い契約の場合)

将来の何年分かの共済掛金を、まとめて前納するお取扱いです*。この場合は、前納期間中の共済掛金に「口座振替扱い」が適用され、さらに組合が定めた率（この率は経済情勢などによって変動することがあります。）で割り引いて計算した前納共済掛金をお払込みいただきます。この前納共済掛金は、契約応当日ごとに年払いの共済掛金にあてられます。

また、次の場合に、前納共済掛金の残額については、払いもどされます。

- 共済掛金の払込みを要しなくなった場合
- 共済掛金の払込方法が月払いに変更された場合
- 天災地変その他やむを得ない理由により、共済契約者から払いもどしの請求があつて、組合が承諾した場合

*契約日から共済期間の満了日までの期間が11年以上である場合に限ります。

■一括払い(月払い契約の場合)

当月以後の共済掛金の3か月分または6か月分をまとめてお払込みいただくお取扱いです。この場合は、組合が定めた率で割り引いて計算した一括払共済掛金をお払込みいただきます。また、次の場合に、一括払共済掛金のうち未到来の共済期間に対応する共済掛金については、払いもどされます。

- 共済掛金の払込みを要しなくなった場合
- 共済掛金の払込方法が年払いに変更された場合
- 天災地変その他やむを得ない理由により、共済契約者から払いもどしの請求があつて、組合が承諾した場合



■まとめてお払込みいただく場合の留意点

- 前納共済掛金および一括払共済掛金は、次の払込経路でお払込みいただきます。

	口座振替扱い	クレジットカード扱い	持参扱い
前納共済掛金	○	×	○
一括払共済掛金	○	○	○

- 共済掛金の前納・一括払いについて、詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

口座振替扱いの適用について

養老生命共済およびそれに付加された次の特約を対象として、共済掛金の払込経路を口座振替扱いとしたご契約、または前納期間中のご契約には、お払込みいただく共済掛金に割安な「口座振替扱い」が適用されます。

【特約】定期特約、更新型定期特約、遞減定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約

■口座振替扱いは以下の場合に適用されます

- 払込経路を「口座振替扱い」としているご契約の共済掛金*
- *共済掛金の払込経路を「クレジットカード扱い」または「持参扱い」に変更したご契約は、「口座振替扱い」は適用されなくなります。
- 共済掛金を前納しているご契約の前納期間中の共済掛金

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] お払込みが困難な場合のご契約の継続



共済掛金のお払込みのご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するようお取扱いを設けています。

一時的に共済掛金のご都合がつかないとき

共済掛金の自動振替貸付について

- お払込みがないまま共済掛金の払込猶予期間を過ぎた場合でも、その時点での返れい金の額※¹の80%※²の範囲内であれば、共済掛金に相当する額の自動的な貸付けを受けることができます。
※1 その共済掛金のお払込みがあったものとして計算した額とします。
※2 既に、「共済掛金の自動振替貸付」や「共済証書貸付」の貸付金がある場合は、その元利金を差し引いた残額とします。
- 貸付金の利息は組合の定める利率で計算し、毎年の共済掛金の払込猶予期間が満了するごとに元金に繰り入れられます。
- あらかじめ「自動振替貸付反対の申出」をされている場合は、このお取扱いは行いませんのでご注意ください。
- 共済金等をお受取りになるときに、貸付金の元利金の残高があれば、共済金等からその金額を差し引いてお支払いいたします。
- 貸付金はいつでも元利金の全部または一部のご返済ができます。
- 貸付金のご返済がないと元利金が増えて、共済掛金の自動振替貸付ができなくなり、ご契約が失効となることがあります。お早めにご返済ください。

約款

普通約款第40条
普通約款第42条

払済契約に変更し、ご契約を有効に続けたいとき

払済契約への変更について

- 共済掛金を継続してお払込みいただくことが難しいときに、以降の共済掛金のお払込みを必要としない払済契約に変更することができます。
- この制度は、共済掛金のお払込みがあったときまでの共済掛金積立金※¹を一時払いの共済掛金にあて、共済金額を算出し、主契約のみのご契約に変更して継続するものです。なお、払済契約の共済金額は、変更前のご契約の共済金額※²が上限となります。
※1 特約にかかる共済掛金積立金を含みます。
※2 特約の共済金額を含みます。
- 払済契約に変更されると、それまでのご契約に付加されていた災害給付特約などの特約は解約されます。
- 次のときは、払済契約に変更することができません。
 - 変更前のご契約が払込免除契約のとき
 - 変更前のご契約に特別条件特約（共済金削減法で削減期間を経過した場合または特定視力障害不担保法である場合を除きます。）が付加されているとき
 - 算出された変更後の共済金額が50万円未満のとき

約款

普通約款第21条

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] お金がご入り用のときの貸付制度



一時的に必要な資金をお貸しする共済証書貸付の制度があります。

約 款

普通約款第41条

共済証書貸付

貸付けができる金額は、ご契約の内容や共済掛金の払込年数などによって異なります。特に、ご契約後短期間の場合などは貸付けができないことがありますので、ご了承ください。詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

共済証書貸付の概要

項 目	内 容
貸付金額の範囲	その申込時の返れい金の80% (ただし、その申込時に「共済掛金の自動振替貸付」や「共済証書貸付」による貸付金があるときは、その額からこれらの貸付金の元利金を差し引いた残額とします。)
貸付利率	組合の定めた利率
貸付対象者	共済契約者
貸付期間	1年以内
貸付期間の延長	貸付期間の満了日まで共済証書貸付による貸付金の元利金が返済されない場合は、貸付期間を1年以内の範囲で延長します。
その他	共済金等のお支払い、返れい金のお支払い、共済掛金の払いもどしなどの際に共済証書貸付の元利金がある場合は、それぞれの金額から差し引いてお支払いします。

約 款

普通約款第42条

ご契約の失効

共済証書貸付による貸付金の元利金が、共済年度（共済掛金の払込方法が月払いの場合は、共済月度）の末日における返れい金の額を超える場合、ご契約の効力がなくなり（失効）、共済金等をお支払いできません。

（失効となった場合でも失効日以後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。）

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] ご契約の解約について



ご契約の解約はいつでもできますが、ご契約は、被共済者の生活保障・ご家族の生活保障に役立つ大切な財産です。ぜひ、共済期間の満了までご継続ください。

ご契約を解約される場合について

やむを得ずご契約を解約される場合には、組合所定の申込書に**共済契約者ご自身でご署名**されたうえでお申し出ください。
その際は、解約前に未請求となっている共済金等がないかを十分ご確認ください。

約款

普通約款第30条

ご契約の継続を迷われた場合のお取扱い

ご契約の継続を迷われた場合は、次のようなお取扱いがございますので、ご加入先のJAまでご相談ください。

共済掛金のお払込みが困難なとき

共済掛金の自動振替貸付や払済契約への変更のお取扱いがあります。詳しくは「お払込みが困難な場合のご契約の継続」をご参照ください。
また、共済金額の減額や払込方法を変更（年払契約から月払契約）するお取扱いもありますので、詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

しおり

お払込みが困難な場合のご契約の継続
P55

お金が入り用のとき

共済証書貸付のお取扱いがあります。

しおり

お金が入り用のときの貸付制度
P56

解約の際の返れい金・共済掛金の払いもどしについて

返れい金について

生命共済は、多くの人が互いに助け合い、将来の予期し得ない事態に備えることを目的とする制度です。そのため預貯金とは異なり、お払込みいただいた共済掛金のすべてが積み立てられるのではなく、一部はご不幸にあられた方々への共済金等のお支払いや、ご契約を維持するための費用などにあてられます。

したがって、中途で解約された場合には、それらを除いた残額としてあらかじめ定められた金額をお支払いしますので、今までお払込みいただいた共済掛金の合計額よりも少ないか、ご契約後まもないときには、まったくもどらないこともあります。

返れい金の具体的な金額は、共済証書に各共済年度末（一部）の返れい金の額が記載されていますのでご確認ください。

しおり

共済用語のご説明
●返れい金

共済掛金の払いもどしについて

ご契約を解約される場合には、返れい金のほか、払い込まれた共済掛金のうちまだ到来していない期間に対応する額を月単位で払いもどします。

<共済掛金の払いもどし例>

年払契約											
第1共 済月度	第2共 済月度	第3共 済月度	第4共 済月度	第5共 済月度	第6共 済月度	第7共 済月度	第8共 済月度	第9共 済月度	第10共 済月度	第11共 済月度	第12共 済月度
年払掛金											

↑
解約
(6か月目)
払い込まれた共済掛金のうちまだ到来して
いない期間に対応する額を払いもどします。



■月払契約のお取扱い

月払契約は払いもどしの対象とはなりません。

約款

普通約款第38条

債権者等からの解約請求を受けたご契約の取扱い

共済契約者以外の者による解約の効力について

共済契約者の債権者等*が解約返れい金等から自己の債権の弁済を受けるために、共済契約の解約権行使する場合があります。この場合、共済契約の解約は、解約の通知が組合に到達した日の翌日から起算して1か月後にその効力が生じることになります。その効力が生じる前に、次の条件に該当する共済金受取人が共済契約者の同意を得て、解約の通知が組合に到達した日に解約の効力が生じたとすれば組合が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、その旨を組合に通知することによって、解約を免れることができます。

*差押債権者、破産管財人等をいいます。

<共済金受取人の条件>

共済金受取人のうち、共済契約者以外の者で、かつ次のいずれかに該当する者とします。

- 共済契約者または被共済者の親族であること
- 被共済者であること

被共済者が共済契約者に対してご契約の解約を請求できる場合

保険法では、共済契約の締結時に被共済者が同意する前提となった事情が著しく変化し、共済契約の存続を困難とする重大な事由がある場合（共済契約者が被共済者を故意に死亡させようとしている場合など）に限って、被共済者は共済契約者に対して共済契約の解約を請求する権利が認められています。（保険法第58条、第87条）

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] ご契約の無効・取消し・解除・消滅



ご契約が、無効・取消し・解除・消滅となる場合は次のとおりです。

ご契約の無効

共済金等の不法取得目的による無効

共済契約者が共済金等を不法に取得する目的または他人に共済金等を不法に取得させる目的をもって共済契約^{*}の締結または復活をした場合は、共済契約^{*}を無効とし、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。

^{*}特則および特約を含みます。

約款

普通約款第31条

ご契約の取消し

年齢誤りによる取消し

共済契約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は共済契約を取り消すことができます。

約款

普通約款第23条

詐欺または強迫による取消し

共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって共済契約を締結または復活した場合、組合は共済契約または共済契約の復活を取り消すことができます。

この場合、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。

(復活の場合は、復活の申込みの時に共済契約は消滅したものとし、復活時以後に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。)

約款

普通約款第32条

ご契約の解除

第1回共済掛金のお払込みがないことによる解除

第1回共済掛金の払込猶予期間満了日までに共済掛金のお払込みがない場合、組合は、将来に向かって、共済契約を解除（共済契約が転換契約の場合、取消し）します。

約款

普通約款第11条

告知義務違反による解除

お体の状態やご職業などについて、故意または重大な過失によって事実をありのままに告知いただけなかったり、事実と違うことを告知いただいた場合、組合は、将来に向かって、共済契約を解除することができます。

約款

普通約款第34条

重大事由による解除

組合は次のいずれかに該当した場合には、将来に向かって、共済契約を解除することができます。

- 共済契約者または共済金受取人が組合に共済金等を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとした場合

約款

普通約款第36条

- 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、組合にこの共済契約に基づく共済金等を支払わせることを目的として、支払事由^{*}を生じさせ、または生じさせようとした場合※死亡を除きます。
- 共済金受取人が、この共済契約に基づく共済金等の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められる場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められる場合
 - ※1暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - ※2反社会的勢力に対する資金等の提供または便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと、共済契約者または共済金受取人が法人の場合に反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していることをいいます。
- この共済契約に付加されている特約または他の共済契約^{*}が重大事由により解除されたことにより、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を継続することを期待しえない上記に掲げる事由と同等の事由が生じた場合※共済契約者、被共済者または共済金受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。
- そのほか、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

約款

普通約款第37条

ご契約の消滅

次の場合には、ご契約は消滅します。

- 被共済者が死亡した場合
- 被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になり、後遺障害共済金が支払われた場合
- 共済期間が満了するまで生存していた場合
- 共済契約が失効し、復活しないまま失効した日以後3年を経過した場合



注意

■ご契約が解除、消滅となる場合の返れい金やまだ到来していない期間の共済掛金の払いもどしについて

●返れい金

共済契約が解除され、または消滅した場合には、組合の定める取扱いに基づき計算した共済掛金積立金に相当する額を返れい金としてお支払いします。

ただし、共済金等が支払われ共済契約が消滅した場合や共済契約者の共済金請求に詐欺の行為があり重大事由解除となった場合など返れい金をお支払いできない場合もありますので、詳細は約款をご参照ください。

●共済掛金の払いもどし

共済契約が解除され、または消滅した場合は、払い込まれた共済掛金のうちまだ到来していない期間に対応する額を月単位で払いもどします。

※月払契約は払いもどしの対象とはなりません。

約款

普通約款第39条

しおり

共済用語のご説明
●返れい金

約款

普通約款第16条

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] 割りもどし金のお支払い



割りもどし金は、共済事業の決算（年1回）において剩余が生じた場合に共済契約者に公平に分配してお支払い（還元）するお金のことです。

割りもどし金について

割りもどし金のお支払いの対象となるご契約は、事業年度末の決算時において満1年以上経過している有効契約、すなわち翌事業年度の契約応当日に第3共済年度または、それ以後の共済年度をむかえるご契約としています。例えば第1回目の割りもどし金は、第1共済年度を経過した後に到来する事業年度末において割りあてられ、第3共済年度の契約応当日に割りもどされます。

割りもどし金は、自動的に据え置かれ、組合の定めた率（この率は経済情勢などによって変動することがあります。）で積み立てられます。共済契約者のお申出により、その全部または一部をお受取りになることもできます。



- ご契約の際に、組合の定める取扱いに基づき毎年の共済掛金から差し引いて割りもどすことをお選びいただけます（年払契約）。
- ご契約が解約もしくは解除され、または消滅*する場合には、据え置かれていた割りもどし金は共済契約者へお支払いします。
※共済金等をお支払いする場合を除きます。
- 共済金等を支払うことにより、ご契約が消滅するときは、据え置かれていた割りもどし金はその共済金等の共済金受取人へお支払いします。

約款

普通約款第43条

[ご契約内容の変更と届出]

特約の中途付加による保障の見直し



当初ご加入いただいたご契約に特約を中途付加することにより、保障内容を充実させることができます。

特約の中途付加について

- 特約の中途付加は、共済掛金のお払込み（月払いの場合は第1共済月度の共済掛金のお払込み）と同時に申込みください。
- 特約を中途付加される場合は、あらためて告知が必要です。
(特約の種類や共済金額によってはさらに組合が指定する医師の診査などが必要です。)
- 特約によっては、他の特約との組み合わせにより、中途付加できない場合があります。
- 特約を中途付加される場合には、中途付加時における被共済者の年齢・共済掛金率により特約の共済掛金を計算します。したがって、当初のご契約時に付加される場合より、共済掛金が高くなることがあります。

中途付加が可能な特約

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| ・定期特約 | ・生活保障特約 | ・災害死亡割増特約 |
| ・更新型定期特約 | ・家族収入保障特約 | ・特定損傷特約 |
| ・遅減定期特約 | ・災害給付特約 | |

おもな特約の中途付加

■定期特約・生活保障特約・家族収入保障特約の中途付加

死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態になられたときの保障額を増やすことができます。

ただし、定期特約または生活保障特約の共済期間が4年以下となる場合もしくは家族収入保障特約の共済期間が14年以下となる場合には、付加することができません。

■更新型定期特約の中途付加

死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態になられたときの保障額を増やすことができます。

ただし、この特約の付加日からその日を含めて満期をむかえるまでの年数が、この特約の共済期間に応じて、それぞれ次の表の年数以下となる場合には、付加することができません。

更新型定期特約の共済期間の区分	満期までの期間
10年	14年
15年	19年

■遅減定期特約の中途付加

死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態になられたときの保障額を増やすことができます。

この特約の共済期間が遅減期間の区分に応じて、それぞれ次の表の年数以下となる場合には、付加することができません。

遅減期間の区分	年 数
15年	14年
25年	24年

[ご契約内容の変更と届出]

下取り（転換）制度による保障の見直し



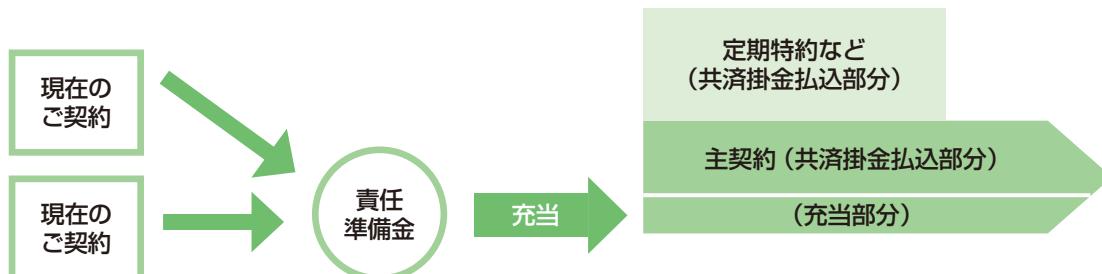
現在のご契約を解約することなく、責任準備金を新しいご契約の保障の一部に充当することにより、保障を充実させることができる制度です。

転換制度について

- 1. 現在のご契約を解約することなく、その責任準備金を新しいご契約の保障の一部に充当することによって、より保障を充実させることができます。
- 2. 責任準備金は、現在のご契約の共済掛金積立金や割りもどし金などによって構成されています。
- 3. 次のような共済契約は転換できません。
 - ①契約日以後5年を経過していない共済契約
 - ②未経過共済期間（満期までの期間）が2年未満である共済契約
 - ③払込免除契約
 - ④共済掛金の自動振替貸付または共済証書貸付の貸付金のある共済契約
- 4. 転換制度をご利用いただく際には、あらためて告知（金額によっては、さらにご加入先のJAが指定する医師の診査）が必要です。
- 5. 共済掛金は、転換したときの被共済者の年齢により計算します。

転換は次の方法で行います

現在のご契約の下取価格（責任準備金）を転換後契約の主契約の共済金額の一部に充当します。



約款
転換条項

[ご契約内容の変更と届出]

ご住所の変更、改姓・改名の届出



お引越しやご結婚などで共済証書記載の共済契約者のご住所等に変更があった場合には、
遅滞なくご加入先のJAまで通知してください。
ご通知がない場合は、JAからの大切なお知らせをお届けできなくなります。

約 款

普通約款第25条

住所変更



お届けいただいている共済契約者のご住所が
転居、住所表示の変更などによって変更された
場合

改姓・改名



共済契約者・被共済者・共済金受取人などが
ご結婚などによって改姓または改名された場合

[ご契約内容の変更と届出] 共済契約関係者の変更



共済契約者、共済金受取人および指定代理請求人は、次のように変更することができます。

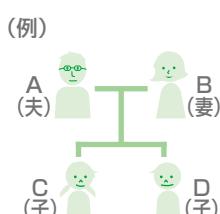
共済契約者の変更

共済契約者は、**被共済者の同意**と組合の承諾を得て、共済契約者を変更することができます。共済契約者を変更しますと、共済契約上の権利義務（共済金受取人を変更する権利、共済掛金を払い込む義務など）はすべて新しい共済契約者に承継されます。

共済金受取人の変更

- 共済契約者は、死亡共済金受取人・満期共済金受取人を変更することができます。
- 共済契約者は、法律上有効な遺言により、死亡共済金受取人・満期共済金受取人を変更することができます。
- 死亡共済金受取人を変更する場合は、**被共済者の同意**が必要です。
- 遺言による死亡共済金受取人・満期共済金受取人の変更は、共済契約者が死亡された後、共済契約者の相続人または遺言執行者が組合に通知してください。
- 死亡共済金受取人・満期共済金受取人が死亡された場合には、新たに共済金受取人を指定していただきますので、すみやかにご加入先のJAまでご連絡ください。

万一、死亡共済金受取人の変更手続きが行われていない間に、被共済者の死亡により死亡共済金の支払事由が発生した場合は、次のようなお取扱いとなります。



〔共済契約者・被共済者 Aさん
死亡共済金受取人 Bさん〕

Aさんより先にBさんが死亡し、その後死亡共済金受取人の変更手続きが行われていない間にAさんが死亡（死亡共済金支払事由の発生）した場合、Bさんの法定相続人で、Aさんの死亡時に生存しているCさん、Dさんが死亡共済金受取人となります。

死亡共済金受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は、均等とします。



注意

■共済金受取人の変更における留意点

- 死亡共済金、後遺障害共済金または満期共済金の支払事由発生後は死亡共済金受取人または満期共済金受取人を変更することはできません。
- 死亡共済金受取人または満期共済金受取人の変更の通知が組合に到達する前に、既に変更前の死亡共済金受取人または満期共済金受取人に死亡共済金または満期共済金を支払っているときは、重複して死亡共済金または満期共済金をお支払いしません。

指定代理請求人の変更

共済契約者は、**被共済者の同意**と組合の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。なお、指定代理請求人となることができる方には一定の制限があります。（「代理人による共済金等のご請求」をご参照ください。）

詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

約款

普通約款第26条

約款

普通約款第27条
普通約款第28条

約款

指定代理請求特約
第4条

しおり

代理人による共済金等のご請求
P76

[生命共済と税金] 税金のお取扱いについて



生命共済にかかる税金のお取扱いは次のとおりです。

令和4年1月現在

共済掛金をお払込みいただいたとき

生命保険料控除が受けられますので、所得税等*・住民税が軽減されます。ただし、受取人のすべてが、共済契約者（共済掛金負担者）、その配偶者またはその他の親族の場合に限ります。

*所得税等とは、令和19年12月31日までの間の復興特別所得税を含みます。

生命保険料控除の適用

生命保険料控除には、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除および介護医療保険料控除の3つの区分があります。

各保険料控除は、主契約・特約掛金ごとに、それぞれの保障内容により適用されるため、1つの共済契約であっても、主契約・特約ごとに適用される保険料控除の区分が異なる場合があります。

養老生命共済については、主契約掛金は一般生命保険料控除の対象となります。特約掛金はそれぞれの保障内容により判定されますので、各保険料控除の対象となる共済掛金の額は、課税所得控除共済掛金払込証明書によりご案内いたします。

生命保険料控除の控除額

各保険料控除とも次の表により計算した金額が、その年の所得金額より控除されます。

■所得税の生命保険料控除

支払共済掛金の合計額* (A)	控除額
20,000円以下のとき	(A) の全額
20,000円を超えるとき	(A) × 1/2 + 10,000円
40,000円を超えるとき	(A) × 1/4 + 20,000円
80,000円を超えるとき	一律40,000円

*支払共済掛金の合計額とは、割りあてられた割りもどし金を控除した後の金額です。

■住民税の生命保険料控除

支払共済掛金の合計額* (A)	控除額
12,000円以下のとき	(A) の全額
12,000円を超えるとき	(A) × 1/2 + 6,000円
32,000円を超えるとき	(A) × 1/4 + 14,000円
56,000円を超えるとき	一律28,000円

*支払共済掛金の合計額とは、割りあてられた割りもどし金を控除した後の金額です。

3つの生命保険料控除合計の適用限度額は、所得税で12万円、住民税で7万円となります。生命保険料控除につきましては、令和4年1月現在の法令・通達等を踏まえて記載しておりますが、国税当局から新たな取扱いが示された場合には、記載の内容と異なる可能性があります。

課税所得控除共済掛金払込証明書の発行

生命保険料控除を受けるためには、年末調整（給与所得者の場合）または確定申告（事業所得者等の申告納税者の場合）の際の申告が必要です。

年中に生命保険料控除の対象となる共済掛金をお払込みいただいたときは、組合より課税所得控除共済掛金払込証明書を発行いたしますので、年末調整または確定申告時まで保管のうえ、ご使用ください。

共済金等をお受取りになられたとき

共済金等にかかる税金は共済契約者（共済掛金負担者）・被共済者・共済金受取人の関係によって異なります。共済契約者以外の方が実質的に共済掛金を負担されている場合には、共済契約者ではなく、共済掛金負担者により判定されますので、ご注意ください。

なお、令和19年12月31日までの間、所得税の課税対象となる共済金等は、復興特別所得税についても課税対象となります。

満期共済金をお受取りになられたときの課税について

契約形態	契約例		税の種類
	共済契約者 (共済掛金負担者)	満期共済金 受取人	
共済契約者と満期共済金 受取人が同一人の場合	 (夫)	 (夫)	所得税等・住民税 (一時所得)
	 (妻)	 (妻)	
共済契約者と満期共済金 受取人が異なる場合	 (夫)	 (妻)	贈与税
	 (夫)	 (子)	

■源泉分離課税の適用について

次のすべてに該当するご契約で、共済契約者が満期共済金受取人の場合、差益部分の20.315%（所得税等：15.315%+住民税：5%）が源泉分離課税の対象になります。

- 一時払に準ずる払込方法（全期前納等）
- 共済期間5年以下（5年超の契約で5年以内の解約を含みます。）
- 普通死亡の保障倍率が1倍以下かつ災害死亡の保障倍率が5倍未満

死亡共済金をお受取りになられたときの課税について

契約形態	契約例			税の種類
	共済契約者 (共済掛金負担者)	被共済者	死亡共済金 受取人	
共済契約者と被共済者が 同一人の場合	 (夫)	 (夫)	 (妻)	相続税
	 (夫)	 (夫)	 (子)	
共済契約者と死亡共済金 受取人が同一人の場合	 (夫)	 (妻)	 (夫)	所得税等・住民税 (一時所得)
	 (夫)	 (子)	 (夫)	
共済契約者と被共済者と 死亡共済金受取人が それぞれ異なる場合	 (夫)	 (妻)	 (子)	贈与税
	 (夫)	 (子)	 (妻)	

■相続税の死亡共済金の非課税の適用について

共済契約者（共済掛金負担者）と被共済者が同一人で、死亡共済金受取人がその相続人の場合には、死亡共済金（他の契約の死亡共済金等がある場合は合計します。）に対して次の範囲内で相続税が非課税となる取扱いを受けることができます。

なお、この取扱いは、同様の契約形態で生活保障年金を受け取る場合の年金受給権に対しても適用があります。

＜死亡共済金の非課税限度額＞

500万円×法定相続人の数

生活保障年金をお受取りになられたときの課税について

契約形態	契約例			税の種類		
	共済契約者 (共済掛金 負担者)	被共済者	生活保障 年金受取人	年金受取りの場合		一括受取の 場合
				死亡時	毎年の 年金受取時	
共済契約者と被共済者 が同一人の場合				相続税	所得税等・ 住民税 (雑所得)	相続税
						所得税等・ 住民税 (一時所得)
共済契約者と生活保障 年金受取人が同一人の 場合				課税され ません	贈与税	贈与税
						
共済契約者と被共済者 と生活保障年金受取人 がそれぞれ異なる場合				贈与税		
						

- 第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になられたことによりお受取りになられた場合は、非課税です。
- 年金受取りの場合の死亡時の課税対象は年金受給権であり、相続税法第24条により評価した金額となります。
- 被共済者の死亡により、毎年お受取りになる年金は、所得税等・住民税(雑所得)の課税対象となります。ただし、年金受給権が相続税または贈与税の課税対象になった場合は、毎年お受取りになる年金のうち、相続税または贈与税の課税対象になった部分については、所得税等・住民税が非課税となります。
- 共済契約者と年金受取人が異なる等の一定の要件に該当する年金を除き、年金にかかる差益の額が25万円以上の場合は、源泉徴収の対象になります。

非課税となる共済金等について

後遺障害の状態または重度要介護状態のときに支払われる共済金、特定損傷共済金、顔面損傷共済金、生前給付金等は、全額非課税となります。



■税金のお取扱いについての留意点

注意 ここでは個人契約の場合の税金のお取扱いについて記載しています。

なお、税金のお取扱いについては、令和4年1月現在の法令等に基づくもので、将来を保証するものではありません。個別のお取扱いについては所轄の税務署にご確認ください。

第4章 共済金等のご請求について



本章では、共済金等のご請求の手続き、必要書類について説明しています。

章内もくじ

- 共済金等のご請求について ······ P72
- ご請求に必要な書類 ······ P75
- 代理人による共済金等のご請求 ······ P76

共済金等のご請求について



共済事故が発生した場合は、ご加入先のJAまでご連絡のうえ、すみやかに必要書類をご用意いただき、共済金等の請求手続きを行ってください。

ご請求にあたって

■共済金等をもれなくご請求いただくために

共済金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、ご請求いただいた共済金等のほかにもお支払いできる共済金等がある場合があります。共済金等をもれなくご請求いただくため、お手持ちの共済証書によりご契約内容を十分にご確認ください。

■共済金等のご請求手続き等について

共済金等のご請求手続きの詳細や、共済金等をお支払いする場合とお支払いできない場合の事例については、ご請求の際にお渡しする「共済金請求のご案内」をご確認ください。

■承諾書について

共済金等のご請求の際、組合は、共済事故の内容について確認および調査をさせていただくことがあります。なお、組合が確認および調査をさせていただく場合には、事前に共済契約者や被共済者から「承諾書」を提出していただきますので、あらかじめご了承ください。

■代理請求制度について

代理請求制度により請求をされる場合には、かならずご加入先のJAまでご相談ください。



注意

■共済金等を請求する権利の時効について

共済金等の支払い、または共済掛金の払込免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行わない場合は、時効によって消滅します。

しおり

代理人による共済金等の
ご請求
P76

約　款

普通約款第44条

ご請求手続きの流れ

受取人



JA共済



共済事故発生のご連絡

約款、共済証書をご用意のうえ、ご加入先のJAまでご連絡ください。

書類のご提出

所定の書類に必要事項をご記入いただくとともに、診断書などをご準備いただき、ご加入先のJAまでご提出ください。

※書類取得にかかる費用は受取人のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

書類のご案内

共済金等のご請求に必要な書類をご案内いたします。

しおり

ご請求に必要な書類
P75

共済金等のお支払い

ご契約の約款の内容に従い、共済金等をお支払いいたします。

書類の確認

ご提出いただいた書類の内容を確認いたします。

※確認の結果、あらためて追加書類のご提出をお願いすることもございます。

約款

普通約款第5条
定期特約第5条
更新型定期特約第5条
遞減定期特約第5条
生活保障特約第8条
家族収入保障特約第9条
災害給付特約第5条
災害死亡割増特約第5条
特定損傷特約第6条
生前給付特約第5条
満期前払特約第3条
共済金年金支払特約第8条

お支払い時期について

共済金の種別、事実確認・調査の有無によって、共済金等をお支払いする時期を定めています。共済金の種別ごとのお支払い時期については約款をご覧ください。
なお、ご請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日を起算日とします。

<お支払い時期の例>

	8日以内*	30日以内	60～180日以内
死亡共済金 など	原則		要調査
後遺障害共済金 災害給付金 など		原則	要調査

*土日・祝日・12月29日～1月3日については8日に含みません。

■共済金等のお支払いのために事実の確認を行う必要がある場合(30日以内のケース)

30日以内に次の確認を終え、共済金等をお支払いします。

- 支払事由(死亡または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態等)に該当する事実の有無
- 共済金等が支払われない事由に該当する事実の有無
- 無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無

■事実の確認を行うために、特別な照会または調査が不可欠な場合(60～180日以内のケース)

次の特別な照会または調査の内容に応じた日数を経過する日までに照会または調査を終え、共済金等をお支払いします。

特別な照会または調査の内容	日数
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
●弁護士法その他の法令に基づく照会	
●警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	
●日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

*複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

■事実の確認、特別な照会または調査の日数に含まない場合

共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間について、上記の日数に含みません。

■お支払い時期を超過して共済金等をお支払いすることとなった場合

お支払い時期を超過した期間について、遅延利息を付して共済金等をお支払いします。

お支払い方法について

共済金等については、次のいずれかのうち、共済金受取人がお選びいただいた方法によりお支払いします。

- 組合または組合の指定する金融機関等にある共済金受取人が指定した口座に振り込む方法
- 組合の事務所または組合の指定する場所でお支払いする方法

ご請求に必要な書類



共済金等のご請求にあたり、ご用意いただく書類は次のとおりです。

請求関係書類

請求に必要な書類	死亡	後遺障害	特定損傷 (顔面損傷)	共済掛金 払込免除
共済金支払請求書 共済掛金払込免除請求書	○	○	○	○
共済証書	○	○	○	○
受取人の印鑑証明書	△	△	△	
被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書	△	△	△	△
死亡証明書	○			
診断書*		○	○	○
その他特に必要な書類	△	△	△	△

*組合所定の用紙でない場合は、再度ご提出していただけます。

詳しくはご加入先のJAまでお問い合わせください。

■請求書類のお取扱いについて

共済金等のご請求の際にご提出いただいた書類、組合で共済事故について確認および調査をさせていただいた内容については、ご返却・開示いたしません。

また、ご契約が消滅した場合で共済金等のお支払いを完了したときは、ご提出いただいた共済証書など請求書類を組合が一定期間保管した後、破棄いたします。

■法人契約の場合

共済契約者および死亡共済金受取人が官公署、会社、工場、組合、個人事業主などで、被共済者がその共済契約者から給与などの支払いを受ける者である共済契約の場合で、その共済契約者が共済金等の全部または相当部分を遺族補償規程などに基づく給付として被共済者または遺族補償を受ける者(受給者)*に支払うときは、死亡共済金または後遺障害共済金の支払請求の際、約款別表[請求書類]の必要書類のほか次の書類が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

必要書類など詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

*「遺族補償を受ける者」(受給者)とは労働基準法施行規則第42条等に定める「遺族補償を受ける者」をいいます。

<ご用意いただく書類>

1. または2. のいずれか一方および3. の書類

1. 被共済者または受給者が共済金等の支払請求の内容について了知していることが確認できる書類(受給者が2人以上いるときはそのうち1人からの提出で足りるものとします。)
2. 被共済者または受給者に給付したことを証明する書類
3. 被共済者または受給者について本人であることを確認した書類



■満期共済金等の請求書類について

満期共済金等のご請求に必要な書類については、約款別表[請求書類]をご参照ください。

約 款

別表[請求書類]

○: ご請求の際に
かならず必要なもの
△: ご提出が不要な場合
や、他の書類で代替可
能な場合があるもの

代理人による共済金等のご請求



被共済者が受取人となる共済金等について、被共済者が共済金等を請求できない特別な事情があるときに、被共済者にかわって被共済者の代理人が共済金等を請求することができる制度があります。

約款

普通約款第4条
定期特約第4条
更新型定期特約第4条
遞減定期特約第4条
生活保障特約第7条
家族収入保障特約第8条
災害給付特約第4条
災害死亡割増特約第4条

代理請求制度とは

代理請求制度は共済金等をお支払いする場合に該当し、共済金等の受取人である被共済者がその共済金等を請求できない「特別な事情」があるときに、被共済者の代理人が「特別な事情」を証明して、共済金等を請求することができる制度です。

「特別な事情」について

「特別な事情」とは、次のような状態をいいます。

- 被共済者ご自身で共済金等を請求できない身体状況にある場合
- 被共済者ご本人に余命宣告がなされていない場合
- 被共済者ご本人に病名告知（例えば、がん告知）がなされていない場合 など



■代理請求における注意事項

- この制度により共済金等を既にお支払いしているときは、その後に被共済者ご本人からご請求を受けた場合でも、重複してその共済金等のお支払いはいたしません。
- この制度によりご請求される場合には、かならずご加入先のJAまでご相談ください。

約款

指定代理請求特約

指定代理請求人による共済金等のご請求

指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定することにより、指定代理請求人が被共済者の代理人として共済金等を請求できます。

指定代理請求人の指定について

指定代理請求人は、被共済者の同意を得て、次の範囲内から1人指定していただきます。なお、指定代理請求人は、共済金等の請求時においてもこの範囲内である必要があります。

① 次の範囲の方

- 被共済者の戸籍上の配偶者
- 被共済者の直系血族
- 被共済者の兄弟姉妹
- 被共済者の3親等内の親族

② 次の範囲の方。ただし、共済金等の受取人のために共済金等を請求すべき適当な関係があると組合が認めた方に限ります。

- 被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている方
- 被共済者の財産管理を行っている方

指定代理請求人の変更・取消し

- 共済契約者は被共済者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- 指定代理請求人の指定が不要なときは、指定代理請求人の指定を取り消すことができます。（指定代理請求特約のみを解約することはできません。）
- 指定代理請求人が住所等を変更した場合は、必ずご連絡ください。

対象となる共済金等の範囲

指定代理請求人は、次の共済金等を請求することができます。

共済金等のお支払いなどと同時に支払われる割りもどし金などについてもご請求の対象となります。

ご契約内容		共済金等の種類
主契約	養老生命共済	後遺障害共済金、満期共済金 ^{*1} 、共済掛金払込免除 ^{*2}
特 約	定期特約	特約後遺障害共済金
	更新型定期特約	
	遞減定期特約	
	生活保障特約	後遺障害にかかる生活保障年金
	家族収入保障特約	後遺障害にかかる生活保障年金、生存給付金 ^{*2}
	災害給付特約	災害後遺障害共済金、災害給付金
	災害死亡割増特約	災害後遺障害共済金
	特定損傷特約	特定損傷共済金、顔面損傷共済金
	生前給付特約	生前給付金

※ 1 満期共済金受取人と被共済者が同一の者である場合に対象となります。

※ 2 共済契約者と被共済者が同一の者である場合に対象となります。

ご留意いただきたい事項

- 共済契約者が法人でかつ死亡共済金受取人および満期共済金受取人となる場合は、指定代理請求特約を付加できません。
- 故意に共済金等の支払事由を生じさせた者、または故意に共済金等の受取人を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人として代理請求はできません。
- 指定代理請求人に共済金等をお支払いした後、共済契約者または被共済者からお問い合わせがあったときは、支払状況について回答せざるを得ないことがあります。このことにより問題が生じた場合、組合は責任を負いかねますのでご了承ください。

指定代理請求人がいない場合の代理請求

指定代理請求人がいない場合でも一部の共済金等については代理請求ができます。
(指定代理請求人がいる場合は、指定代理請求人の方からご請求ください。)

対象となる共済金等の範囲

ご契約内容		共済金等の種類
主契約	養老生命共済	後遺障害共済金
特 約	定期特約	特約後遺障害共済金
	更新型定期特約	
	通減定期特約	
	生活保障特約	後遺障害にかかる生活保障年金
	家族収入保障特約	
	災害給付特約	災害後遺障害共済金
	災害死亡割増特約	

代理人について

被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている死亡共済金受取人を代理人することができます。

第5章 JA共済のご案内



本章では、組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会の概略について、また、ご相談・苦情窓口のご案内について記載しています。

JA共済は、末永く安心してご契約を継続いただけるよう努めています。

章内もくじ

- JA共済について P80
- JA共済のご相談・苦情窓口のご案内 P81

JA共済について

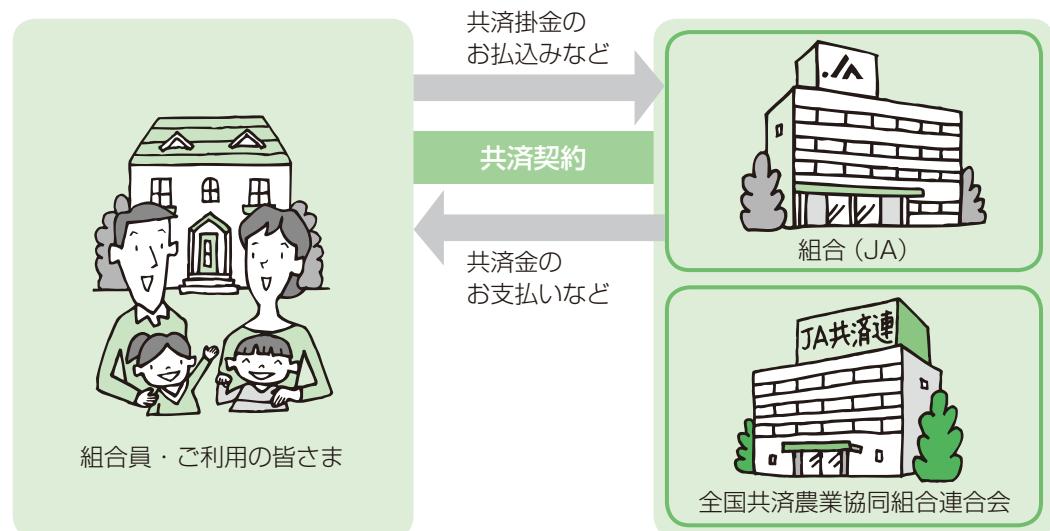


JA共済は、農業協同組合法に基づいて組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が運営する共済です。共済契約は、組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が共同してお受けいたします。

JA共済の概略

JA共済事業は、組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が一体となって運営しています。

<概略図>



■組合（JA）

JA共済の窓口です。

共済契約のお申込み、共済掛金のお払込み、共済金等のご請求、各種のご通知などのお手続きは、組合（JA）でお受けいたします。

■全国共済農業協同組合連合会

全国の組合（JA）が会員となり組織している法人であり、企画、開発、資金運用などさまざまな面で組合（JA）と一緒にJA共済事業を運営しています。

将来、万一組合（JA）の経営が困難になった場合でも、共済契約は、他の組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でお受けすることにより、保障を継続してまいります。

皆さまの声を、私たちにお届けください JA共済のご相談・苦情窓口のご案内



JA共済では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかる相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。
※「相談・苦情等」とは、共済事業にかかるご相談・苦情・紛争等に該当するものをいいます。

苦情受付と対応について（苦情処理措置の内容）

- ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、まずはご加入先の組合（JA）の本支所等で受け付けます。
- 相談・苦情等の申し出があった場合、組合（JA）は、これを誠実に受け付け、ご利用の皆さまから申し出内容・事情等を充分聞き取る等により、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査します。
- 組合（JA）は、相談・苦情等については、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について組合（JA）内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 組合（JA）は、ご利用の皆さまからの相談・苦情等への対応にあたっては、できるだけご利用の皆さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 受け付けた相談・苦情等については、定期的に組合（JA）の経営者層に報告するとともに、組合（JA）内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策として活用します。

まずは、ご加入先の組合（JA）のJA共済相談・苦情等受付窓口へお申し出ください。

○JA共済相談受付センターでは、JA共済全般に関するお問い合わせのほか、相談・苦情等をお電話で受け付けております。相談・苦情等のお申し出があった場合には、お申出者のご了解を得たうえで、ご加入先の組合（JA）に対して解決を依頼します。

JA共済相談受付センター（JA共済連 全国本部）

電話番号：0120-536-093 受付時間：9:00～18:00（月～金曜日）
9:00～17:00（土曜日）

※日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更となる場合があります。

※電話番号は、おかげ間違ひのないようご注意ください。

※組合（JA）の電話番号に関しましては、JA共済ホームページ（<https://www.ja-kyosai.or.jp>）でもご確認いただけます。また、ご不明な場合にはJA共済相談受付センターまでお問い合わせください。

紛争時の対応について（紛争解決措置の内容）

ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、ご加入先の組合（JA）が対応しますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、下記の中立的な外部機関である「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」に解決の申し立てを行うことができます。また、組合（JA）は下記外部機関を紹介し、その外部機関の標準的な手続きの概要等の情報をご提供します。詳細は組合（JA）までお問い合わせください。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 <https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

電話番号：03-5368-5757 受付時間：9:00～17:00
(土日・祝日および12月29日～1月3日を除く)

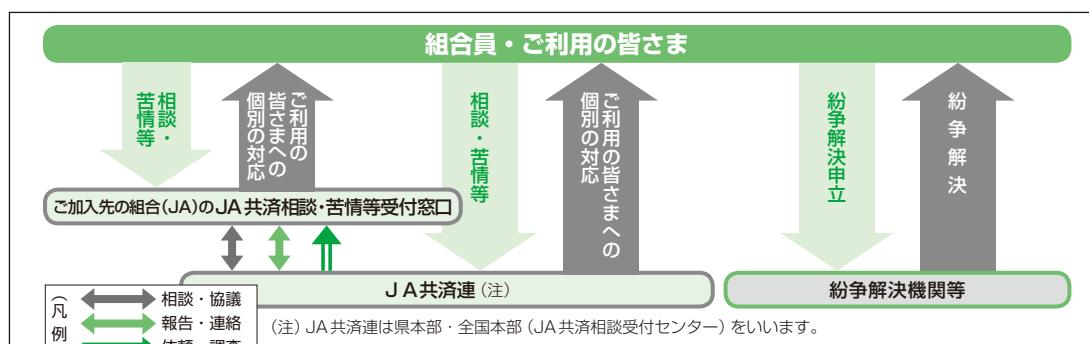
※電話番号は、おかげ間違ひのないようご注意ください。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所では審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しております。（認証取得日：平成22年1月26日 認証番号：第57号）

相談・苦情等受付・対応態勢

下図のような態勢で組合員・ご利用の皆さまからの声を真摯に受け止め、分析・業務改善活動を通じて共済仕組みや各種サービスの開発・改善に努めています。



共済用語のご説明

あ	
か	
加入年齢 [かにゅうねんれい]	ご契約時の年齢は満年齢で計算します。 (例) 36歳8か月の被共済者の加入年齢は36歳となります。
共済掛金 [きょうさいかけきん]	共済契約の保障に対して共済契約者からお払込みいただくお金のことです。
共済掛金積立金 [きょうさいかけきんつきたてきん]	将来の共済金等をお支払いするために、共済掛金の中から積み立てられているお金のことです。
共済期間 [きょうさいきかん]	保障が行われる期間（組合がその期間に共済事故が生じた場合に支払いの責任を持つ期間）のことです。
共済金 [きょうさいきん]	被共済者が所定の支払事由に該当されたときに、お支払いするお金のことです。
共済金受取人 [きょうさいきんうけとりにん]	共済契約者により指定された方で共済金等を受け取ることができる方をいいます。
共済契約者 [きょうさいけいやくしゃ]	組合と共済契約を締結され、ご契約上の権利（契約内容変更等の請求権など）と義務（共済掛金支払義務など）を有する方をいいます。
共済月度 [きょうさいげつど]	契約日または契約応当日以後、最初の1か月を第1共済月度、次の1か月を第2共済月度といい、以下順次第3共済月度、第4共済月度、……第12共済月度といいます。
共済事故 [きょうさいじご]	共済金等が支払われる出来事として共済約款に定められているもので、お申込みの際にその発生が不確定（偶然）でなければなりません。
共済証書 [きょうさいしょうしょ]	ご加入いただいた共済金額、共済期間、付加された特約などご契約内容を具体的に記載したものです。組合がお申込みを承諾した場合に共済契約者へお渡します。
共済年度 [きょうさいねんど]	契約日以後、最初の1か年を第1共済年度、次の1か年を第2共済年度といい、以下順次第3共済年度、第4共済年度、……といいます。
共済約款 [きょうさいやっかん]	「ご契約から共済金等のお支払い・消滅までのとりきめなど」を記載したものです。
契約応当日 [けいやくおうとうび]	ご契約後の共済期間中にむかえる毎年の、共済契約の契約日に対応する日（ご契約後ちょうど1年目、2年目、3年目などにあたる日）のことです。
契約日 [けいやくび]	ご契約上の責任（保障）を開始する日をいいます。共済掛金の払込期間や告知義務違反による解除などの基準日となります。
告知義務と 告知義務違反 [こくちぎむとこくちぎむいはん]	共済契約者または被共済者には、ご契約のお申込みや復活などをされるときに、現在の健康状態や過去の病歴など組合がおたずねする重要なことがらについてありのままを告知していただく義務があり、このことを告知義務といいます。 その際に事実が告げられなかったとき、または事実でないことを告げられたときには、告知義務違反となり、ご契約が解除され、共済金等のお支払いができないことがあります。
告知書扱い [こくちしおつかい]	お申込みの際に、被共済者の健康状態などについての告知をいただきますが、組合の指定する医師の診査を受けていただく必要のないものをいいます。

さ							
災害 [さいがい]	急激かつ偶発的な外来の事故による被害をいいます。ただし、約款別表【除外する事故】に該当する事故による被害を除きます。 ＜急激・偶発・外来の定義＞						
	<table border="1"> <tr> <td>急激</td><td>事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔がないことをいいます（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません）。</td></tr> <tr> <td>偶発</td><td>事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます（被共済者の故意に基づくものは該当しません）。</td></tr> <tr> <td>外来</td><td>事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません）。</td></tr> </table>	急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔がないことをいいます（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません）。	偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます（被共済者の故意に基づくものは該当しません）。	外来	事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません）。
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔がないことをいいます（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません）。						
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます（被共済者の故意に基づくものは該当しません）。						
外来	事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません）。						
	＜災害に該当するもの、該当しないものの一例＞						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当例</th><th>非該当例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次のような事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当する場合は、災害に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水</td><td>次のような事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しないため、災害に該当しません。 ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・処刑 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水</td></tr> </tbody> </table>	該当例	非該当例	次のような事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当する場合は、災害に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水	次のような事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しないため、災害に該当しません。 ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・処刑 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水		
該当例	非該当例						
次のような事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当する場合は、災害に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水	次のような事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しないため、災害に該当しません。 ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・処刑 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水						
失効と復活 [しっこうとふっかつ]	第2回以降の共済掛金を払込猶予期間満了日までにお払込みいただけなかった場合、ご契約の効力が失われます（失効）。 失効した日以後3年以内に所定の手続きによりご契約の効力をもとの状態へもどすことを復活といいます。						
指定代理請求人 [していだいりせいきゅうにん]	指定代理請求特約が付加されている共済契約において、被共済者が受け取ることとなる共済金等の支払事由が生じた場合で、その共済金等の受取人が共済金等を請求できない特別な事情があるときに、共済金等の受取人の代理人として共済金等を請求することができる方をいいます。						
重度要介護状態 [じゅうどようかいごじょうたい]	約款別表【重度要介護状態】の状態に該当し、かつ、その状態が6か月以上継続して将来回復見込みがないものをいいます。						
主契約 [しゅけいやく]	共済契約のもっとも基本となる契約部分で、特約を付加する対象となっている主たる部分のことです。						
診査医扱い [しんさいあつかい]	お申込みの際に、被共済者の健康状態などについての告知をいただくほかに、組合の指定する医師の診査を受けていただくものをいいます。						
た							
第〇級後遺障害 [だい〇きゅうこういしうがい]	約款別表【後遺障害等級表】の該当等級の後遺障害をいいます。なお、約款別表【後遺障害等級表】中の「労務」には、就学や家事その他日常生活に関する行為も含みます。労務にかかる制限の程度は、日常生活動作の制限や四肢の麻ひの程度、精神または身体の状況などにより総合的に判定されます。						
月応当日 [つきおうとうび]	月ごとの共済契約の契約日にに対応する日のことをいいます（対応する日がない場合は、その月の末日が月応当日となります）。						
特則 [とくそく]	主契約に別な一定の保障を組み合わせることを目的として、ご加入時に限り付加することができます。						

特約 [とくやく]	主契約とは別のある共済金等の支払いを行うなどのために、主契約に付加することができるものです。										
特約の責任開始時 [とくやくのせきにんかいじ]	特約の責任（保障）を開始する時をいいます。通常は主契約の責任開始時と同じですが、特約を中途付加された場合には異なることがあります。										
特約の付加日 [とくやくのふかび]	特約が付加された日をいいます。通常は契約日と同じですが、特約を中途付加された場合には、ご契約の契約応当日と同じになります。共済掛金の払込期間などの基準日となります。										
な											
は											
払込期月 [はらいこみきげつ]	共済掛金をお払込みいただく月のことです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">第1回共済掛金の払込期月</td> <td style="padding: 5px;">契約日からその日を含めて契約日の属する月の翌月の末日までの期間</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第2回以後の共済掛金の払込期月</td> <td style="padding: 5px;">契約応当日（共済掛金の払込方法が月払いの場合は、月応当日）の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間</td> </tr> </table>	第1回共済掛金の払込期月	契約日からその日を含めて契約日の属する月の翌月の末日までの期間	第2回以後の共済掛金の払込期月	契約応当日（共済掛金の払込方法が月払いの場合は、月応当日）の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間						
第1回共済掛金の払込期月	契約日からその日を含めて契約日の属する月の翌月の末日までの期間										
第2回以後の共済掛金の払込期月	契約応当日（共済掛金の払込方法が月払いの場合は、月応当日）の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間										
払込猶予期間 [はらいこみゅうよきかん]	共済掛金のお払込みについて、猶予される期間をいいます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 30%; padding: 5px;">第1回共済掛金の払込猶予期間</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">年払契約</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（契約日が契約日の属する月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日）までの期間</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">月払契約</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 30%; padding: 5px;">第2回以後の共済掛金の払込猶予期間</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">年払契約</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（契約応当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日）までの期間</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">月払契約</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間</td> </tr> </table>	第1回共済掛金の払込猶予期間	年払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（契約日が契約日の属する月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日）までの期間	月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間	第2回以後の共済掛金の払込猶予期間	年払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（契約応当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日）までの期間	月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間
第1回共済掛金の払込猶予期間	年払契約		払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（契約日が契約日の属する月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日）までの期間								
	月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間									
第2回以後の共済掛金の払込猶予期間	年払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（契約応当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日）までの期間									
	月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間									
被共済者 [ひきょうさいしゃ]	その方の生死などに関する共済金等が支払われることとなる方をいいます。										
復活 [ふっかつ]	「失効と復活」をご参照ください。										
返れい金 [へんれいきん]	ご契約を解約された場合などに、共済契約者にお支払いするお金のことです。										
ま											

や	
ら	
わ	
割りもどし金 <small>[わりもどしきん]</small>	共済事業の決算（年1回）において剰余が生じた場合に共済契約者に公平に分配してお支払い（還元）するお金のことです。 割りもどし金のお支払いの対象となる共済契約は、事業年度末の決算時において満1年以上経過している有効契約、すなわち翌事業年度の契約応当日に第3共済年度または、それ以後の共済年度をむかえる共済契約としています。例えば第1回目の割りもどし金は、第1共済年度を経過した後に到来する事業年度末において割りあてられ、第3共済年度の契約応当日に割りもどされます。

「契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が開示・照会されることがあります

全国共済農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社（以下、当会を含み「各生命保険会社等」といいます。）とともに、共済契約、保険契約または特約付加（以下「共済契約等」といいます。）のお引受けの判断および共済金、給付金または保険金等（以下「共済金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容照会制度」に基づき、当会の共済契約等に関する下記の開示内容を共同して利用しております。

共済契約等のお申込みがあった場合、当会は、一般社団法人生命保険協会に、共済契約等に関する下記の開示内容を開示します。ただし、共済契約等をお引受けできなかったときは、その開示内容は消去されます。

「契約内容照会制度」に開示された情報は、同じ被共済者について共済契約等のお申込みがあった場合または共済金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、共済契約等のお引受けまたはこれらの共済金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、開示の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日から5年間（契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日において被共済者が満15歳未満の場合は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日から5年または被共済者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、共済契約等のお引受けおよびこれらの共済金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当会の共済契約等に関する開示内容については、当会が管理責任を負います。共済契約者または被共済者は、当会の定める手続きにしたがい、開示内容を照会することができ、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して開示内容が取扱われている場合、当会の定める手続きにしたがい、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、次のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

全国共済農業協同組合連合会 お問い合わせ窓口

〒102-8630 東京都千代田区平河町2丁目7番9号

電話番号：03-0120-536-093

※電話番号は、おかげ間違いのないようご注意ください。

開示内容

1. 共済契約者および被共済者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
2. 死亡共済金額および災害死亡共済金額
3. 入院共済金の種類（入院時諸費用共済金を含みます。）および日額
4. 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
5. 当会の名称

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することができます。

※「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

「支払査定時照会制度」について

共済金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります

全国共済農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、当会を含み「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または共済契約もしくは保険契約等（以下「共済契約等」といいます。）の解除、取消もしもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、各生命保険会社等の保有する共済契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

共済金、年金または給付金（以下「共済金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらにかかる共済事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求にかかる傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますですが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当会が保有する相互照会事項記載の情報については、当会が管理責任を負います。共済契約者、被共済者または共済金等受取人は、当会の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当会の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めるることができます。上記各手続きの詳細については、次のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

全国共済農業協同組合連合会 お問い合わせ窓口
 〒102-8630 東京都千代田区平河町2丁目7番9号
 電話番号： 0120-536-093
 ※電話番号は、おかげ間違いのないようご注意ください。

相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約にかかるものは除きます。

1. 被共済者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
2. 共済事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる共済事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。）
3. 共済種類、契約日、復活日、消滅日、共済契約者の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金等受取人の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金額、共済金額、各特約内容、共済掛金および払込方法

上記相互照会事項において、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金とあるのは、保険契約においてはそれぞれ、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

約 款

約款は、ご契約についてのとりきめを記載したものです。

約款をお読みの際には、次の点にご注意ください。

- 約款には、この共済契約に付加、適用可能なすべての項目について規定しておりますので、ご契約内容によっては適用されない内容も含まれております。
- 約款中の [用語の説明] において、この約款で規定されている内容のうち主要な用語について説明しています。約款をお読みの際には、この [用語の説明] もあわせてご確認ください。

ご不明な点等につきましては、

ご加入先のJAまでお問い合わせください。

養老生命共済約款

目 次

[普通約款]

1 用語の説明	92
第1条 [用語の説明]	
2 共済金の支払	93
第2条 [共済金の支払]	
第3条 [共済金を支払わない場合]	
第4条 [共済金の支払請求]	
第5条 [支払時期および支払方法]	
3 共済掛金の払込免除	95
第6条 [共済掛金の払込免除]	
第7条 [共済掛金の払込免除請求]	
4 共済契約の責任開始	95
第8条 [組合の責任開始]	
第9条 [共済証書]	
5 共済掛金の払込みならびに共済掛金が払い込まれない場合の解除および失効	96
第10条 [第1回共済掛金の払込み]	
第11条 [第1回共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の解除]	
第12条 [第2回以後の共済掛金の払込み]	
第13条 [第2回以後の共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の失効]	
第14条 [共済掛金が払い込まれないまま払込期月中または払込猶予期間中に共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由が生じた場合の取扱い]	
第15条 [共済掛金の払込経路]	
第16条 [共済掛金の払いもどし]	
第17条 [共済掛金の前納または一括払い]	
6 共済契約の復活	98
第18条 [共済契約の復活]	
7 共済契約の変更	98
第19条 [共済金額の減額]	
第20条 [共済期間の短縮]	
第21条 [払済契約への変更]	
第22条 [年齢の計算]	
第23条 [年齢および性別の誤りの取扱い]	
第24条 [共済掛金の払込方法の変更]	
第25条 [共済契約者の住所の変更]	
8 共済契約関係者	99
第26条 [共済契約者の変更]	
第27条 [共済金受取人の変更]	
第28条 [遺言による共済金受取人の変更]	
第29条 [共済契約者または共済金受取人の代表者]	
9 解約	100
第30条 [共済契約者による解約]	
10 共済契約の無効、取消し、解除および消滅	100
第31条 [共済金等の不法取得目的による無効]	
第32条 [詐欺または強迫による取消し]	
第33条 [告知義務]	
第34条 [告知義務違反による解除]	
第35条 [告知義務違反により共済契約を解除できない場合]	
第36条 [重大事由による解除]	
第37条 [共済契約の消滅]	
第38条 [共済金受取人による共済契約の存続]	
第39条 [返れい金の支払]	
11 共済契約者に対する貸付および貸付を原因とする失効	103
第40条 [共済掛金の自動振替貸付]	
第41条 [共済証書貸付]	
第42条 [貸付を原因とする共済契約の失効]	
12 割りもどし金の割りもどし	104
第43条 [割りもどし金の割りもどし]	
13 時効	104
第44条 [時効]	
14 その他の事項	104
第45条 [組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡]	
第46条 [共済契約者等に対する共済約款の変更の取扱い]	
15 全国共済農業協同組合連合会の共済責任	105
第47条 [全国共済連の責任開始]	
第48条 [組合の行為の取扱い]	
第49条 [全国共済連による保障の継続]	
第50条 [共済約款の規定の読みかえ]	
第51条 [他の農業協同組合の共済契約の当事者への追加]	

[特 則]

契約内容の開示に関する条項	106
中途給付特則	107
転換条項	109

[特 約]

定期特約	114
更新型定期特約	118
遞減定期特約	123
生活保障特約	128
家族収入保障特約	134
災害給付特約	140
災害死亡割増特約	145
生前給付特約	149
特定損傷特約	153
満期前払特約	158
共済金年金支払特約	159
特別条件特約	163
指定代理請求特約	164

[別 表]

別表 [請求書類]	166
別表 [後遺障害等級表]	169
別表 [重度要介護状態]	174
別表 [除外する事故]	175
別表 [疾病重度障害状態]	176

養老生命共済約款

〔普通約款〕

1 用語の説明

第1条 [用語の説明]

この共済約款において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
共済掛金積立金	将来の共済金の支払のために、共済掛金の中から積み立てた積立金をいいます。
共済契約	養老生命共済契約をいいます。
共済契約申込書	組合所定の共済契約申込書をいい、組合が認めた場合には、組合の使用にかかる電子計算機に備えられた電子媒体によるものを含みます。
共済月度	契約日または月応当日から翌月の月応当日の前日までの期間をいいます。
共済証書貸付	組合の定める手続による資金の貸付をいいます。
契約応当日	契約日の年ごとの応当日をいいます。
後遺障害の状態	疾病または傷害が治ゆした後に残存する精神的または身体的なき損状態であって、将来回復見込みのないものをいいます。
告知事項	共済金の支払事由および共済掛金の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち告知書で質問した事項をいいます。
告知書	組合所定の告知書をいい、組合が認めた場合には、組合の使用にかかる電子計算機に備えられた電子媒体によるものを含みます。
災害	急激（注1）かつ偶発（注2）的な外来（注3）の事故による被害をいいます。ただし、別表〔除外する事故〕に該当する事故による被害を除きます。 (注1) 事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。） (注2) 事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。（被共済者の故意に基づくものは該当しません。） (注3) 事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾患に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。）
疾病重度障害状態	次に該当するものをいいます。ただし、災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因として別表〔後遺障害等級表〕の後遺障害の状態になったものを除きます。 ア. 疾病または傷害が治ゆした後に残存する精神的または身体的なき損状態であって、別表〔疾病重度障害状態〕の1. から18. までの障害の状態に該当し、将来回復見込みのないもの イ. 疾病または傷害が治ゆする前であって、別表〔疾病重度障害状態〕の1. から18. までの障害の状態に該当し、かつ、次のいずれにも該当して将来回復見込みのないものと組合が認めたもの (ア) 障害の状態が6か月以上継続していること (イ) 障害の状態が固定していること ウ. 疾病または傷害により、別表〔疾病重度障害状態〕の19. から27. までの状態に該当するもの
自動振替貸付	払い込むべき共済掛金に相当する額の自動的な貸付をいいます。
住所	共済証書に記載された住所または居所をいいます。
重度要介護状態	別表〔重度要介護状態〕の状態に該当し、かつ、その状態が6か月以上継続して将来回復見込みのないものをいいます。
第〇級後遺障害	別表〔後遺障害等級表〕の該当等級の後遺障害をいいます。
月応当日	契約日の月ごとの応当日をいいます。ただし、応当日がない月は、その月の末日とします。

用語	説明
払込期月	それぞれ次の期間をいいます。 ア. 第1回共済掛金の場合 契約日からその日を含めて契約日の属する月の翌月の末日までの期間 イ. 第2回以後の共済掛金の場合 契約応当日（注）の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間 (注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
払込免除契約	共済掛金の払込みが免除された共済契約をいいます。
共済契約	共済掛金の払込みを変更時以後必要としない共済契約をいいます。

2 共済金の支払

第2条 [共済金の支払]

(1) この共済契約により組合が支払う共済金については、次のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
① 死亡共済金	被共済者が責任開始時以後共済期間内に死亡したこと	共済金額と同額	死亡共済金受取人
② 後遺障害共済金	被共済者が責任開始時（注）以後に生じた疾病または傷害により共済期間内に次のいずれかに該当したこと ア. 第1級後遺障害の状態になったこと。この場合には、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当するときを含みます。 （ア）責任開始時前に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた疾病または傷害による後遺障害の状態が新たに加わって第1級後遺障害の状態になったこと （イ）（ア）の責任開始時以後に生じた疾病または傷害が、責任開始時前に既にあった後遺障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のないこと イ. 重度要介護状態になったこと	共済金額と同額	被共済者
③ 満期共済金	被共済者が共済期間が満了するまで生存していたこと	共済金額と同額	満期共済金受取人

（注）復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。表中②において同様とします。

- (2) 被共済者が共済期間の満了後に後遺障害の状態になった場合で、次のいずれにも該当するときは、共済期間の満了日に後遺障害の状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。ただし、満期共済金が支払われた場合には、この取扱いはしません。
- ① 共済期間の満了日において、被共済者の障害の状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、後遺障害共済金の支払事由に該当しなかった場合
 - ② 共済期間の満了後も引き続きその障害の状態が継続している場合
 - ③ 共済期間の満了後にその障害の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合
- (3) 被共済者が共済期間内に別表〔重度要介護状態〕の状態に該当した場合で、次のいずれにも該当するときは、共済期間の満了日に重度要介護状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。ただし、満期共済金が支払われた場合には、この取扱いはしません。
- ① 共済期間の満了日において、別表〔重度要介護状態〕の状態に該当した日以後6か月以上その状態が継続していないことまたはその状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、後遺障害共済金の支払事由に該当しなかった場合
 - ② 共済期間の満了後も引き続きその別表〔重度要介護状態〕の状態が継続し、その状態の継続している期間が6か月以上となった場合
 - ③ 共済期間の満了後にその別表〔重度要介護状態〕の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合
- (4) 満期共済金受取人が指定されていない場合は、（1）の規定にかかわらず、共済契約者を満期共済金受取人とします。
- (5) 共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が、死亡共済金受取人および満期共済金受取人であるときは、（1）の規定にかかわらず、その共済契約者を後遺障害共済金の共済金受取人とします。
- (6) (1) および(5) の後遺障害共済金の共済金受取人を変更することはできません。
- (7) 後遺障害共済金を請求する前に被共済者が死亡した場合には、組合は、後遺障害共済金の支払事由は発生しなかったものとして取り扱います。
- (8) 満期共済金が支払われた場合には、その支払後に後遺障害共済金の支払請求を受けても、組合は、後遺障害共済金を支払いません。
- (9) 組合は、死亡共済金または後遺障害共済金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、死亡共済金または後遺障害共済金の一部を削減します。

第3条 [共済金を支払わない場合]

この共済契約により組合が支払事由に該当しても共済金を支払わない場合は、次のとおりとします。ただし、表中①イ. の場合に、死亡共済金の一部の受取人の故意によるときは、その者が受け取るべき金額を差し引いて、他の死亡共済金受取人に支払います。

共済金の種類	免責事由
① 死亡共済金	次のいずれかにより被共済者が死亡したこと ア. 被共済者の自殺。この場合には、責任開始時（注）の属する日以後2年以内に死亡したときに限ります。 イ. 死亡共済金受取人の故意 ウ. 共済契約者の故意
② 後遺障害共済金	次のいずれかにより被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になったこと ア. 被共済者の故意 イ. 共済契約者の故意

（注）復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。

第4条 [共済金の支払請求]

- (1) 共済契約者または共済金受取人は、共済金の支払事由が生じたことを知った場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 共済金受取人は、共済金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表「請求書類」の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 後遺障害共済金の支払事由が発生した場合で、被共済者がその後遺障害共済金を請求できない特別な事情があるときは、請求時において、被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている死亡共済金受取人が、遅滞なく、別表「請求書類」の必要書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を組合に提出して、被共済者の代理人としてその後遺障害共済金の支払を請求することができます。
- (4) 組合は、共済金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。

第5条 [支払時期および支払方法]

- (1) 組合は、死亡共済金または満期共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後8日以内に死亡共済金または満期共済金を支払います。ただし、次に掲げる日は8日に含みません。
 - ① 日曜日および土曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③ 12月29日から翌月3日までの日
- (2) 組合は、(1)の規定にかかわらず、共済契約の締結時から死亡共済金もしくは満期共済金請求時までに組合に提出された書類だけではこれらの共済金を支払うために必要な確認ができない場合、または後遺障害共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡、第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態または生存に該当する事実の有無
共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
共済契約の効力の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無

- (3) (2)の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) および (2) の規定にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（注）を経過する日までに共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日 数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (4) 共済金は、次のいずれかのうち共済金受取人が選択した方法により支払います。
- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済金受取人が指定した口座に振り込む方法
 - ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- (5) 組合が、(2) から (4) までおよび前条 (3) により後遺障害共済金を被共済者の代理人に既に支払っている場合は、重複して後遺障害共済金の請求を受けても、組合はこれを支払いません。
- (6) (2) または (3) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人（注1）が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注2）には、これにより確認が遅延した期間については、(2) または (3) の日数に含みません。
- (注1) 死亡共済金受取人が代理人として後遺障害共済金を請求する場合には、その者を含みます。
- (注2) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

3 共済掛金の払込免除

第6条 [共済掛金の払込免除]

- (1) 組合は、被共済者が共済期間内に次のいずれかに該当した場合には、次の共済年度（注1）以後の共済掛金の払込みを免除します。
- ① 責任開始時（注2）以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因として第2級から第4級までの後遺障害の状態になった場合。この場合には、責任開始時前に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた災害を直接の原因とする後遺障害の状態が新たに加わって第2級から第4級までの後遺障害の状態になったときを含みます。
 - ② 責任開始時以後に生じた疾病または傷害により疾病重度障害状態になった場合。この場合には、次のア. およびイ. のいずれにも該当するときを含みます。
 - ア. 責任開始時前に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた疾病または傷害による障害の状態が新たに加わって疾病重度障害状態になったこと
 - イ. ア. の責任開始時以後に生じた疾病または傷害が、責任開始時前に既にあった後遺障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のないこと
- (注1) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、共済月度とします。（2）において同様とします。
- (注2) 復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。（1）において同様とします。
- (2) (1) により払込免除契約となった場合には、次の共済年度以後の共済掛金は、払込期月の契約応当日（注）ごとに払い込まれるものとして取り扱います。
- (注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- (3) 次のいずれかにより被共済者が（1）に該当した場合には、組合は、共済掛金の払込みを免除しません。
- ① 被共済者の故意または重大な過失により生じた疾病または傷害
 - ② 被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた傷害
 - ③ 被共済者の犯罪行為により生じた疾病または傷害
 - ④ 被共済者が法令に規定する運転資格を持たないで運転している間に生じた傷害
 - ⑤ 被共済者が法令に規定する酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた傷害
 - ⑥ 共済契約者の故意または重大な過失により生じた疾病または傷害
- (4) (1) の状態が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすときは、組合は、共済掛金の払込みを免除しないことがあります。

第7条 [共済掛金の払込免除請求]

- (1) 共済契約者は、被共済者が前条（1）に該当したことを知った場合は、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出して、共済掛金の払込免除の請求をしてください。ただし、共済契約に災害給付特約が付加されている場合は、その特約の共済金の支払請求をもってこれにかえることができます。
- (2) 組合は、共済掛金の払込免除の請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めるることができます。
- (3) 組合は、共済掛金の払込みを免除した場合は、共済証書に表示します。
- (4) 組合は、（1）の共済掛金の払込免除の請求があった場合は、次の事項の確認を行います。
- ① 前条（1）または（3）に該当する事実の有無
 - ② この共済約款に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無
 - ③ ①および②の事項の確認に必要な第5条【支払時期および支払方法】（3）の特別な照会または調査の内容
- (5) (4) の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、この確認が終わるまで共済掛金の払込みを免除しません。
- (注) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

4 共済契約の責任開始

第8条 [組合の責任開始]

- (1) 組合が共済契約の申込みを承諾した場合は、組合の共済契約上の責任は、申込みの時または告知の時のいずれか遅い時に開始します。
- (2) (1) により組合の責任が開始する日を契約日とし、共済期間はその日を含めて計算します。

第9条 [共済証書]

- (1) 組合は、共済契約の申込みを承諾した場合は、遅滞なく、共済契約者に対し、次の事項を記載した共済証書を交付します。
- ① 組合名
 - ② 共済契約者の氏名または名称

- ③ 被共済者の氏名および生年月日
 - ④ 共済金受取人の氏名または名称
 - ⑤ 共済契約の共済金の支払事由および付加する特約の種類
 - ⑥ 共済期間
 - ⑦ 共済金額
 - ⑧ 共済掛金およびその払込方法
 - ⑨ 契約日
 - ⑩ 共済証書の作成日
- (2) (1) の共済証書には、組合が記名押印します。

5 共済掛金の払込みならびに共済掛金が払い込まれない場合の解除および失効

第10条 [第1回共済掛金の払込み]

- (1) 第1回共済掛金は、第15条【共済掛金の払込経路】(1)の払込経路に従い、払込期月中に払い込んでください。
- (2) (1)により払い込むべき第1回共済掛金は、契約日から契約日の属する共済年度の翌共済年度の契約応当日の前日までの期間(注)に対応する共済掛金とします。
(注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、契約日から契約日の属する共済月度の翌共済月度の月応当日の前日までの期間とします。
- (3) 第1回共済掛金の払込猶予期間は、次のとおりとします。

共済掛金の払込方法	払込猶予期間
年払い	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日(注)まで
月払い	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月の末日まで

- (注) 契約日が契約日の属する月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日とします。
- (4) 天災地変その他やむを得ない理由によって第1回共済掛金の払込みが一時困難であると認められる場合は、組合の定める取扱いに基づき、(3)の払込猶予期間を延長します。

第11条 [第1回共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の解除]

- (1) 払込期月中に第1回共済掛金が払い込まれない場合は、組合は、次の事項を共済契約者に通知します。
 - ① 前条(3)の払込猶予期間の満了日までに第1回共済掛金の払込みを要すること
 - ② 前条(3)の払込猶予期間の満了日までに第1回共済掛金が払い込まれなければ、その払込猶予期間の満了日の翌日に共済契約が解除となること
- (2) 前条(3)の払込猶予期間の満了日までに第1回共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約は、その払込猶予期間の満了日の翌日に、将来に向かって、解除となります。

第12条 [第2回以後の共済掛金の払込み]

- (1) 第2回以後の共済掛金は、第15条【共済掛金の払込経路】(1)の払込経路に従い、毎年1回(注)、払込期月中に払い込んでください。
(注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、毎月とします。
- (2) (1)により払い込むべき第2回以後の共済掛金は、契約応当日からその契約応当日の属する共済年度の翌共済年度の契約応当日の前日までの期間(注)に対応する共済掛金とします。
(注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日からその月応当日の属する共済月度の翌共済月度の月応当日の前日までの期間とします。
- (3) 第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、次のとおりとします。

共済掛金の払込方法	払込猶予期間
年払い	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日(注)まで
月払い	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月の末日まで

- (注) 契約応当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日とします。
- (4) 天災地変その他やむを得ない理由によって第2回以後の共済掛金の払込みが一時困難であると認められる場合は、組合の定める取扱いに基づき、(3)の払込猶予期間を延長します。

第13条 [第2回以後の共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の失効]

前条(3)の払込猶予期間の満了日までに第2回以後の共済掛金が払い込まれず、かつ、第40条【共済掛金の自動振替貸付】による貸付が行われない場合は、共済契約は、その払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第14条 [共済掛金が払い込まれないまま払込期月中または払込猶予期間中に共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由が生じた場合の取扱い]

- (1) 第1回共済掛金(注1)が払い込まれないまま、契約日からその日を含めて第1回共済掛金の払込猶予期間の満了日までに共済金(注2)の支払事由が生じた場合には、組合は、支払うべき共済金から第1回共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべき共済金が第1回共済掛金を下回る場合は、組合は、第1回共済掛金が払い込まれるまで、共済金を支払いません。

- (注1) 特約の共済掛金を含みます。(1) および(2)において同様とします。
- (注2) 特則および特約の共済金等を含みます。(1) および(3)において同様とします。
- (2) 第1回共済掛金が払い込まれないまま、契約日からその日を含めて第1回共済掛金の払込猶予期間の満了日までに共済掛金の払込免除事由が生じた場合には、組合は、第1回共済掛金が払い込まれるまで、共済掛金の払込みを免除しません。
- (3) 第2回以後の共済掛金(注1)が払い込まれないまま、その払込期月中の契約応当日(注2)からその日を含めて第2回以後の共済掛金の払込猶予期間の満了日までに共済金の支払事由が生じた場合には、組合は、支払うべき共済金から第2回以後の共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべき共済金が第2回以後の共済掛金を下回る場合は、組合は、第2回以後の共済掛金が払い込まれるまで、共済金を支払いません。
- (注1) 特約の共済掛金を含みます。(3) および(4)において同様とします。
- (注2) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。(4)において同様とします。
- (4) 第2回以後の共済掛金が払い込まれないまま、その払込期月中の契約応当日からその日を含めて第2回以後の共済掛金の払込猶予期間の満了日までに共済掛金の払込免除事由が生じた場合には、組合は、第2回以後の共済掛金が払い込まれるまで、共済掛金の払込みを免除しません。

第15条 [共済掛金の払込経路]

- (1) 共済契約者は、組合の承諾を得て、次のいずれかの共済掛金の払込経路を選択することができます。

共済掛金の払込経路	内 容
① 口座振替扱い	組合または組合の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法
② クレジットカード扱い	組合の指定するクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
③ 持参扱い	組合の事務所または組合の指定する場所に持参して払い込む方法

- (2) (1) 表中①の場合、共済掛金は、組合の指定した日に、共済契約者の指定した口座(注)から共済掛金に相当する額を組合の口座に振り替えることにより払い込まれるものとします。ただし、組合の指定した日に共済掛金の口座振替が不能となつた場合は、共済掛金は、第10条【第1回共済掛金の払込み】(3)または第12条【第2回以後の共済掛金の払込み】(3)の払込猶予期間の満了日までに組合の事務所または組合の指定する場所に払い込んでください。

(注) 組合または組合の指定した金融機関等にあるものに限ります。

- (3) (1) 表中②の場合、共済掛金は、組合が共済契約者の指定したクレジットカード(注)の有効性および利用限度額内であることを確認し、クレジットカード発行会社に共済掛金に相当する額を請求した時に払い込まれるものとします。ただし、組合がクレジットカード発行会社から共済掛金に相当する額を領収できなかった場合は、共済掛金は払い込まれなかつたものとします。この場合は、共済掛金は、第10条(3)または第12条(3)の払込猶予期間の満了日までに組合の事務所または組合の指定する場所に払い込んでください。

(注) 組合の指定するクレジットカード発行会社のものに限ります。

- (4) 共済契約者は、組合の承諾を得て、(1)の共済掛金の払込経路を変更することができます。

- (5) (1) 表中①または②の場合に、組合の定める取扱条件を満たさなくなったときは、共済契約者は、共済掛金の払込経路を他の払込経路に変更してください。この場合に、共済掛金の払込経路を変更するまでは、共済掛金は、組合の事務所または組合の指定する場所に払い込んでください。

第16条 [共済掛金の払いもどし]

- (1) 共済掛金がその払込期月の契約応当日(注)の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに共済掛金の払込みを要しなくなった場合には、組合は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に払いもどします。

(注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。

- (2) 組合は、共済掛金の払込方法が年払いの共済契約(注1)が解約もしくは解除され、または消滅(注2)した場合は、払い込まれた共済掛金(注3)のうちまだ到来していない期間(注4)について、組合の定める取扱いに基づき計算した額を共済契約者(注5)に払いもどします。ただし、共済契約に生前給付特約が付加されており、かつ、生前給付金が支払われる場合において、生前給付金の請求日からその日を含めて6か月を経過する日の翌日までの間に契約応当日があるときは払いもどしません。

(注1) 特約を含みます。(2)において同様とします。

(注2) 共済契約に生活保障特約または家族収入保障特約が付加されている場合で第1回生活保障年金が支払われたときを含みます。(2)において同様とします。

(注3) 特約の共済掛金を含みます。

(注4) 1か月未満の端数は切り捨てます。

(注5) 共済金を支払うことにより、共済契約が消滅する場合は、その共済金の共済金受取人とします。

- (3) 共済契約が払込免除契約である場合は、(2)の規定にかかわらず、共済掛金の払込免除事由に該当した日の属する共済年度の翌共済年度以後の共済掛金(注)を払いもどしません。

(注) 特約の共済掛金を含みます。

第17条 [共済掛金の前納または一括払い]

共済契約者は、組合の承諾を得て、次のとおり、将来の共済掛金をまとめて払い込むことができます。

- ① 共済掛金の払込方法が年払いの場合(注)

ア. 将來の共済掛金の全部または一部を前納することができます。

イ. ア. の場合には、組合の定める率で割り引きます。

ウ. 前納共済掛金は、契約応当日ごとに共済掛金に充当します。

エ. 組合は、次のいずれかに該当する場合には、組合の定める取扱いに基づき、前納共済掛金の残額を共済契約者に組合の定める率で計算した利息をつけて払いもどします。

(ア) 共済掛金の払込みを要しなくなった場合

- (イ) 共済掛金の払込方法が月払いに変更された場合
(ウ) 天災地変その他やむを得ない理由により、共済契約者から払いもどしの請求があつて、組合が承諾した場合
オ. 共済掛金が変更または訂正された場合には、前納共済掛金のうちまだ到来していない共済年度に対応する共済掛金について、次のとおり精算します。
(ア) 订正または訂正前の共済掛金と変更または訂正後の共済掛金との差額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
(イ) (ア) の場合には、組合の定める率で計算した利息をつけて払いもどし、またはその率によって割り引いて追徴します。
- (注) 契約日から共済期間の満了日までの期間が11年以上である場合に限ります。
- ② 共済掛金の払込方法が月払いの場合
ア. 3か月分または6か月分の共済掛金を一括払いすることができます。
イ. ア. の場合には、組合の定める率で割り引きます。
ウ. 組合は、次のいずれかに該当する場合には、組合の定める取扱いに基づき、一括払共済掛金のうちまだ到来していない共済月度に対応する共済掛金を共済契約者に払いもどします。
(ア) 共済掛金の払込みを要しなくなった場合
(イ) 共済掛金の払込方法が年払いに変更された場合
(ウ) 天災地変その他やむを得ない理由により、共済契約者から払いもどしの請求があつて、組合が承諾した場合
エ. 共済掛金が変更または訂正された場合には、一括払共済掛金のうちまだ到来していない共済月度に対応する共済掛金に過不足額があれば、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

6 共済契約の復活

第18条 [共済契約の復活]

- (1) 共済契約が失効した場合は、共済契約者は、その失効した日以後3年以内に、共済契約の復活を申し込むことができます。
(2) 共済契約の復活を申し込む場合は、共済契約者は、被共済者の健康状態に関する医師の診査書および別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
(3) 組合が共済契約の復活を承諾した場合は、組合の共済契約上の責任は、次の額の合計額を受け取った時（注1）に再開します。
① 復活の申込みの時までの払い込まれなかつた共済掛金に相当する額（注2）
② 第40条〔共済掛金の自動振替貸付〕または第41条〔共済証書貸付〕による貸付金があり、復活の申込みの時のそれらの貸付金の元利金が第40条（2）の返れい金の額の80%に相当する額を超える場合は、組合の定める額
(注1) 告知の前に受け取った場合には告知の時とします。
(注2) 組合の定める取扱いに基づき計算した延滞利息を含みます。
(4) 共済契約の復活の申込みと同時に第21条〔払済契約への変更〕により払済契約に変更する場合は、共済契約者は、本条（3）①の額を払い込む必要はありません。
(5) 共済契約が復活した場合は、組合は、共済証書に表示します。

7 共済契約の変更

第19条 [共済金額の減額]

- (1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済金額を減額することができます。
(2) (1)により共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
(3) (1)により共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第30条〔共済契約者による解約〕により解約されたものとみなします。
(4) (1)により共済金額が減額された場合は、組合は、共済証書に表示します。

第20条 [共済期間の短縮]

- (1) 共済契約者は、契約日から1年を経過した日以後であつて、共済期間を5年、10年、15年、20年、25年もしくは30年とする共済契約または契約日から被共済者が50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、77歳もしくは88歳に達する日の属する共済年度の末日までとする共済契約の範囲内に限り、組合の定める取扱いに基づき、共済期間を短縮することができます。ただし、次の場合には、共済期間の短縮はできません。
① 共済契約が払込免除契約である場合
② 共済契約が次条の払済契約である場合
(2) (1)により共済期間を短縮する場合は、共済契約者は、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
(3) 組合は、(1)により共済期間が短縮された場合は、共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
① 組合の定める取扱いに基づき計算した短縮後の共済契約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
② 組合の定める取扱いに基づき計算した短縮後の共済契約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
(4) 共済期間が短縮された場合は、組合は、共済証書に表示します。

第21条 [払済契約への変更]

- (1) 共済契約者は、組合の定める手続により、共済契約を払済契約に変更することができます。ただし、次の場合には、払済契約に変更することはできません。
① 共済契約が払込免除契約である場合
② 共済契約が特別条件特約による条件（注）を付した共済契約である場合

- (3) (3)により算出された共済金額が50万円未満である場合
 (注)特別共済掛金法によるものまたは共済金削減法による場合であって、削減期間を経過していないものに限ります。
- (2) 払済契約への変更をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 払済契約の共済金額は、組合の定める取扱いに基づき、変更前の共済契約の共済掛金積立金(注)について、変更後の共済契約における一時払いの共済掛金にあてることにより算出した額とします。
 (注)特約の共済掛金積立金を含みます。
- (4) (3)により算出された額が組合の定める取扱いに基づき計算した変更前の共済契約の共済金額(注)を超えることとなる場合は、(3)の規定にかかわらず、払済契約の共済金額は組合の定める取扱いに基づき計算した変更前の共済契約の共済金額とします。この場合には、(3)の共済掛金積立金から払済契約の一時払いの共済掛金にあてられることとなる共済掛金積立金を差し引いた額を共済契約者に支払います。
 (注)特約の共済金額を含みます。(4)において同様とします。
- (5) 払済契約への変更是、次の表の区分に応じて、同表の時から効力を生じます。

区分	効力を生じる時
① 共済契約の復活の申込みと同時に払済契約に変更する場合	共済契約の復活により責任が再開された時
② ①以外の場合	共済掛金の払込みがあった最終の共済年度の翌共済年度(注)の初日

(注)共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、最終の共済月度の翌共済月度の属する共済年度とします。

- (6) 払済契約へ変更した場合は、組合は、共済証書に表示します。

第22条 [年齢の計算]

被共済者の年齢は、出生日から起算して、満年をもって計算し、1年に満たない端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

第23条 [年齢および性別の誤りの取扱い]

- (1) 共済契約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は、共済契約を取り消すことができます。この場合、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金の全部または一部を共済契約者に払いもどします。
- (2) (1)の払いもどし金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により払いもどします。
 ① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
 ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- (3) (1)による共済契約の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (4) (1)の場合に、被共済者の真正な年齢が、共済契約の申込みの日に組合の定める最低加入年齢未満であって、組合がその事実を知った時には既にその最低加入年齢に達していたときには、(1)の規定にかかわらず、共済契約は、被共済者の真正な年齢がその最低加入年齢に達する日の翌日を契約日とみなし、組合の共済契約上の責任は、その日から開始したものとして取り扱います。
- (5) 共済契約申込書に記載された被共済者の年齢または性別に誤りがあった場合に、共済契約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲内であるときは、組合は、被共済者の真正な年齢または性別に基づいて共済掛金を訂正します。この場合に、既に払い込まれた共済掛金または共済掛金積立金について、組合の定める取扱いに基づき計算した訂正後の共済契約における共済掛金または共済掛金積立金に過不足額があれば、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

第24条 [共済掛金の払込方法の変更]

- (1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金の払込方法を月払いまたは年払いに変更することができます。
- (2) (1)により共済掛金の払込方法を変更する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) (1)により共済掛金の払込方法が変更された場合は、その申込みにかかる共済年度から、共済掛金の払込方法を変更します。
- (4) (1)により共済掛金の払込方法が変更された場合は、組合は、共済証書に表示します。

第25条 [共済契約者の住所の変更]

- (1) 共済契約者は、住所を変更した場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 共済契約者が(1)の通知を怠っていた場合には、組合が知った最終の住所あてに組合が発した通知は、その住所に通常到達すべき日において、その共済契約者に到達したものとみなします。

8 共済契約関係者

第26条 [共済契約者の変更]

- (1) 共済契約者は、被共済者の同意および組合の承諾を得て、共済契約上の一切の権利義務を他人に承継させることができます。
- (2) 共済契約者を変更する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 共済契約者が変更された場合は、組合は、共済証書に表示します。

第27条 [共済金受取人の変更]

- (1) 共済契約者は、共済金の支払事由が発生するまでは、組合に対する通知により、死亡共済金受取人または満期共済金受取人を変更することができます。この場合に、死亡共済金受取人を変更するときは、被共済者の同意を得なければ、その変更は、効力を生じません。
- (2) (1) の通知をする場合は、共済契約者は、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 共済金受取人が変更された場合は、組合は、共済証書に表示します。
- (4) 共済金受取人の変更は、(1) の通知が組合に到達した場合は、共済契約者がその通知を組合に発した時から、その効力を生じます。
- (5) (1) の通知が組合に到達する前に、組合が既に変更前の死亡共済金受取人または満期共済金受取人に死亡共済金または満期共済金を支払っている場合は、重複して死亡共済金または満期共済金を支払いません。
- (6) (1) から(5)までの規定は、前条により共済契約者を法人に変更した場合で、第2条〔共済金の支払〕(5)により共済契約者が後遺障害共済金の共済金受取人となるときに適用します。
- (7) 死亡共済金受取人または満期共済金受取人が死亡共済金または満期共済金の支払事由の発生前に死亡した場合には、その死亡時以後に死亡共済金受取人または満期共済金受取人の変更が行われたときを除き、死亡共済金受取人または満期共済金受取人の死亡時の法定相続人を死亡共済金受取人または満期共済金受取人とします。
- (8) 死亡共済金受取人が死亡共済金の支払事由の発生と同時に死亡した場合(注1)には、死亡共済金受取人の死亡時の法定相続人(注2)を死亡共済金受取人とします。
- (注1) 死亡共済金受取人の死亡と死亡共済金の支払事由の発生との先後が明らかでない場合を含みます。
- (注2) 死亡共済金受取人と同時に死亡した者は含みません。
- (9) (7) および(8)の場合において、死亡共済金受取人となった者の死亡時にその者の法定相続人がいないときは、死亡共済金受取人となった者のうち生存している他の者を死亡共済金受取人とします。
- (10) (7)の場合において、満期共済金受取人となった者の死亡時にその者の法定相続人がいないときは、満期共済金受取人となった者のうち生存している他の者を満期共済金受取人とします。
- (11) (7)から(10)までの場合において、死亡共済金受取人または満期共済金受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は、均等とします。

第28条 [遺言による共済金受取人の変更]

- (1) 前条に規定するほか、共済契約者は、共済金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、死亡共済金受取人または満期共済金受取人を変更することができます。この場合に、死亡共済金受取人を変更するときは、被共済者の同意を得なければ、その変更は、効力を生じません。
- (2) (1) の死亡共済金受取人または満期共済金受取人の変更は、共済契約者が死亡した後、共済契約者の相続人(注)による通知が組合に到達しなければ、これをもって組合に対抗することができません。この場合に、その通知が組合に到達する前に、組合が既に変更前の死亡共済金受取人または満期共済金受取人に死亡共済金または満期共済金を支払っているときは、重複して死亡共済金または満期共済金を支払いません。
- (注) 遺言執行者がいる場合は、その者を含みます。(3)において同様とします。
- (3) (2) の通知をする場合は、共済契約者の相続人は、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- (4) 共済金受取人が変更された場合は、組合は、共済証書に表示します。

第29条 [共済契約者または共済金受取人の代表者]

- (1) 共済契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の共済契約者を代理するものとします。
- (2) 共済金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の共済金受取人を代理するものとします。
- (3) (1) および(2) の代表者が定まらないかまたは代表者の所在が不明である場合には、組合が共済契約者または共済金受取人の1人に対してなした行為は、他の共済契約者または共済金受取人に対しても効力を生じます。

9 解約

第30条 [共済契約者による解約]

- (1) 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、共済契約を解約することができます。
- (2) (1) の解約をする場合は、共済契約者は、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。

10 共済契約の無効、取消し、解除および消滅

第31条 [共済金等の不法取得目的による無効]

- 共済契約者が共済金等(注1)を不法に取得する目的または他人に共済金等を不法に取得させる目的をもって共済契約(注2)の締結または復活をした場合は、共済契約を無効とし、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。
- (注1) 共済掛金の払込免除を含みます。
- (注2) 特則および特約を含みます。この条において同様とします。

第32条 [詐欺または強迫による取消し]

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって共済契約を締結した場合には、組合は、共済契約を取り消すことができます。この場合には、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。
- (2) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって共済契約が復活した場合には、組合は、共済契約の復

活を取り消すことができます。

(3) (2) の場合は、復活の申込みの時に共済契約は消滅したものとし、その時以後に払い込まれた共済掛金（注）は払いもどしません。

（注）復活の申込みの時までの払い込まれなかった共済掛金に相当する額および組合の定める取扱いに基づき計算した延滞利息を含みます。

(4) (1) による共済契約の取消し、または(2) による共済契約の復活の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。

第33条 【告知義務】

共済契約者または被共済者は、共済契約の締結または復活の際、告知事項について、告知書により事実を告知しなければなりません。ただし、組合の指定する医師が口頭で質問した告知事項については、その医師に口頭により事実を告知しなければなりません。

第34条 【告知義務違反による解除】

(1) 共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって、前条の告知の際に事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げた場合は、組合は、将来に向かって、共済契約を解除することができます。

(2) 組合は、共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由が発生した後に(1)により共済契約を解除した場合であっても、共済金を支払わず、または共済掛金の払込みを免除しません。また、既に共済金を支払い、または共済掛金の払込みを免除していた場合は、その共済金の返還を請求し、または免除していた共済掛金の払込みを請求することができます。

(3) (2) の規定にかかわらず、解除の原因となつた事実に基づかずに発生した共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由については、組合は、共済金を支払い、または共済掛金の払込みを免除します。

(4) 組合は、(1)により共済契約を解除する場合は、書面によりその旨を共済契約者に通知します。ただし、共済契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって共済契約者に通知できない場合には、被共済者または共済金受取人に通知します。

第35条 【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】

組合は、次のいずれかに該当する場合には、前条による共済契約の解除をすることができません。

① 組合が、共済契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかつた場合。この場合には、次に掲げるときを含みます。

ア. 組合が、事実を告げることを妨げた場合

イ. 組合が、事実を告げないよう勧めた場合

ウ. 組合が、事実でないことを告げよう勧めた場合

② 組合が解除の原因を知った日以後1ヶ月を経過した場合

③ 共済契約が責任開始時（注1）の属する日以後2年以上継続した場合。ただし、その間に解除の原因となる事実に基づいて共済金（注2）の支払事由または共済掛金の払込免除事由が発生した場合（注3）を除きます。

④ 責任開始時の属する日以後5年を経過した場合

（注1）復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。この条において同様とします。

（注2）特約の共済金等を含みます。③において同様とします。

（注3）責任開始時前に原因が生じたことにより、共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由に該当しなかつた場合を含みます。

第36条 【重大事由による解除】

(1) 組合は、次のいずれかに該当した場合には、将来に向かって、共済契約を解除することができます。

① 共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとした場合

② 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせること（注1）を目的として、支払事由（注2）を生じさせ、または生じさせようとした場合

③ 共済金受取人（注3）が、この共済契約に基づく共済金の請求（注4）について、詐欺を行い、または行おうとした場合

④ 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当した場合

ア. 暴力団、暴力団員（注5）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（注6）に該当すると認められること

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

エ. 共済契約者または共済金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

⑤ この共済契約に付加されている特約または他の共済契約（注7）が重大事由により解除されたことにより、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を継続することを期待しない①から④までに掲げる事由と同等の事由が生じた場合

⑥ ①から⑤までのほか、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

（注1）共済掛金の払込みを免除させることを含みます。

（注2）死亡を除き、共済掛金の払込免除事由を含みます。

（注3）共済掛金の払込免除請求の場合は、共済契約者とします。

（注4）共済掛金の払込免除請求を含みます。

（注5）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

（注6）④において「反社会的勢力」といいます。

（注7）共済契約者、被共済者または共済金受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。

- (2) 組合は、(1)により共済契約を解除する場合は、書面によりその旨を共済契約者に通知します。ただし、共済契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって共済契約者に通知できない場合には、被共済者または共済金受取人に通知します。
- (3) 組合は、(1)により共済契約を解除した場合において、(1)の事由が発生した時から解除した時までに生じた支払事由については、共済金（注）を支払わず、または共済掛金の払込みを免除しません。また、既に共済金を支払い、または共済掛金の払込みを免除していた場合は、その共済金の返還を請求し、または免除していた共済掛金の払込みを請求することができます。
- （注）共済金受取人を2人以上とする共済金にあっては、(1)④のみに該当した場合で、(1)④ア、からオ、までに該当したのが共済金受取人のみであり、その共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。(3)において同様とします。

第37条【共済契約の消滅】

共済契約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区分	消滅する時
被共済者が死亡した場合	被共済者が死亡した時
被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になり、後遺障害共済金が支払われた場合	被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になった時
被共済者が共済期間が満了するまで生存していた場合	共済期間が満了した時
共済契約が失効し、復活しないまま失効した日以後3年を経過した場合	失効した日以後3年を経過した時

第38条【共済金受取人による共済契約の存続】

- (1) 差押債権者、破産管財人その他の共済契約者以外の者で共済契約の解約をすることができる者（注）による共済契約の解約は、解約の通知が組合に到達した日の翌日以後1か月を経過した日に効力を生じます。
- （注）この条において「債権者等」といいます。
- (2) (1)の解約が通知された場合でも、通知の時において、共済契約者以外の者で、かつ、次のいずれかに該当した共済金受取人（注）は、共済契約者の同意を得て、(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が組合に到達した日に解約の効力が生じたとすれば組合が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、その旨を組合に通知したときは、(1)の解約はその効力を生じません。
- ① 共済契約者または被共済者の親族であること
 - ② 被共済者であること
- （注）満期共済金受取人を除きます。
- (3) (2)の通知をする場合は、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- (4) (1)の解約の通知が組合に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは(2)により効力が生じなくなるまでに共済金（注1）の支払事由が生じ、組合が共済金を支払うべき場合に該当し、共済契約（注2）が消滅するときは、支払うべき共済金の額を限度として、(2)の金額を債権者等に支払います。この場合において、その支払うべき共済金の額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、その残額を共済金受取人に支払います。
- （注1）特約の共済金等を含みます。この条において同様とします。
- （注2）特約を含みます。
- (5) 共済契約に中途給付特則が付加されている場合で、(1)の解約の通知が組合に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは(2)により効力が生じなくなるまでに中途給付金の支払事由が生じ、組合が中途給付金を支払うべきときに該当したときは、支払うべき中途給付金の額を限度として、(2)の金額を債権者等に支払います。この場合において、その支払うべき中途給付金の額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、その残額を共済契約者に支払い、(1)の解約の効力は生じません。
- (6) (4)の場合において、生活保障特約または家族収入保障特約の支払事由が生じ、組合が支払うべき生活保障年金の額と(4)において支払うべき共済金の額との合計額が(2)の金額未満であるときは、生活保障年金支払日に生活保障年金の一括払いの請求があったものとして、その一括払いされた金額を限度に(2)の金額から(4)において支払うべき共済金の額を差し引いた額を債権者等に支払い、それらの特約は消滅します。この場合において、その支払うべき一括払いされた金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、その残額を生活保障年金受取人に支払います。

第39条【返れい金の支払】

- (1) 組合は、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合には、組合の定める取扱いに基づき、返れい金を共済契約者に支払います。ただし、次の場合には、返れい金を支払いません。
- ① 共済金を支払うこととなった場合
 - ② 共済金の支払事由が発生した場合で、第3条〔共済金を支払わない場合〕表中①ウ、または第44条〔時効〕に該当したとき
 - ③ 共済契約の復活に際して共済契約者に詐欺または強迫の行為があつたことによって第32条〔詐欺または強迫による取消し〕により共済契約の復活が取り消され、共済契約が消滅した場合
 - ④ 共済金の請求等に関し、共済契約者が詐欺を行い、または行おうとしたことによって第36条〔重大事由による解除〕により共済契約が解除された場合
- (2) (1)の返れい金の額は、共済掛金積立金に相当する額とし、組合の定める取扱いに基づき計算します。
- (3) 第1回共済掛金が払い込まれないまま、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合には、(1)の規定にかかわらず、返れい金はありません。

- (4) 組合は、第3条ただし書により死亡共済金の一部を支払う場合に、その支払う死亡共済金の額が本条（2）の返れい金の額より少ないとときは、本条（2）の規定にかかるらず、その差額を共済契約者に支払います。
- (5) (1) の規定にかかるらず、組合は、第36条（1）④により共済契約を解除した場合で、同条（3）により共済金の一部の受取人に対して共済金を支払わないときは、共済契約のうち支払われない共済金に対応する部分の返れい金を共済契約者に支払います。
- (6) 返れい金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により支払います。
- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
 - ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- (7) (6) の規定にかかるらず、第36条（1）④により共済契約を解除した場合は、返れい金は、共済証書と引換えに、組合の指定する方法により共済契約者に支払います。
- (8) (1)、(4) および (5) による返れい金の支払については、第5条【支払時期および支払方法】（2）、(3) および (6) の規定を準用します。
- (9) 前条（1）の場合には、本条（8）において準用する第5条（2）中「請求に必要な書類が組合に到達した日」および同条（3）中「共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日」とあるのは、「第38条【共済金受取人による共済契約の存続】（1）により解約の効力が生じた日」と読みかえます。

11 共済契約者に対する貸付および貸付を原因とする失効

第40条【共済掛金の自動振替貸付】

- (1) 組合は、第2回以後の共済掛金（注）が払い込まれないまで払込猶予期間を過ぎた場合であっても、自動振替貸付を行い、その共済掛金にあてるることにより共済契約を有効に継続させます。ただし、共済契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、この取扱いをしません。
- （注）特約の共済掛金を含みます。
- (2) 自動振替貸付は、払い込むべき共済掛金に相当する金額がその貸付時の返れい金の額（注1）の80%に相当する額（注2）の範囲内である場合に行います。
- （注1）払い込むべき共済掛金の払込みがあったものとして計算した額とします。（2）において同様とします。
- （注2）自動振替貸付による貸付金または次条の貸付金がある場合は、貸付時の返れい金の額の80%に相当する額からこれらの貸付金の元利金を差し引いた残額とします。
- (3) (2) の返れい金の額は、共済契約に定期特約、更新型定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約が付加されている場合は、これらの特約の返れい金の額を含むものとします。この場合において、貸付時における（2）の返れい金の額が共済金額または更新型定期特約の共済期間の満了時における（2）の返れい金の額を超えるときは、共済金額または更新型定期特約の共済期間の満了時における（2）の返れい金の額のうちいすれか低い額に相当する額とします。
- (4) 自動振替貸付による貸付金は、払込猶予期間の満了日に貸し付けたものとします。
- (5) 自動振替貸付による貸付金の利息は、組合の定める利率で計算し、翌共済年度以後（注）の払込猶予期間が満了するごとにその満了日に元金に繰り入れます。
- （注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、翌共済年度以後の第1共済月度とします。
- (6) 共済契約者は、組合の定める手続により、いつでも、自動振替貸付による貸付金の元利金の全部または一部を返済できます。
- (7) 組合は、共済契約（注1）に基づいて共済金（注2）もしくは返れい金を支払い、または共済掛金を払いもどす場合に、自動振替貸付による貸付金があるときは、その共済金、返れい金または共済掛金からその貸付金の元利金を差し引きます。ただし、共済契約がその後も継続する場合で、組合が認めたときは、差し引きません。
- （注1）特約を含みます。
- （注2）中途給付金を含みます。
- (8) 自動振替貸付が行われた場合でも、その貸付によりあてられた共済掛金の払込猶予期間の満了日の翌日以後3か月以内に第21条【払込契約への変更】による払込契約への変更または第30条【共済契約者による解約】による共済契約の解約の請求があったときは、組合は、その貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱いをします。

第41条【共済証書貸付】

- (1) 共済契約者は、共済証書貸付を受けることができます。
- (2) (1) により組合が貸し付ける額は、その申込時の返れい金の額の80%に相当する額の範囲内とします。ただし、その申込時に共済証書貸付または自動振替貸付による貸付金がある場合は、その額からこれらの貸付金の元利金を差し引いた残額の範囲内とします。
- (3) 共済証書貸付を受ける場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (4) 共済証書貸付による貸付金の利息は、その貸付時における組合の定める利率により計算します。
- (5) 共済証書貸付による貸付金の貸付期間は、1年以内とします。
- (6) (2) の返れい金の額については、前条（3）の規定を、共済証書貸付の貸付金がある場合については、前条（7）の規定をそれぞれ準用します。
- (7) 共済契約者は、組合の定める手続により、貸付期間の満了日までに、共済証書貸付による貸付金の元利金を返済してください。
- (8) 貸付期間の満了日までに、共済証書貸付による貸付金の元利金が返済されない場合は、貸付期間を1年以内の範囲で延長します。この場合には、貸付期間の満了日に、延長前の共済証書貸付による貸付金の利息を、元金に繰り入れます。
- (9) 貸付期間を延長する場合、延長期間に応じた共済証書貸付による貸付金の利息は、延長前の貸付期間の満了日における組合の定める利率により計算します。
- (10) 共済契約者は、貸付期間中に新たに共済証書貸付を受けることができます。この場合には、既貸付元利金（注1）と、さらに共済証書貸付を受ける貸付金の額の合計額を新たな貸付金の額（注2）とし、新たな貸付金の額のうち既貸付元利金に相当する額は、既貸付元利金の返済に充当します。
- （注1）既に共済証書貸付を受けていた貸付金の元利金をいいます。（10）において同様とします。
- （注2）（2）および（6）の額の範囲内とします。

第42条 [貸付を原因とする共済契約の失効]

- (1) 自動振替貸付および共済証書貸付による貸付金の元利金の合計額が、共済年度（注1）の末日における返れい金の額を超える場合は、共済契約は、その共済年度の翌共済年度（注2）の初日からその効力を失います。
(注1) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、共済月度とします。（1）において同様とします。
(注2) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、翌共済月度とします。
- (2) (1) の返れい金の額については、第40条【共済掛金の自動振替貸付】(3) の規定を準用します。

12 割りもどし金の割りもどし

第43条 [割りもどし金の割りもどし]

- (1) 組合は、組合の定める取扱いに基づき、共済契約（注1）に対する割りもどし金を共済契約者（注2）に割りもどします。
(注1) 特約を含みます。
(注2) 共済金の支払と同時に割りもどす場合は、その共済金の共済金受取人とします。
- (2) 組合は、(1) により割りもどされる割りもどし金を、組合の定める利率で計算した利息をつけて、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅するまで据え置きます。
- (3) 共済契約者は、(2) の規定にかかわらず、組合の定める取扱いに基づき、いつでも、(2) により据え置かれた割りもどし金（注）の全部または一部の支払を請求することができます。
(注) (2) の利息を含みます。この条において同様とします。
- (4) 据え置かれた割りもどし金を請求する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (5) 組合は、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合には、据え置かれた割りもどし金の全部を共済契約者（注）に支払います。この場合に、共済金または返れい金を支払うときは、同時に支払います。
(注) 共済金を支払うことにより、共済契約が消滅する場合は、その共済金の共済金受取人とします。
- (6) 共済掛金の払込方法が年払いの共済契約（注）について、共済契約者からその旨の申出があった場合には、(1) による割りもどし金の割りもどしは、組合の定める取扱いに基づき、共済契約者が払い込むべき次回の共済掛金から差し引いてすることができます。
(注) 第17条【共済掛金の前納または一括払い】により共済掛金を前納している共済契約および中途給付特則が付加された共済契約を除きます。
- (7) (3) および(5) により支払われる割りもどし金については、第5条【支払時期および支払方法】(2) から(4) までおよび(6) の規定を準用します。

13 時効

第44条 [時効]

共済金、支払もどし金、返れい金もしくは割りもどし金（注）の支払または共済掛金の払込みの免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行わない場合は、時効によって消滅します。
(注) 共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に支払われる割りもどし金に限ります。

14 その他の事項

第45条 [組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡]

- (1) 共済契約者は、組合の承認を得た場合は、共済契約（注）の内容の同一性を維持したまま、共済契約の当事者を他の農業協同組合に変更することができます。
(注) 特約が付加されている場合は、その特約を含みます。この条において同様とします。
- (2) (1) の変更をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) (1) の変更をした場合は、組合は、共済証書に表示します。
- (4) 全国共済農業協同組合連合会（注）のみを当事者とする共済契約にあっては、共済契約者は、全国共済連の承認を得た場合は、他の農業協同組合を共済契約の当事者の地位に追加することができます。
(注) この条から第51条【他の農業協同組合の共済契約の当事者への追加】までにおいて「全国共済連」といいます。
- (5) (4) により追加された農業協同組合は、全国共済連と連帯して共済契約上の責任を負います。
- (6) (4) の追加をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を全国共済連に提出してください。
- (7) (4) の追加をした場合は、追加された農業協同組合は、共済証書に表示します。
- (8) 組合が共済事業の全部または一部を譲渡した場合は、その譲渡した共済事業にかかる共済契約については、次の表の区分に応じて、同表の者が共済契約の当事者となります。

区分	共済契約の当事者となる者
他の農業協同組合に譲渡した場合	他の農業協同組合および全国共済連
全国共済連に譲渡した場合	全国共済連

- (9) (8) の共済事業の譲渡につき共済契約者が異議を述べた場合は、組合は、組合の定める取扱いに基づき、共済契約を解除することができます。
(10) (9) による解除については、第34条【告知義務違反による解除】(4) の規定を準用します。

第46条 [共済契約者等に対する共済約款の変更の取扱い]

- (1) 全国共済連は、法令の改正、社会経済情勢の変化その他の事情により、共済契約の締結後、民法第548条の4第1項に基づいて、この共済約款を変更（注）することがあります。
- （注）組合が共済金を支払う場合または支払わない場合を定めた規定、共済契約者、被共済者または共済金受取人の義務を定めた規定および組合がこの共済契約を解除する場合を定めた規定等の変更を含みます。
- (2) 全国共済連は、(1)の規定により共済約款を変更する場合には、その効力発生時期を定め、共済約款を変更する旨および変更後の共済約款の内容ならびにその効力発生時期を全国共済連のウェブサイトへの掲載その他の方法により周知するものとします。

15 全国共済農業協同組合連合会の共済責任

第47条 [全国共済連の責任開始]

- (1) 全国共済連は、共済契約の当事者として、組合と連帯して共済契約上の責任を負います。
- (2) (1)の全国共済連の責任は、組合の責任と同時に開始します。
- (3) (1)の規定にかかわらず、第50条【共済約款の規定の読みかえ】の適用がある場合を除き、共済約款に規定する共済掛金の払込み、告知、請求、申込み、申出、通知、書類の提出その他の共済契約に関する行為については、組合に対して行ってください。

第48条 [組合の行為の取扱い]

- (1) 組合と共に済約款の規定により権利義務を有する者との間でなされた共済契約に関する行為の効果は、全国共済連にも及びます。
- (2) 組合につき(1)の行為の無効または取消しの原因がある場合には、全国共済連についても無効または取消しの原因があるものとして取り扱います。

第49条 [全国共済連による保障の継続]

組合は、次の表の区分に応じて、同表の時から、共済契約の当事者の地位を失い、全国共済連のみが共済契約の当事者となります。

区分	全国共済連のみが共済契約の当事者となる時
農業協同組合法の規定による共済規程の承認取消しの処分を受けた場合	取消しの効力が生じた時
解散の議決をした場合または農業協同組合法の規定による解散の命令があった場合	解散の議決にかかる行政庁の認可の効力が生じた時または解散命令の効力が生じた時
破産法、民事再生法または農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の規定による破産手続開始または再生手続開始の申立てがあった場合。ただし、その申立てが却下もしくは棄却され、または取り下げられた場合その他全国共済連が不相当な申立てと認めた場合を除きます。	申立ての時

第50条 [共済約款の規定の読みかえ]

全国共済連のみが共済契約の当事者である場合には、「組合」とあるのは「全国共済連」と読みかえて、共済約款の規定を適用します。

第51条 [他の農業協同組合の共済契約の当事者への追加]

- (1) 第49条【全国共済連による保障の継続】により全国共済連のみを当事者とすることとなった共済契約について、全国共済連は、全国共済連の定める取扱いに基づき、他の農業協同組合を共済契約の当事者の地位に追加することができます。
- (2) (1)の農業協同組合は、全国共済連との間で定めた日から、全国共済連と連帯して共済契約上の責任を負います。
- (3) (1)により他の農業協同組合を追加した場合は、(2)の日から第47条【全国共済連の責任開始】(3)の規定を準用します。

〔特　　則〕

契約内容の開示に関する条項

第1条 [全国共済連による契約内容の開示]

- (1) 組合は、共済契約者および被共済者の同意を得て、組合が会員となっている全国共済農業協同組合連合会（注1）を経由して、共済契約（注2）のうち次の事項（注3）を一般社団法人生命保険協会（注4）に開示することができるものとします。
- ① 共済契約者ならびに被共済者の氏名、生年月日、性別および住所（注5）
 - ② 共済金額（注6）
 - ③ 災害死亡割増特約および災害給付特約の共済金額
 - ④ 契約日（注7）
 - ⑤ 団体名（注8）
- (注1) この特則において「全国共済連」といいます。
- (注2) 特約を含みます。
- (注3) この特則において「契約内容」といいます。
- (注4) この特則において「生命保険協会」といいます。
- (注5) 市・区・郡までとします。
- (注6) 定期特約および更新型定期特約の共済金額、遞減定期特約の基本共済金額ならびに生活保障特約および家族収入保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額を含みます。
- (注7) 復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時の属する日とします。また、特約が付加された場合または共済金額が増額された場合には、特約の付加日または共済金額の増額の責任開始時の属する日とします。（2）において同様とします。
- (注8) 組合が会員となっている全国共済連をいいます。
- (2) (1) により契約内容を開示することができる期間は、契約日から5年（注）以内とします。
- (注) 契約日における被共済者の年齢が15歳未満である場合は、契約日から5年または契約日から被共済者が15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。次条において同様とします。

第2条 [各生命保険会社による契約内容の照会]

- (1) 生命保険協会に加盟する各生命保険会社（注1）は、前条により契約内容が開示された被共済者について、保険契約（注2）の申込み（注3）を受けた場合は、生命保険協会を経由して、全国共済連に対して前条（1）の契約内容について照会することができるものとし、その結果を保険契約の承諾（注4）の判断の参考とすることができるものとします。
- (注1) この特則において「各生命保険会社」といいます。
- (注2) 死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。この条において同様とします。
- (注3) 復活、復旧、保険金額の増額または特約の申込みを含みます。
- (注4) 復活、復旧、保険金額の増額または特約の承諾を含みます。次条において同様とします。
- (2) 各生命保険会社は、契約日（注）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けた場合は、生命保険協会を経由して、全国共済連に対して前条（1）の契約内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (注) 復活、復旧もしくは保険金額の増額が行われた場合または特約が付加された場合には、最後の復活、復旧もしくは保険金額の増額の日または特約の付加日とします。

第3条 [目的外利用の禁止]

各生命保険会社は、前条により連絡された契約内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

第4条 [契約内容の守秘]

生命保険協会および各生命保険会社は、第1条【全国共済連による契約内容の開示】により開示されたまたは第2条【各生命保険会社による契約内容の照会】により連絡された契約内容を他に公開しないものとします。

第5条 [共済契約者または被共済者による照会および訂正請求]

共済契約者または被共済者は、第1条【全国共済連による契約内容の開示】（1）の契約内容について、全国共済連に照会することができます。また、その契約内容が事実と相違していることを知った場合は、その訂正を請求することができます。

中途給付特則

第1条 [中途給付特則の付加]

この特則は、共済契約の申込みの際に共済契約者から申出があった場合に限り共済契約に付加することができます。

第2条 [中途給付金の支払]

(1) 中途給付金の支払事由は次の表のとおりとし、契約日からその日を含めて共済期間の満了日までの期間の区分に応じ、被共済者が同表の期間が満了する時において生存している場合に、共済契約者に支払います。

契約日からその日を含めて共済期間の満了日までの期間の区分	期 間
15年から17年まで	3年、6年、9年、12年
18年から24年まで	3年、6年、9年、12年、15年
25年から29年まで	5年、10年、15年、20年
30年から38年まで	5年、10年、15年、20年、25年

- (2) 中途給付金の額は、共済金額の10%に相当する額とします。
 (3) 転換契約にこの特則が付加された場合は、中途給付金の額は、払込部分の共済金額の10%に相当する額とします。
 (4) (1) の中途給付金の受取人を変更することはできません。
 (5) 組合は、中途給付金を、組合の定める利率で計算した利息をつけて、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅するまで据え置きます。
 (6) 共済契約者は、(5) の規定にかかわらず、組合の定める取扱いに基づき、いつでも、(5) により据え置かれた中途給付金（注）の全部または一部の支払を請求することができます。
 （注）(5) の利息を含みます。(7) において同様とします。
 (7) 組合は、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合には、据え置かれた中途給付金の全部を共済契約者（注）に支払います。この場合に、共済金または返れい金を支払うときは、同時に支払います。
 （注）共済金を支払うことにより、共済契約が消滅する場合は、その共済金の共済金受取人とします。
 (8) 次の場合には、(1) の規定は適用しません。
 ① 中途給付特則付契約（注）が払済契約に変更された場合
 ② 転換契約にこの特則が付加された場合に、払込部分が解約もしくは解除され、または消滅したとき
 （注）この特則が付加された共済契約をいいます。この特則において同様とします。
 (9) 中途給付特則付契約の失効中（注）に中途給付金の支払事由が発生し、かつ、その後その中途給付特則付契約が復活した場合は、(1) の規定にかかわらず、その中途給付金をその復活した日に支払います。ただし、その復活の申込みと同時にその中途給付特則付契約を払済契約に変更する旨の請求がなされた場合には、その中途給付金は支払いません。
 （注）転換契約にこの特則が付加された場合は、払込部分の失効中とします。
 (10) (1) の期間の末日の属する共済年度（注）において中途給付特則付契約を払済契約に変更する旨の請求がなされた場合には、(1) の規定にかかわらず、その期間の満了にかかる中途給付金は支払いません。
 （注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、共済月度とします。

第3条 [中途給付金の支払請求]

- (1) 据え置かれた中途給付金（注）の支払を請求する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
 （注）組合の定める利率で計算した利息を含みます。
 (2) 組合は、(1) により中途給付金を支払った場合は、共済証書に表示します。
 (3) 普通約款第4条【共済金の支払請求】(4)、第5条【支払時期および支払方法】(1) から(4) までおよび(6)、第14条【共済掛金が払い込まれないまま払込期月中または払込猶予期間中に共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由が生じた場合の取扱い】(3) ならびに第44条【時効】の規定は、中途給付金の支払について、準用します。

第4条 [中途給付特則付契約の満期共済金の額]

(1) 中途給付特則付契約にあっては、普通約款第2条【共済金の支払】(1) の規定にかかわらず、満期共済金の額は、契約日からその日を含めて共済期間の満了日までの期間の区分に応じ、共済金額に次の表の割合を乗じた額とします。

契約日からその日を含めて共済期間の満了日までの期間の区分	割 合
15年から17年まで	60%
18年から24年まで	50%
25年から29年まで	60%
30年から38年まで	50%

(2) 次の場合には、満期共済金の額については、(1) の規定は適用しません。

- ① 中途給付特則付契約が払済契約に変更された場合
- ② 転換契約にこの特則が付加された場合に、払込部分が解約もしくは解除され、または消滅したとき

第5条 [中途給付特則付契約の変更の制限]

普通約款第20条 [共済期間の短縮] の規定にかかわらず、中途給付特則付契約については、共済期間の短縮はできません。

第6条 [中途給付特則の解約の禁止]

共済契約者は、この特則のみを解約することはできません。

転換条項

第1条 [用語の説明]

この特則において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。
(五十音順)

用語	説明
充当部分	転換契約のうち、被転換契約の責任準備金に対応する部分をいいます。
転換契約	被転換契約から転換して締結する共済契約をいいます。
払込部分	転換契約のうち、払込期月に応じて払い込まれる共済掛金に対応する部分をいいます。
被転換契約	転換契約に転換される共済契約をいいます。ただし、次の場合を除きます。 ア. 契約日以後5年を経過していない場合 イ. 共済期間の満了日までの期間が2年未満である場合 ウ. 共済掛金の払込みが免除されている場合 エ. 自動振替貸付または共済証書貸付の貸付金がある場合

第2条 [転換契約の締結]

- (1) この特則の規定は、被転換契約を転換することによって、転換契約を締結する場合に適用します。
- (2) 転換契約を締結した場合は、被転換契約は、転換契約の責任開始時に消滅したものとします。
- (3) (2)により被転換契約が消滅した場合には、被転換契約の【返れい金の支払】の規定にかかわらず、組合は、被転換契約の返れい金を支払いません。

第3条 [転換契約の構成]

転換契約は、次の部分によって構成します。

- ① 払込部分
- ② 充当部分

第4条 [被転換契約の責任準備金]

充当部分の責任準備金および一時払いの共済掛金に充当される被転換契約の責任準備金は、組合の定める取扱いに基づき、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{充当部分の責任準備金および一時払いの共済掛金に充当される被転換契約の責任準備金} = \boxed{\text{被転換契約の共済掛金積立金} \quad (\text{注 } 1)} + \boxed{\text{被転換契約について転換時に割りもどされる割りもどし金} \quad (\text{注 } 2)}$$

$$+ \boxed{\text{被転換契約の前納共済掛金または一括払共済掛金のうちまだ到来していない共済年度または共済月度に対応する共済掛金および被転換契約が転換されたことにより、被転換契約が消滅したものとされた場合に払いもどされる共済掛金} \quad (\text{注 } 3)} + \boxed{\text{被転換契約について据え置かれた中途給付金およびその利息}} + \boxed{\text{組合の定める取扱いに基づき、共済契約者から払い込まれた金額がある場合はその金額}}$$

(注1) 特約の共済掛金積立金を含みます。

(注2) 据え置かれた割りもどし金およびその利息を含みます。

(注3) 特約の共済掛金を含みます。

第5条 [転換契約の共済金額]

- (1) 転換契約の共済金額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{転換契約の共済金額}} = \boxed{\text{払込部分の共済金額}} + \boxed{\text{充当部分の共済金額}}$$

- (2) 充当部分の共済金額は、組合の定める取扱いに基づき、被転換契約の責任準備金の額に応じて算出します。

- (3) (2)の場合に、その算出した充当部分の共済金額に組合の定める金額未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、組合は、その端数に対応する被転換契約の責任準備金を返れい金として共済契約者に支払います。

第6条 [払込部分の失効]

共済契約者が、転換契約について第2回以後の共済掛金を払い込まないで普通約款第12条【第2回以後の共済掛金の払込み】(3)の払込猶予期間が満了した場合は、転換契約のうち払込部分のみその効力を失います。

第7条 [転換契約の取消し]

- (1) 次の場合には、転換契約は締結されなかったものとし、被転換契約は消滅しなかったものとします。

- ① 転換契約の第1回共済掛金が普通約款第10条【第1回共済掛金の払込み】(3)の払込猶予期間の満了日までに払い込まれず、かつ、第40条【共済掛金の自動振替貸付】による貸付が行われない場合

- ② 転換契約の契約日以後2年以内に被共済者が自殺した場合
 - ③ 被転換契約の責任開始時以後共済期間内に生じた疾病または傷害により被共済者が転換契約の責任開始時以後共済期間内に第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になった場合
 - ④ 転換契約の締結の際の告知義務違反について、普通約款第34条【告知義務違反による解除】(1)により転換契約が解除されることとなった場合
- (2) 組合は、(1)により被転換契約(注1)が消滅しなかったものとされた場合には、組合の定める取扱いに基づき、次のとおり取り扱います。
- ① 転換契約(注1)に基づいて払い込まれた共済掛金(注2)と次の金額の合計額との差額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
 - ア. 第2条【転換契約の締結】(2)により被転換契約が消滅したものとされる時の属する日からその日を含めて本条(1)に該当することとなった日までの間に到来した被転換契約(注3)の共済掛金の払込期月(注4)において払い込まれるべき共済掛金(注5)
 - イ. 第5条【転換契約の共済金額】(3)の返れい金
 - ウ. 転換契約について共済掛金の自動振替貸付または共済証書貸付がある場合は、その貸付金の元利金
 - ② 被転換契約により支払う共済金がある場合は、支払うべき共済金に①の払いもどすべき金額を加え、または支払うべき共済金から①の追徴すべき金額を差し引きます。
- (注1) 特約を含みます。(2)において同様とします。
- (注2) 第4条【被転換契約の責任準備金】により共済契約者から払い込まれた金額がある場合は、その金額を含むものとし、転換契約について、割りもどし金の割りもどしがあった場合は、その割りもどし金の額を差し引いた額とします。
- (注3) 失効していたものを除きます。この場合に、被転換契約が転換契約である場合は、失効していたものとは、払込部分が失効していたものをいいます。
- (注4) 被転換契約が共済掛金の払込猶予期間中に転換された場合は、その払込猶予期間にかかる共済掛金の払込期月を含みます。
- (注5) 被転換契約が継続していたとした場合に割りもどされる割りもどし金の額を差し引いた額とします。
- (3) 共済契約者が(2)により追徴される金額を払い込まない場合は、被転換契約は、転換契約の申込みの時に被転換契約の普通約款の【共済契約者による解約】の規定により解約されたものとみなします。
- (4) (1)により被転換契約が消滅しなかったものとされた場合に、被転換契約の共済金受取人と(1)に該当したときにおける転換契約の共済金受取人とが異なるときは、被転換契約の共済金受取人は、その転換契約の申込みの時にその転換契約の共済金受取人に変更されたものとします。
- (5) (1)により被転換契約が消滅しなかったものとされた場合に、転換契約上の一切の権利義務が既に普通約款第26条【共済契約者の変更】により他人に承継されていたときは、被転換契約上の一切の権利義務は、転換契約の申込みの時にその者に承継されたものとします。

第8条【普通約款の規定の適用上の特則】

- (1) 転換契約には、普通約款第2条【共済金の支払】、第19条【共済金額の減額】、第30条【共済契約者による解約】、第37条【共済契約の消滅】および第39条【返れい金の支払】の規定は、払込部分および充当部分ごとに適用します。この場合において、払込部分または充当部分が解約もしくは解除され、または消滅したことによって転換契約の共済金額が50万円未満となつたときは、同時に、共済契約は解約もしくは解除され、または消滅するものとします。
- (2) 転換契約には、普通約款第11条【第1回共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の解除】および第13条【第2回以後の共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の失効】の規定は適用しません。
- (3) 転換契約(注)には、普通約款第18条【共済契約の復活】の規定は、払込部分にのみ適用します。
 - (注) 普通約款第42条【貸付を原因とする共済契約の失効】(1)により失効しているものを除きます。
- (4) 払込部分が解約もしくは解除され、または消滅した後の転換契約の共済期間を短縮することはできません。
- (5) 転換契約申込書に記載された被共済者の年齢または性別に誤りがあった場合は、組合は、被共済者の真正な年齢または性別に基づいて共済掛金および充当部分の共済金額を訂正します。この場合に、既に払い込まれた共済掛金または支払った責任準備金に過不足額があれば、組合の定める取扱いに基づき、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- (6) 転換契約には、(1)の規定にかかわらず、普通約款第39条(3)の規定は、払込部分にのみ適用します。
- (7) 転換契約の払込部分にかかる第1回共済掛金については、普通約款第40条【共済掛金の自動振替貸付】(1)から(7)までおよび普通約款第42条の規定を準用します。

特
則

轉
換
條
項

〔特 約〕

特約は、共済証書に記載された場合にのみ適用されます。

特約では、普通約款の規定による共済契約を「共済契約」または「主契約」といいます。

また、「(記載省略)」とあるのは、この共済契約には適用される場合がないことから条文の記載を省略したものです。

特
約

定期特約

第1条 [定期特約の付加]

(1) この特約は、次の表の場合に、共済契約者から申込みがあったときに、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始時および付加日は、その申込みの区分に応じて、同表のとおりとします。

申込みの区分	責任開始時	付加日
① 主契約の締結の際	主契約の責任開始時	主契約の責任開始時の属する日
② 主契約の共済掛金（注1）の払込みの際（注2）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日（注3）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日

（注1）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、各共済年度の第1共済月度の共済掛金とします。

（注2）復活の場合を除きます。

（注3）申込みが契約応当日からその日を含めて共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。

(2) (1) 表中②の場合には、次のとおり取り扱います。

- ① この特約の共済掛金に相当する額とあわせて申し込むものとします。
- ② この特約を付加した場合には、組合は、共済証書に表示します。

(3) 次の場合には、この特約を付加することはできません。

- ① この特約の共済期間が4年以下となる場合
- ② 主契約が払込免除契約である場合
- ③ 主契約が払済契約である場合
- ④ 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅したものである場合
- ⑤ (1) 表中②の場合で、主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものとします。
- ⑥ その他組合の定める取扱いに該当する場合

第2条 [共済金の支払]

(1) この特約により組合が支払う共済金については、次のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
① 特約死亡共済金	被共済者が共済期間（注1）内に死亡したこと	共済金額と同額	死亡共済金受取人
② 特約後遺障害共済金	被共済者がこの特約の責任開始時（注2）以後に生じた疾病または傷害により共済期間内に次のいずれかに該当したことア. 第1級後遺障害の状態になったこと。この場合には、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当するときを含みます。 (ア) この特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態に、この特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害による後遺障害の状態が新たに加わって共済期間内に第1級後遺障害の状態になったこと (イ) (ア)のこの特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害が、この特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のないこと イ. 重度要介護状態になったこと	共済金額と同額	被共済者

（注1）この特約の責任開始時前の期間を除きます。

（注2）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。表中②において同様とします。

(2) 被共済者がこの特約の共済期間の満了後に後遺障害の状態になった場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に後遺障害の状態になったものとみなして(1)の規定を適用します。

- ① この特約の共済期間の満了日において、被共済者の障害の状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、特約後遺障害共済金の支払事由に該当しなかった場合
- ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその障害の状態が継続している場合
- ③ この特約の共済期間の満了後にその障害の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合

(3) 被共済者がこの特約の共済期間内に別表〔重度要介護状態〕の状態に該当した場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に重度要介護状態になったものとみなして(1)の規定を適用します。

- ① この特約の共済期間の満了日において、別表〔重度要介護状態〕の状態に該当した日以後6か月以上その状態が継続していないことまたはその状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、特約後遺障害共済金の支払事由に該当しなかった場合
- ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその別表〔重度要介護状態〕の状態が継続し、その状態の継続している期間が6か月以上となった場合

③ この特約の共済期間の満了後にその別表〔重度要介護状態〕の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合

(4) 共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡共済金受取人および満期共済金受取人であるときは、(1)の規定にかかわらず、その共済契約者を特約後遺障害共済金の共済金受取人とします。

(5) (1) および(4)の特約後遺障害共済金の共済金受取人を変更することはできません。

- (6) 特約後遺障害共済金を請求する前に被共済者が死亡した場合には、組合は、特約後遺障害共済金の支払事由は発生しなかつたものとして取り扱います。
- (7) 組合は、共済金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、共済金の一部を削減します。

第3条 [共済金を支払わない場合]

この特約により組合が支払事由に該当しても共済金を支払わない場合は、次のとおりとします。ただし、表中①イ. の場合に、死亡共済金の一部の受取人の故意によるときは、その者が受け取るべき金額を差し引いて、他の死亡共済金受取人に支払います。

共済金の種類	免責事由
① 特約死亡共済金	次のいずれかにより被共済者が死亡したこと ア. 被共済者の自殺。この場合には、この特約の責任開始時（注）の属する日以後2年以内に死亡したときに限ります。 イ. 死亡共済金受取人の故意 ウ. 共済契約者の故意
② 特約後遺障害共済金	次のいずれかにより被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になったこと ア. 被共済者の故意 イ. 共済契約者の故意

（注）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。

第4条 [共済金の支払請求]

- (1) 共済契約者または共済金受取人は、共済金の支払事由が生じたことを知った場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 共済金受取人は、共済金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表「請求書類」の必要書類を組合に提出してください。
- (3) この特約の共済金の支払請求は、主契約の共済金の支払請求と同時にしてください。
- (4) 特約後遺障害共済金の支払事由が発生した場合で、被共済者がその特約後遺障害共済金を請求できない特別な事情があるときは、請求時において、被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている死亡共済金受取人が、遅滞なく、別表「請求書類」の必要書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を組合に提出して、被共済者の代理人としてその特約後遺障害共済金の支払を請求することができます。
- (5) 組合は、共済金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求ることができます。

第5条 [支払時期および支払方法]

- (1) 組合は、特約死亡共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後8日以内に特約死亡共済金を支払います。ただし、次に掲げる日は8日に含みません。
- ① 日曜日および土曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③ 12月29日から翌月3日までの日
- (2) 組合は、(1)の規定にかかわらず、この特約の付加時から特約死亡共済金請求時までに組合に提出された書類だけでは特約死亡共済金を支払うために必要な確認ができない場合、または特約後遺障害共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態に該当する事実の有無
共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
この特約の効力の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無

- (3) (2)の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)および(2)の規定にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（注）を経過する日までに共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日 数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日

特別な照会または調査の内容	日 数
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(4) 共済金は、次のいずれかのうち共済金受取人が選択した方法により支払います。

① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済金受取人が指定した口座に振り込む方法

② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法

(5) 組合が、(2) から (4) までおよび前条 (4) により特約後遺障害共済金を被共済者の代理人に既に支払っている場合は、重複して特約後遺障害共済金の請求を受けても、組合はこれを支払いません。

(6) (2) または (3) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人（注1）が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注2）には、これにより確認が遅延した期間については、(2) または (3) の日数に含みません。

(注1) 死亡共済金受取人が代理人として特約後遺障害共済金を請求する場合には、その者を含みます。

(注2) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第6条【共済期間】

共済期間は、この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの期間とします。

第7条【共済掛金の払込み】

(1) この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。

(2) 主契約が払込免除契約となった場合は、組合は、同時に、この特約の共済掛金の払込みを免除します。

第8条【復活の申込み】

この特約の復活の申込みは、主契約（注）の復活の申込みと同時にしてください。

(注) 転換契約である場合は、払込部分とします。

第9条【共済金額の減額等】

(1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済金額を減額することができます。

(2) (1) により共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。

(3) 主契約の共済金額が減額された場合（注）には、この特約の共済金額は、同時に同一の割合で減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

(注) 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅した場合を除きます。

(4) 主契約にこの特約または更新型定期特約が2以上付加されている場合は、(3) 中「この特約の共済金額」とあるのは「この特約および更新型定期特約の共済金額の合計額」と読みかえて、(3) の規定を適用し、これらの特約のうち付加日（注）の遅いものから順に減額します。

(注) 更新後の更新型定期特約にあっては、更新前の更新型定期特約に引き続く当初の更新型定期特約の付加日をいいます。

(5) (1) または (3) により共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第11条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】(4) により解約されたものとみなします。

(6) (1) により共済金額が減額された場合は、組合は、共済証書に表示します。

(7) 組合は、この特約の共済期間が短縮されることになった場合には、共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。

① 組合の定める取扱いに基づき計算した短縮後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。

② 組合の定める取扱いに基づき計算した短縮後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

第10条【共済契約者の異動】

普通約款の【共済契約者の変更】の規定により共済契約者が変更された場合は、この特約上の一切の権利義務も、同時に、変更後の共済契約者に承継されます。

第11条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】

(1) この特約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は、この特約を取り消すことができます。

(2) (1) によるこの特約の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。

(3) (1) の場合に、被共済者の真正な年齢が、この特約の申込みの日に組合の定める最低加入年齢未満であって、組合がその事実を知った時には既にその最低加入年齢に達していたときには、(1) の規定にかかわらず、この特約は、被共済者の真正な年齢がその最低加入年齢に達する日の翌日を責任開始時および付加日とみなして取り扱います。

(4) 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

(5) (4) の解約をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。

(6) 次の場合には、この特約は、その事実が生じた時に、(4) により解約されたものとみなします。

① この特約の共済掛金が主契約の共済掛金の払込みと同時に払い込まれなかった場合

② この特約の復活の申込みが主契約（注）の復活の申込みと同時になされなかった場合

- ③ この特約の共済期間が4年以下に短縮されることとなった場合
 ④ 主契約が払済契約に変更された場合
 ⑤ 共済金額が第9条〔共済金額の減額等〕(3)により減額されたことによって、その額が50万円未満となった場合
 (注) 転換契約である場合は、払込部分とします。(7)において同様とします。
 (7) この特約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区分	消滅する時
この特約の復活の申込みがあり、主契約のみが復活した場合	主契約が復活した時
被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になり、特約後遺障害共済金が支払われた場合	被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になった時
被共済者が死亡した場合	被共済者が死亡した時

- (8) この特約の責任開始時(注)前に生じた疾病または傷害により主契約が払込免除契約となった場合は、第7条〔共済掛金の払込み〕(2)の規定にかかわらず、この特約は消滅します。
 (注) 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。
 (9) 主契約が無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅します。
 (10) 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、失効し、または消滅した場合には、同時に、この特約も解約もしくは解除され、失効し、または消滅します。

第12条 [返れい金の支払]

- (1) 組合は、この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合には、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金積立金に相当する額(注)の返れい金を共済契約者に支払います。
 (注) 組合の定める取扱いに基づき計算します。
 (2) この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合であっても、次のときには、組合は、(1)の規定にかかわらず、返れい金を支払いません。
 ① 共済金を支払うこととなった場合
 ② 共済契約者の故意により被共済者が死亡したことによって、共済金が支払われなかった場合
 ③ 第1回共済掛金が払い込まれないまま、この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合
 ④ 主契約の共済金の支払事由が発生した場合で、普通約款の〔時効〕の規定に該当したとき
 ⑤ 主契約が払済契約に変更されたことによって、前条(5)によりこの特約が解約された場合
 ⑥ 共済契約の復活に際して共済契約者に詐欺または強迫の行為があったことによって普通約款の〔詐欺または強迫による取消し〕の規定により共済契約の復活が取り消され、共済契約が消滅した場合
 ⑦ 共済金の請求等に関し、共済契約者が詐欺を行い、または行おうとしたことによって普通約款の〔重大事由による解除〕の規定によりこの特約が解除された場合
 (3) (2)の規定にかかわらず、組合は、普通約款の〔重大事由による解除〕の規定によりこの特約が解除された場合で、共済金の一部の受取人に対して共済金を支払わないときは、特約のうち支払われない共済金に対応する部分の返れい金を共済契約者に支払います。

第13条 [普通約款の規定の準用]

- (1) 普通約款の〔共済金等の不法取得目的による無効〕、〔詐欺または強迫による取消し〕、〔告知義務〕、〔告知義務違反による解除〕、〔告知義務違反により共済契約を解除できない場合〕、〔重大事由による解除〕および〔時効〕の規定は、この特約について、準用します。
 (2) (1)のほか、この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

第14条 [主契約が終身共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

(記載省略)

第15条 [主契約が医療共済契約（契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

(記載省略)

第16条 [主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。）の場合の特則]

(記載省略)

更新型定期特約

第1条 [更新型定期特約の付加]

(1) この特約は、次の表の場合に、共済契約者から申込みがあったときに、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始時および付加日は、その申込みの区分に応じて、同表のとおりとします。

申込みの区分	責任開始時	付加日
① 主契約の締結の際	主契約の責任開始時	主契約の責任開始時の属する日
② 主契約の共済掛金（注1）の払込みの際（注2）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日（注3）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日

（注1）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、各共済年度の第1共済月度の共済掛金とします。

（注2）復活の場合を除きます。

（注3）申込みが契約応当日からその日を含めて共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。

(2) (1) 表中②の場合には、次のとおり取り扱います。

- ① この特約の共済掛金に相当する額とあわせて申し込むものとします。
- ② この特約を付加した場合には、組合は、共済証書に表示します。

(3) 次の場合には、この特約を付加することはできません。

- ① この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの年数が、この特約の共済期間の区分に応じて、次の表の年数以下となる場合

共済期間の区分	年 数
10年	14年
15年	19年

② 主契約が払込免除契約である場合

③ 主契約が共済契約である場合

④ 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅したものである場合

⑤ （1）表中②の場合で、主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものとします。

⑥ その他組合の定める取扱いに該当する場合

第2条 [共済金の支払]

(1) この特約により組合が支払う共済金については、次のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
① 特約死亡共済金	被共済者が共済期間（注1）内に死亡したこと	共済金額と同額	死亡共済金受取人
② 特約後遺障害共済金	被共済者がこの特約の責任開始時（注2）以後に生じた疾病または傷害により共済期間内に次のいずれかに該当したことア．第1級後遺障害の状態になったこと。この場合には、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当するときを含みます。 （ア）この特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態に、この特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害による後遺障害の状態が新たに加わって共済期間内に第1級後遺障害の状態になったこと （イ）（ア）のこの特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害が、この特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のないこと イ．重度要介護状態になったこと	共済金額と同額	被共済者

（注1）この特約の責任開始時前の期間を除きます。

（注2）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。表中②において同様とします。

(2) 被共済者がこの特約の共済期間の満了後に後遺障害の状態になった場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に後遺障害の状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。

- ① この特約の共済期間の満了日において、被共済者の障害の状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、特約後遺障害共済金の支払事由に該当しなかった場合
- ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその障害の状態が継続している場合
- ③ この特約の共済期間の満了後にその障害の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合

(3) 被共済者がこの特約の共済期間内に別表〔重度要介護状態〕の状態に該当した場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に重度要介護状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。

- ① この特約の共済期間の満了日において、別表〔重度要介護状態〕の状態に該当した日以後6か月以上その状態が継続して

- いないことまたはその状態の回復の見込みがないことが明らかでないことににより、特約後遺障害共済金の支払事由に該当しなかった場合
- ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその別表〔重度要介護状態〕の状態が継続し、その状態の継続している期間が6か月以上となった場合
- ③ この特約の共済期間の満了後にその別表〔重度要介護状態〕の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合
- (4) 共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡共済金受取人および満期共済金受取人であるときは、(1)の規定にかかわらず、その共済契約者を特約後遺障害共済金の共済金受取人とします。
- (5) (1) および (4) の特約後遺障害共済金の共済金受取人を変更することはできません。
- (6) 特約後遺障害共済金を請求する前に被共済者が死亡した場合には、組合は、特約後遺障害共済金の支払事由は発生しなかつたものとして取り扱います。
- (7) 組合は、共済金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、共済金の一部を削減します。

第3条 [共済金を支払わない場合]

この特約により組合が支払事由に該当しても共済金を支払わない場合は、次のとおりとします。ただし、表中①イ. の場合に、死亡共済金の一部の受取人の故意によるときは、その者が受け取るべき金額を差し引いて、他の死亡共済金受取人に支払います。

共済金の種類	免責事由
① 特約死亡共済金	次のいずれかにより被共済者が死亡したこと ア. 被共済者の自殺。この場合には、この特約の責任開始時（注）の属する日以後2年以内に死亡したときに限ります。 イ. 死亡共済金受取人の故意 ウ. 共済契約者の故意
② 特約後遺障害共済金	次のいずれかにより被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になったこと ア. 被共済者の故意 イ. 共済契約者の故意

（注）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。

第4条 [共済金の支払請求]

- (1) 共済契約者または共済金受取人は、共済金の支払事由が生じたことを知った場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 共済金受取人は、共済金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- (3) この特約の共済金の支払請求は、主契約の共済金の支払請求と同時にしてください。
- (4) 特約後遺障害共済金の支払事由が発生した場合で、被共済者がその特約後遺障害共済金を請求できない特別な事情があるときは、請求時において、被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている死亡共済金受取人が、遅滞なく、別表〔請求書類〕の必要書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を組合に提出して、被共済者の代理人としてその特約後遺障害共済金の支払を請求することができます。
- (5) 組合は、共済金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。

第5条 [支払時期および支払方法]

- (1) 組合は、特約死亡共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後8日以内に特約死亡共済金を支払います。ただし、次に掲げる日は8日に含みません。
- ① 日曜日および土曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③ 12月29日から翌月3日までの日
- (2) 組合は、(1)の規定にかかわらず、この特約の付加時から特約死亡共済金請求時までに組合に提出された書類だけでは特約死亡共済金を支払うために必要な確認ができない場合、または特約後遺障害共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態に該当する事実の有無
共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
この特約の効力の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無

- (3) (2) の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) および (2) の規定にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（注）を経過する日までに共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日 数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(4) 共済金は、次のいずれかのうち共済金受取人が選択した方法により支払います。

- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済金受取人が指定した口座に振り込む方法
- ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法

(5) 組合が、(2) から (4) までおよび前条 (4) により特約後遺障害共済金を被共済者の代理人に既に支払っている場合は、重複して特約後遺障害共済金の請求を受けても、組合はこれを支払いません。

(6) (2) または (3) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人（注1）が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注2）には、これにより確認が遅延した期間については、(2) または (3) の日数に含みません。

(注1) 死亡共済金受取人が代理人として特約後遺障害共済金を請求する場合には、その者を含みます。

(注2) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第6条 [共済掛金の払込み]

(1) この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。

(2) 主契約が払込免除契約となった場合は、組合は、同時に、この特約の共済掛金の払込みを免除します。

第7条 [復活の申込み]

この特約の復活の申込みは、主契約（注）の復活の申込みと同時にしてください。

(注) 転換契約である場合は、払込部分とします。

第8条 [共済金額の減額等]

(1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済金額を減額することができます。

(2) (1) により共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。

(3) 主契約の共済金額が減額された場合（注）には、この特約の共済金額は、同時に同一の割合で減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

(注) 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅した場合を除きます。

(4) 主契約にこの特約または定期特約が2以上付加されている場合は、(3) 中「この特約の共済金額」とあるのは「この特約および定期特約の共済金額の合計額」と読みかえて、(3) の規定を適用し、これらの特約のうち付加日（注）の遅いものから順に減額します。

(注) 更新後のこの特約にあっては、更新前のこの特約に引き続く当初のこの特約の付加日をいいます。

(5) (1) または (3) により共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第10条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】(4) により解約されたものとみなします。

(6) (1) により共済金額が減額された場合は、組合は、共済証書に表示します。

(7) 主契約の共済期間の満了日がこの特約の付加日以後5年を経過することとなる日の前日からその日を含めてこの特約の共済期間の満了日の翌日以後4年を経過することとなる日の前日までの期間内のいずれかの日に変更された場合は、この特約の共済期間は、この特約の付加日からその日を含めてその主契約の共済期間の満了日までの期間に変更されるものとします。

(8) 組合は、(7) により、この特約の共済期間が変更されることとなった場合には、共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。

- ① 組合の定める取扱いに基づき計算した変更後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。

- ② 組合の定める取扱いに基づき計算した変更後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

第9条 [共済契約者の異動]

普通約款の【共済契約者の変更】の規定により共済契約者が変更された場合は、この特約上の一切の権利義務も、同時に、変更後の共済契約者に承継されます。

第10条 [無効、取消し、解約、解除、失効および消滅]

(1) この特約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は、この特約を取り消すことができます。

(2) (1) によるこの特約の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。

(3) (1) の場合に、被共済者の真正な年齢が、この特約の申込みの日に組合の定める最低加入年齢未満であって、組合がその事實を知った時には既にその最低加入年齢に達していたときには、(1) の規定にかかわらず、この特約は、被共済者の真正な年齢がその最低加入年齢に達する日の翌日を責任開始時および付加日とみなして取り扱います。

(4) 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。

(5) (4) の解約をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。

(6) 次の場合には、この特約は、その事実が生じた時に、(4) により解約されたものとみなします。

- ① この特約の共済掛金が主契約の共済掛金の払込みと同時に払い込まれなかった場合
- ② この特約の復活の申込みが主契約（注）の復活の申込みと同時になされなかった場合
- ③ この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの期間が4年以下に短縮されることとなった場合
- ④ 主契約が払済契約に変更された場合
- ⑤ 共済金額が第8条【共済金額の減額等】(3) により減額されたことによって、その額が50万円未満となった場合

(注) 転換契約である場合は、払込部分とします。(7) において同様とします。

(7) この特約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区分	消滅する時
この特約の復活の申込みがあり、主契約のみが復活した場合	主契約が復活した時
被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になり、特約後遺障害共済金が支払われた場合	被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になった時
被共済者が死亡した場合	被共済者が死亡した時

(8) この特約の責任開始時（注）前に生じた疾病または傷害により主契約が払込免除契約となった場合は、第6条【共済掛金の払込み】(2) の規定にかかわらず、この特約は消滅します。

(注) 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。

(9) 主契約が無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅します。

(10) 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、失効し、または消滅した場合には、同時に、この特約も解約もしくは解除され、失効し、または消滅します。

第11条 [返れい金の支払]

(1) 組合は、この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合には、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金積立金に相当する額（注）の返れい金を共済契約者に支払います。

(注) 組合の定める取扱いに基づき計算します。

(2) この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合であっても、次のときには、組合は、(1) の規定にかかわらず、返れい金を支払いません。

- ① 共済金を支払うこととなった場合
- ② 共済契約者の故意により被共済者が死亡したことによって、共済金が支払われなかつた場合
- ③ 第1回共済掛金が払い込まれないまま、この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合
- ④ 主契約の共済金の支払事由が発生した場合で、普通約款の【時効】の規定に該当したとき
- ⑤ 主契約が払済契約に変更されたことによって、前条(5) によりこの特約が解約された場合
- ⑥ 共済契約の復活に際して共済契約者に詐欺または強迫の行為があつたことによって普通約款の【詐欺または強迫による取消】の規定により共済契約の復活が取り消され、共済契約が消滅した場合
- ⑦ 共済金の請求等に関し、共済契約者が詐欺を行い、または行おうとしたことによって普通約款の【重大事由による解除】の規定によりこの特約が解除された場合

(3) (2) の規定にかかわらず、組合は、普通約款の【重大事由による解除】の規定によりこの特約が解除された場合で、共済金の一部の受取人に対して共済金を支払わないときは、特約のうち支払われない共済金に対応する部分の返れい金を共済契約者に支払います。

第12条 [更新型定期特約の更新]

(1) この特約は、共済契約者が共済期間の満了日までに、組合の定める手続により、この特約の更新（注1）をしない旨を組合に通知しない場合は、更新日（注2）に更新されます。

(注1) 共済期間が満了するこの特約に引き続き新たな同内容のこの特約を付加することをいいます。この特約において同様とします。

(注2) 共済期間の満了日の翌日をいいます。この特約において同様とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、次の場合には、この特約は更新されません。

- ① 共済契約者が更新後特約（注1）の第1回共済掛金（注2）を払い込まないで更新後特約が付加されている共済契約の共済掛金の払込猶予期間を経過した場合
- ② 主契約（注3）が、更新日において失効している場合
- ③ 普通約款の【共済掛金の自動振替貸付】の規定による貸付金の元利金が、更新日における主契約とこの特約の返れい金（注4）の額（注5）を超える場合
- ④ 普通約款の【共済証書貸付】の規定による貸付金の元利金（注6）が、更新日における主契約とこの特約の返れい金の額を超える場合

(注1) 更新後のこの特約をいいます。この特約において同様とします。

(注2) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、更新前のこの特約の最終の共済月度の共済掛金または更新後特約の第1回共済掛金とします。

(注3) 転換契約にあっては、払込部分とします。

(注4) 定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約が付加されている場合は、その特約の返れい金を含みます。④において同様とします。

(注5) この特約が更新されたものとして計算した額とします。④において同様とします。

(注6) 普通約款の【共済掛金の自動振替貸付】の規定による貸付金がある場合は、その貸付金の元利金を含みます。

(3) (2) によりこの特約が更新されなかった場合には、前条(1) の規定を準用します。

(4) 更新後特約の共済金額は、更新前特約（注）の共済金額と同一とします。

- (注) 更新前のこの特約をいいます。この特約において同様とします。
- (5) 共済契約者は、(4)の規定にかかわらず、更新日の前日までに、組合の定める取扱いに基づき、更新前特約の共済金額を超えない範囲で更新後特約の共済金額を変更することができます。
- (6) 更新後特約の共済期間は、更新前特約の共済期間と同一とします。ただし、次の場合には、更新日からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの期間とします。
- ① 更新前特約の共済期間が10年である場合であって、更新日からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの期間が14年以下であるとき
- ② 更新前特約の共済期間が15年である場合であって、更新日からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの期間が19年以下であるとき
- (7) 更新後特約については、更新日におけるこの特約の共済約款を適用し、更新後特約の共済掛金は更新日における共済掛金率および被共済者の年齢により計算します。
- (8) 更新後特約には、第1条【更新型定期特約の付加】の規定は適用しません。
- (9) 更新日の前日において、主契約が払込免除契約である場合には、この特約は、第1条(3)②の規定にかかわらず、更新されるものとし、組合は、更新後特約の共済掛金の払込みを免除するものとします。
- (10) この特約(注1)が更新された場合には、組合は、更新日(注2)以後1か月以内にこの特約の更新証を共済契約者に交付します。
- (注1) 主契約が払込免除契約であるものを除きます。
- (注2) 更新後特約の第1回共済掛金が更新日の翌日以後に払い込まれた場合は、払い込まれた日とします。
- (11) この特約が更新された場合は、第2条【共済金の支払】、第3条【共済金を支払わない場合】および第10条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】(8)の規定の適用については、更新後特約が更新前特約(注)から引き続き継続しているものとみなします。
- (注) その更新前特約以前に引き続く更新前特約がある場合は、当初のこの特約とします。
- (12) この特約が更新された場合は、更新前特約には、第2条(2)および(3)の規定は適用しません。
- (13) 更新後特約について、普通約款の【年齢および性別の誤りの取扱い】の規定により共済掛金の払いもどしの請求をする場合は、同規定に掲げる書類にこの特約の更新証を添えるものとします。
- (14) 更新後特約については、第10条(1)中「申込みの日」とあるのは「更新日」と読みかえます。
- (15) 更新日において組合がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、(1)の規定にかかわらず、この特約は更新されません。この場合に、更新日の前日までに、共済契約者から組合の定める特約を付加する旨の申込みがあったときは、組合の定めた取扱いに基づき、更新日にその特約を付加するものとします。

第13条【普通約款の規定の準用】

- (1) 普通約款の【共済金等の不法取得目的による無効】、【詐欺または強迫による取消し】、【告知義務】、【告知義務違反による解除】、【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】、【重大事由による解除】および【時効】の規定は、この特約について、準用します。
- (2) (1)のほか、この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

第14条【主契約が終身共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

(記載省略)

第15条【主契約が医療共済契約（契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

(記載省略)

第16条【主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。）の場合の特則】

(記載省略)

遞減定期特約

第1条 [遞減定期特約の付加]

(1) この特約は、次の表の場合に、共済契約者から申込みがあったときに、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始時および付加日は、その申込みの区分に応じて、同表のとおりとします。

申込みの区分	責任開始時	付加日
① 主契約の締結の際	主契約の責任開始時	主契約の責任開始時の属する日
② 主契約の共済掛金（注1）の払込みの際（注2）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日（注3）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日

（注1）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、各共済年度の第1共済月度の共済掛金とします。

（注2）復活の場合を除きます。

（注3）申込みが契約応当日からその日を含めて共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。

(2) (1) 表中②の場合には、次のとおり取り扱います。

- ① この特約の共済掛金に相当する額とあわせて申し込むものとします。
- ② この特約を付加した場合には、組合は、共済証書に表示します。

(3) 次の場合には、この特約を付加することはできません。

- ① この特約の共済期間が、遞減期間（注）の区分に応じ、それぞれ次の表の年数以下となる場合

遞減期間の区分	年 数
15年	14年
25年	24年

② 主契約が払込免除契約である場合

③ 主契約が払済契約である場合

④ 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅したものである場合

⑤ (1) 表中②の場合で、主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものと除きます。

⑥ その他組合の定める取扱いに該当する場合

（注）主契約の共済期間の満了日前一定の期間をいいます。この特約において同様とします。

第2条 [共済金の支払]

(1) この特約により組合が支払う共済金については、次のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
① 特約死亡共済金	被共済者が共済期間（注1）内に死亡したこと	共済金額と同額	死亡共済金受取人
② 特約後遺障害共済金	被共済者がこの特約の責任開始時（注2）以後に生じた疾病または傷害により共済期間内に次のいずれかに該当したこと ア. 第1級後遺障害の状態になったこと。この場合には、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当するときを含みます。 (ア) この特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態に、この特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害による後遺障害の状態が新たに加わって共済期間内に第1級後遺障害の状態になったこと (イ) (ア) のこの特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害が、この特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のないこと イ. 重度要介護状態になったこと	共済金額と同額	被共済者

（注1）この特約の責任開始時前の期間を除きます。

（注2）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。表中②において同様とします。

(2) 被共済者がこの特約の共済期間の満了後に後遺障害の状態になった場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に後遺障害の状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。

① この特約の共済期間の満了日において、被共済者の障害の状態の回復の見込みがないことが明らかでないことに、特約後遺障害共済金の支払事由に該当しなかった場合

② この特約の共済期間の満了後も引き続きその障害の状態が継続している場合

③ この特約の共済期間の満了後にその障害の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合

(3) 被共済者がこの特約の共済期間内に別表〔重度要介護状態〕の状態に該当した場合で、次のいずれにも該当するときは、こ

の特約の共済期間の満了日に重度要介護状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。

- ① この特約の共済期間の満了日において、別表【重度要介護状態】の状態に該当した日以後6か月以上その状態が継続していないことまたはその状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、特約後遺障害共済金の支払事由に該当しなかった場合
- ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその別表【重度要介護状態】の状態が継続し、その状態の継続している期間が6か月以上となった場合
- ③ この特約の共済期間の満了後にその別表【重度要介護状態】の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合
- （4）共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡共済金受取人および満期共済金受取人であるときは、（1）の規定にかかわらず、その共済契約者を特約後遺障害共済金の共済金受取人とします。
- （5）（1）および（4）の特約後遺障害共済金の共済金受取人を変更することはできません。
- （6）特約後遺障害共済金を請求する前に被共済者が死亡した場合には、組合は、特約後遺障害共済金の支払事由は発生しなかつたものとして取り扱います。
- （7）組合は、共済金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、共済金の一部を削減します。

第3条【共済金を支払わない場合】

この特約により組合が支払事由に該当しても共済金を支払わない場合は、次のとおりとします。ただし、表中①イ. の場合に、死亡共済金の一部の受取人の故意によるときは、その者が受け取るべき金額を差し引いて、他の死亡共済金受取人に支払います。

共済金の種類	免責事由
① 特約死亡共済金	次のいずれかにより被共済者が死亡したこと ア. 被共済者の自殺。この場合には、この特約の責任開始時（注）の属する日以後2年以内に死亡したときに限ります。 イ. 死亡共済金受取人の故意 ウ. 共済契約者の故意
② 特約後遺障害共済金	次のいずれかにより被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になったこと ア. 被共済者の故意 イ. 共済契約者の故意

（注）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。

第4条【共済金の支払請求】

- （1）共済契約者または共済金受取人は、共済金の支払事由が生じたことを知った場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- （2）共済金受取人は、共済金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- （3）この特約の共済金の支払請求は、主契約の共済金の支払請求と同時にしてください。
- （4）特約後遺障害共済金の支払事由が発生した場合で、被共済者がその特約後遺障害共済金を請求できない特別な事情があるときは、請求時において、被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている死亡共済金受取人が、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を組合に提出して、被共済者の代理人としてその特約後遺障害共済金の支払を請求することができます。
- （5）組合は、共済金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。

第5条【支払時期および支払方法】

- （1）組合は、特約死亡共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後8日以内に特約死亡共済金を支払います。ただし、次に掲げる日は8日に含みません。
- ① 日曜日および土曜日
② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
③ 12月29日から翌月3日までの日
- （2）組合は、（1）の規定にかかわらず、この特約の付加時から特約死亡共済金請求時までに組合に提出された書類だけでは特約死亡共済金を支払うために必要な確認ができない場合、または特約後遺障害共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態に該当する事実の有無
共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
この特約の効力の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する無効、取消または解除の事由に該当する事実の有無

- （3）（2）の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）および（2）の規定にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（注）を経過する日までに共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に対して通

知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(4) 共済金は、次のいずれかのうち共済金受取人が選択した方法により支払います。

- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済金受取人が指定した口座に振り込む方法
- ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法

(5) 組合が、(2) から (4) までおよび前条(4)により特約後遺障害共済金を被共済者の代理人に既に支払っている場合は、重複して特約後遺障害共済金の請求を受けても、組合はこれを支払いません。

(6) (2) または (3) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人(注1)が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注2)には、これにより確認が遅延した期間については、(2) または (3) の日数に含みません。

(注1) 死亡共済金受取人が代理人として特約後遺障害共済金を請求する場合には、その者を含みます。

(注2) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第6条 [共済期間]

共済期間は、この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの期間とします。

第7条 [共済掛金の払込み]

(1) この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。

(2) 主契約が払込免除契約となった場合は、組合は、同時に、この特約の共済掛金の払込みを免除します。

第8条 [復活の申込み]

この特約の復活の申込みは、主契約(注)の復活の申込みと同時にしてください。

(注) 転換契約である場合は、払込部分とします。

第9条 [共済金額]

この特約の共済金額は、期間に応じて次の表のとおりとします。

期間	共済金額
① この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて遞減期間の5分の1に相当する期間が満了する日の属する共済年度の末日まで	基本共済金額(注)
② 遺減期間の5分の1に相当する期間が満了する日の属する共済年度の翌共済年度の初日からその日を含めて遞減期間の5分の2に相当する期間が満了する日の属する共済年度の末日まで	基本共済金額×90%
③ 遺減期間の5分の2に相当する期間が満了する日の属する共済年度の翌共済年度の初日からその日を含めて遞減期間の5分の3に相当する期間が満了する日の属する共済年度の末日まで	基本共済金額×80%
④ 遺減期間の5分の3に相当する期間が満了する日の属する共済年度の翌共済年度の初日からその日を含めて遞減期間の5分の4に相当する期間が満了する日の属する共済年度の末日まで	基本共済金額×70%
⑤ 遺減期間の5分の4に相当する期間が満了する日の属する共済年度の翌共済年度の初日から主契約の共済期間の満了日まで	基本共済金額×60%

(注) この特約の付加時における共済金額をいいます。この特約において同様とします。

第10条 [基本共済金額の減額等]

(1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、基本共済金額を減額することができます。

(2) (1)により基本共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。

(3) 主契約の共済金額が減額された場合(注)には、この特約の基本共済金額は、同時に同一の割合で減額されます。この場合に、基本共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

(注) 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅した場合を除きます。

(4) (1) または (3) により基本共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第12条〔無効、取消し、解約、解除、失効および消滅〕(4)により解約されたものとみなします。

(5) (1) により基本共済金額が減額された場合は、組合は、共済証書に表示します。

- (6) 組合は、この特約の共済期間が短縮されることとなった場合には、共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
- ① 組合の定める取扱いに基づき計算した短縮後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
 - ② 組合の定める取扱いに基づき計算した短縮後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

第11条 [共済契約者の異動]

普通約款の【共済契約者の変更】の規定により共済契約者が変更された場合は、この特約上的一切の権利義務も、同時に、変更後の共済契約者に承継されます。

第12条 [無効、取消し、解約、解除、失効および消滅]

- (1) この特約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は、この特約を取り消すことができます。
 - (2) (1)によるこの特約の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
 - (3) (1)の場合に、被共済者の真正な年齢が、この特約の申込みの日に組合の定める最低加入年齢未満であって、組合がその事実を知った時には既にその最低加入年齢に達していたときには、(1)の規定にかかわらず、この特約は、被共済者の真正な年齢がその最低加入年齢に達する日の翌日を責任開始時および付加日とみなして取り扱います。
 - (4) 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
 - (5) (4)の解約をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
 - (6) 次の場合には、この特約は、その事実が生じた時に、(4)により解約されたものとみなします。
- ① この特約の共済掛金が主契約の共済掛金の払込みと同時に払い込まれなかった場合
 - ② この特約の復活の申込みが主契約（注）の復活の申込みと同時になされなかった場合
 - ③ この特約の共済期間が、この特約の遞減期間の区分に応じ、それぞれ次の表の年数以下に短縮されることとなった場合

递减期间の区分	年 数
15年	14年
25年	24年

(4) 主契約が払済契約に変更された場合

(5) 基本共済金額が第10条【基本共済金額の減額等】(3)により減額されたことによって、その額が100万円未満となった場合

(注) 転換契約である場合は、払込部分とします。(7)において同様とします。

(7) この特約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区分	消滅する時
この特約の復活の申込みがあり、主契約のみが復活した場合	主契約が復活した時
被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になり、特約後遺障害共済金が支払われた場合	被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になった時
被共済者が死亡した場合	被共済者が死亡した時

- (8) この特約の責任開始時（注）前に生じた疾病または傷害により主契約が払込免除契約となった場合は、第7条【共済掛金の払込み】(2)の規定にかかわらず、この特約は消滅します。
- (注) 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。
- (9) 主契約が無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅します。
- (10) 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、失効し、または消滅した場合には、同時に、この特約も解約もしくは解除され、失効し、または消滅します。

第13条 [返れい金の支払]

- (1) 組合は、この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合には、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金積立金に相当する額（注）の返れい金を共済契約者に支払います。
 - (注) 組合の定める取扱いに基づき計算します。
 - (2) この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合であっても、次のときには、組合は、(1)の規定にかかわらず、返れい金を支払いません。
- ① 共済金を支払うこととなった場合
 - ② 共済契約者の故意により被共済者が死亡したことによって、共済金が支払われなかった場合
 - ③ 第1回共済掛金が払い込まれないまま、この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合
 - ④ 主契約の共済金の支払事由が発生した場合で、普通約款の【時効】の規定に該当したとき
 - ⑤ 主契約が払済契約に変更されたことによって、前条（5）によりこの特約が解約された場合
 - ⑥ 共済契約の復活に際して共済契約者が詐欺または強迫の行為があったことによって普通約款の【詐欺または強迫による取消し】の規定により共済契約の復活が取り消され、共済契約が消滅した場合
 - ⑦ 共済金の請求等に関し、共済契約者が詐欺を行い、または行おうとしたことによって普通約款の【重大事由による解除】の規定によりこの特約が解除された場合

(3) (2) の規定にかかわらず、組合は、普通約款の【重大事由による解除】の規定によりこの特約が解除された場合で、共済金の一部の受取人に対して共済金を支払わないときは、特約のうち支払われない共済金に対応する部分の返れい金を共済契約者に支払います。

第14条 [普通約款の規定の準用]

(1) 普通約款の【共済金等の不法取得目的による無効】、【詐欺または強迫による取消し】、【告知義務】、【告知義務違反による解除】、【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】、【重大事由による解除】および【時効】の規定は、この特約について、準用します。

(2) (1) のほか、この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

第15条 [主契約が終身共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

(記載省略)

第16条 [主契約が医療共済契約（契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

(記載省略)

第17条 [主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。）の場合の特則]

(記載省略)

生活保障特約

第1条 [用語の説明]

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。
(五十音順)

用語	説明
後遺障害にかかる第1回生活保障年金	第1回生活保障年金のうち、第3条【生活保障年金の支払】(1)表中②の支払事由にかかる第1回生活保障年金をいいます。
死亡にかかる第1回生活保障年金	第1回生活保障年金のうち、第3条【生活保障年金の支払】(1)表中①の支払事由にかかる第1回生活保障年金をいいます。
第1回生活保障年金	第3条【生活保障年金の支払】(1)の支払事由に該当した日に支払われることとなる年金をいいます。
第1回生活保障年金支払日	第3条【生活保障年金の支払】(1)の支払事由に該当した日をいいます。
第2回以後の生活保障年金	第1回生活保障年金支払日後に到来する1年ごとの第1回生活保障年金支払日の応当日を年金支払日とする年金をいいます。
未支払年金	組合が支払うべき生活保障年金のうち、まだ支払っていない年金をいいます。

第2条 [生活保障特約の付加]

(1) この特約は、次の表の場合に、共済契約者から申込みがあったときに、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始時および付加日は、その申込みの区分に応じて、同表のとおりとします。

申込みの区分	責任開始時	付加日
① 主契約の締結の際	主契約の責任開始時	主契約の責任開始時の属する日
② 主契約の共済掛金（注1）の払込みの際（注2）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日（注3）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日

（注1）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、各共済年度の第1共済月度の共済掛金とします。

（注2）復活の場合を除きます。

（注3）申込みが契約応当日からその日を含めて共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。

(2) (1)表中②の場合には、次のとおり取り扱います。

- ① この特約の共済掛金に相当する額とあわせて申し込むものとします。
- ② この特約を付加した場合には、組合は、共済証書に表示します。

(3) 次の場合には、この特約を付加することはできません。

- ① この特約の共済期間が4年以下となる場合
- ② 主契約が払込免除契約である場合
- ③ 主契約が払済契約である場合
- ④ 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅したものである場合
- ⑤ 主契約に家族収入保障特約が付加されている場合
- ⑥ (1)表中②の場合で、主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものとします。
- ⑦ その他組合の定める取扱いに該当する場合

第3条 [生活保障年金の支払]

(1) この特約により組合が支払う第1回生活保障年金については、次のとおりとします。

支払事由	生活保障年金の額	生活保障年金受取人
① 被共済者が共済期間（注1）内に死亡したこと	共済金額と同額	死亡共済金受取人

支払事由	生活保障年金の額	生活保障年金受取人
<p>② 被共済者がこの特約の責任開始時（注2）以後に生じた疾病または傷害により共済期間内に次のいずれかに該当したこと ア. 第1級後遺障害の状態になったこと。この場合には、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当するときを含みます。 （ア）この特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態に、この特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害による後遺障害の状態が新たに加わって共済期間内に第1級後遺障害の状態になったこと （イ）（ア）のこの特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害が、この特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のないこと イ. 重度要介護状態になったこと</p>	共済金額と同額	被共済者

（注1）この特約の責任開始時前の期間を除きます。

（注2）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。表中②において同様とします。

- (2) 被共済者がこの特約の共済期間の満了後に後遺障害の状態になった場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に後遺障害の状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。
- ① この特約の共済期間の満了日において、被共済者の障害の状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、後遺障害にかかる第1回生活保障年金の支払事由に該当しなかった場合
 - ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその障害の状態が継続している場合
 - ③ この特約の共済期間の満了後にその障害の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合
- (3) 被共済者がこの特約の共済期間内に別表【重度要介護状態】の状態に該当した場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に重度要介護状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。
- ① この特約の共済期間の満了日において、別表【重度要介護状態】の状態に該当した日以後6か月以上その状態が継続していないことまたはその状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、後遺障害にかかる第1回生活保障年金の支払事由に該当しなかった場合
 - ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその別表【重度要介護状態】の状態が継続し、その状態の継続している期間が6か月以上となった場合
 - ③ この特約の共済期間の満了後にその別表【重度要介護状態】の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合
- (4) (1)から(3)までにより第1回生活保障年金が支払われた場合には、組合は、第2回以後の生活保障年金を、所定の回数、第1回生活保障年金の生活保障年金受取人に支払います。
- (5) 共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡共済金受取人および満期共済金受取人であるときは、（1）の規定にかかわらず、その共済契約者を（1）表中②の生活保障年金受取人とします。
- (6) (1)表中②および(5)の生活保障年金受取人を変更することはできません。
- (7) 後遺障害にかかる第1回生活保障年金が支払われることとなった後、新たに（1）の支払事由に該当しても、組合は、その支払事由にかかる生活保障年金を支払いません。
- (8) 後遺障害にかかる第1回生活保障年金を請求する前に被共済者が死亡した場合には、組合は、後遺障害にかかる第1回生活保障年金の支払事由は発生しなかったものとして取り扱います。
- (9) 組合は、生活保障年金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、生活保障年金の一部を削減します。

第4条 【生活保障年金の分割払い】

生活保障年金受取人は、生活保障年金の額が30万円以上である場合には、組合の定める取扱いに基づき、生活保障年金を2回または4回に分割して受け取ることができます。この場合には、組合は、組合の定める利率で計算した利息をつけて支払います。

第5条 【生活保障年金の一括払い】

生活保障年金受取人は、第1回生活保障年金支払日以後、組合の定める手続により、将来の生活保障年金の支払に代えて、その支払請求時における未支払年金の一括払いを請求することができます。この場合には、組合は、その未支払年金を組合の定める取扱いに基づき割り引いて支払います。

第6条 【生活保障年金を支払わない場合】

- (1) この特約により組合が支払事由に該当しても生活保障年金を支払わない場合は、次のとおりとします。ただし、表中①イ.の場合に、生活保障年金の一部の受取人の故意によるときは、その者が受け取るべき金額を差し引いて、他の生活保障年金受取人に支払います。

生活保障年金の種類	免責事由
① 死亡にかかる第1回生活保障年金	次のいずれかにより被共済者が死亡したこと ア. 被共済者の自殺。この場合には、この特約の責任開始時（注）の属する日以後2年以内に死亡したときに限ります。 イ. 死亡共済金受取人の故意 ウ. 共済契約者の故意

生活保障年金の種類	免責事由
② 後遺障害にかかる第1回生活保障年金	次のいずれかにより被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になったこと ア. 被共済者の故意 イ. 共済契約者の故意

(注) 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。

(2) (1) により、第1回生活保障年金が支払われなかった場合は、第2回以後の生活保障年金も支払いません。

第7条 [生活保障年金の支払請求]

- (1) 共済契約者または生活保障年金受取人は、第1回生活保障年金の支払事由が生じたことを知った場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 生活保障年金受取人は、第1回生活保障年金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- (3) この特約の第1回生活保障年金の支払請求は、主契約の共済金の支払請求と同時にしてください。
- (4) 組合は、第1回生活保障年金を支払う際、生活保障年金証書を生活保障年金受取人に交付します。
- (5) 第2回以後の生活保障年金については、生活保障年金受取人は、年金支払日以後、遅滞なく、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出して、その支払を請求してください。
- (6) 生活保障年金の支払事由が発生した場合で、被共済者がその生活保障年金を請求できない特別な事情があるときは、請求時において、被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている死亡共済金受取人が、遅滞なく、別表〔請求書類〕の必要書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を組合に提出して、被共済者の代理人としてその生活保障年金の支払を請求することができます。
- (7) 組合は、生活保障年金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求ることができます。

第8条 [支払時期および支払方法]

- (1) 組合は、死亡にかかる第1回生活保障年金または第2回以後の生活保障年金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後8日以内に生活保障年金を支払います。ただし、次に掲げる日は8日に含みません。
 ① 日曜日および土曜日
 ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 ③ 12月29日から翌月3日までの日
- (2) 組合は、(1)の規定にかかわらず、この特約の付加時から死亡にかかる第1回生活保障年金もしくは第2回以後の生活保障年金請求時までに組合に提出された書類だけでは死亡にかかる第1回生活保障年金もしくは第2回以後の生活保障年金を支払うために必要な確認ができない場合、または後遺障害にかかる第1回生活保障年金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が生活保障年金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、生活保障年金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
生活保障年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態に該当する事実の有無
生活保障年金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する生活保障年金が支払われない事由に該当する事実の有無
この特約の効力の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無

- (3) (2) の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) および (2) の規定にかかわらず、組合は、生活保障年金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数(注)を経過する日までに生活保障年金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を生活保障年金受取人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日 数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (4) 生活保障年金は、次のいずれかのうち生活保障年金受取人が選択した方法により支払います。

- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある生活保障年金受取人が指定した口座に振り込む方法
- ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法

- (5) 組合が、(1) から (4) までおよび前条 (6) により生活保障年金を被共済者の代理人に既に支払っている場合は、重複して生活保障年金の請求を受けても、組合はこれを支払いません。
- (6) (2) または (3) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または生活保障年金受取人（注1）が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注2）には、これにより確認が遅延した期間については、(2) または (3) の日数に含みません。
- (注1) 死亡共済金受取人が代理人として生活保障年金を請求する場合には、その者を含みます。
- (注2) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第9条【共済期間】

共済期間は、この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの期間とします。

第10条【共済掛金の払込み】

- (1) この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。
- (2) 主契約が払込免除契約となった場合は、組合は、同時に、この特約の共済掛金の払込みを免除します。

第11条【復活の申込み】

この特約の復活の申込みは、主契約（注）の復活の申込みと同時にしてください。

（注）転換契約である場合は、払込部分とします。

第12条【生活保障年金受取人による権利義務の承継】

第1回生活保障年金が支払われることとなった場合には、この特約にかかる共済契約者の権利義務は、生活保障年金受取人に承継されるものとします。

第13条【共済金額の減額等】

- (1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済金額を減額することができます。
- (2) (1) により共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 主契約の共済金額が減額された場合（注）には、この特約の共済金額は、同時に同一の割合で減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- （注）転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅した場合を除きます。
- (4) (1) または (3) により共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第16条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】(4) により解約されたものとみなします。
- (5) (1) により共済金額が減額された場合は、組合は、共済証書に表示します。
- (6) 組合は、この特約の共済期間が短縮されることとなった場合には、共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
- ① 組合の定める取扱いに基づき計算した短縮後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
- ② 組合の定める取扱いに基づき計算した短縮後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

第14条【共済契約者の異動】

普通約款の【共済契約者の変更】の規定により共済契約者が変更された場合は、この特約上の一切の権利義務も、同時に、変更後の共済契約者に承継されます。

第15条【生活保障年金受取人の通知義務】

- (1) 生活保障年金受取人は、第1回生活保障年金支払日以後に住所を変更した場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 生活保障年金受取人が(1)の通知を怠っていた場合には、組合が知った最終の住所あてに組合が発した通知は、その住所に通常到達すべき日において、その生活保障年金受取人に到達したものとみなします。
- (3) 生活保障年金受取人の法定相続人は、第1回生活保障年金支払日以後に生活保障年金受取人が死亡した場合は、遅滞なく、組合に通知してください。

第16条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】

- (1) この特約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は、この特約を取り消すことができます。
- (2) (1) によるこの特約の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (3) (1) の場合に、被共済者の真正な年齢が、この特約の申込みの日に組合の定める最低加入年齢未満であって、組合がその事実を知った時には既にその最低加入年齢に達していたときには、(1) の規定にかかわらず、この特約は、被共済者の真正な年齢がその最低加入年齢に達する日の翌日を責任開始時および付加日とみなして取り扱います。
- (4) 共済契約者は、第1回生活保障年金支払日前に限り、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (5) (4) の解約をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (6) 次の場合には、この特約は、その事実が生じた時に、(4) により解約されたものとみなします。
- ① この特約の共済掛金が主契約の共済掛金の払込みと同時に払い込まれなかった場合
- ② この特約の復活の申込みが主契約（注）の復活の申込みと同時になされなかった場合
- ③ この特約の共済期間が4年以下に短縮されることとなった場合
- ④ 主契約が払済契約に変更された場合

- (5) 共済金額が第13条〔共済金額の減額等〕(3)により減額されたことによって、その額が12万円未満となった場合
 (注) 転換契約である場合は、払込部分とします。(7)において同様とします。
- (7) この特約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区分	消滅する時
この特約の復活の申込みがあり、主契約のみが復活した場合	主契約が復活した時
最終の生活保障年金を支払った場合	最終の生活保障年金を支払った時
生活保障年金の一括払いがなされた場合	生活保障年金の一括払いがなされた時

- (8) この特約の責任開始時(注)前に生じた疾病または傷害により主契約が払込免除契約となった場合は、第10条〔共済掛金の払込み〕(2)の規定にかかわらず、この特約は消滅します。
 (注) 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。
- (9) 主契約が無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅(注)します。
 (注) 主契約が消滅し、第1回生活保障年金が支払われる場合を除きます。
- (10) 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、失効し、または消滅した場合には、同時に、この特約も解約もしくは解除され、失効し、または消滅します。

第17条 [返れい金の支払]

- (1) 組合は、この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合には、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金積立金に相当する額(注)の返れい金を共済契約者に支払います。
 (注) 組合の定める取扱いに基づき計算します。
- (2) この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合であっても、次のときには、組合は、(1)の規定にかかわらず、返れい金を支払いません。
- ① 最終の生活保障年金を支払った場合または生活保障年金の一括払いをした場合
 - ② 共済契約者の故意により被共済者が死亡したことによって、第1回生活保障年金が支払われなかった場合
 - ③ 第1回共済掛金が払い込まれないまま、この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合
 - ④ 主契約の共済金の支払事由が発生した場合で、普通約款の〔時効〕の規定に該当したとき
 - ⑤ 主契約が共済契約に変更されることによって、前条(5)によりこの特約が解約された場合
 - ⑥ 共済契約の復活に際して共済契約者に詐欺または強迫の行為があったことによって普通約款の〔詐欺または強迫による取消し〕の規定により共済契約の復活が取り消され、共済契約が消滅した場合
 - ⑦ 生活保障年金の請求等に関し、共済契約者が詐欺を行い、または行おうとしたことによって普通約款の〔重大事由による解除〕の規定によりこの特約が解除された場合
- (3) 組合は、第6条〔生活保障年金を支払わない場合〕(1)ただし書により生活保障年金の一部を支払う場合において、普通約款の〔返れい金の支払〕の規定による差額の計算については、その支払う生活保障年金の額に組合の定める率を乗じて得た額によるものとします。
- (4) (2)の規定にかかわらず、組合は、普通約款の〔重大事由による解除〕の規定によりこの特約が解除された場合で、生活保障年金の一部の受取人に対して生活保障年金を支払わないときは、特約のうち支払われない生活保障年金に対応する部分の返れい金を共済契約者に支払います。

第18条 [第1回生活保障年金支払日後のこの特約に対する割りもどし金の割りもどし]

- (1) 組合は、第1回生活保障年金支払日後のこの特約に対する割りもどし金を、組合の定める取扱いに基づき、生活保障年金受取人に割りもどします。
- (2) 組合は、第1回生活保障年金支払日後のこの特約に対する割りもどし金を、組合の定める取扱いに基づき、年金額の増額のための年金原資にあてます。ただし、第1回生活保障年金が支払われる時までに生活保障年金受取人から、組合の定める手続により、その割りもどし金を年金額の増額のための年金原資にあてない旨の申出があった場合は、生活保障年金の支払と同時にその割りもどし金を支払います。
- (3) (2)により支払われる割りもどし金については、第8条〔支払時期および支払方法〕(2)から(4)までおよび(6)の規定を準用します。

第19条 [普通約款の規定の準用]

- (1) 普通約款の〔共済金等の不法取得目的による無効〕、〔詐欺または強迫による取消し〕、〔告知義務〕、〔告知義務違反による解除〕、〔告知義務違反により共済契約を解除できない場合〕、〔重大事由による解除〕および〔時効〕の規定は、この特約について、準用します。
- (2) (1)のほか、この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

第20条 [主契約が終身共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

(記載省略)

第21条 [主契約が医療共済契約（契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

(記載省略)

第22条【主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。）の場合の特則】

（記載省略）

特
約

生活保障特約

家族収入保障特約

第1条 [用語の説明]

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。
(五十音順)

用語	説明
後遺障害にかかる第1回生活保障年金	第1回生活保障年金のうち、第3条【生活保障年金の支払】(1)表中②の支払事由にかかる第1回生活保障年金をいいます。
死亡にかかる第1回生活保障年金	第1回生活保障年金のうち、第3条【生活保障年金の支払】(1)表中①の支払事由にかかる第1回生活保障年金をいいます。
第1回生活保障年金	第3条【生活保障年金の支払】(1)の支払事由に該当した日に支払われることとなる年金をいいます。
第1回生活保障年金支払日	第3条【生活保障年金の支払】(1)の支払事由に該当した日をいいます。
第2回以後の生活保障年金	第1回生活保障年金支払日後に到来する1年ごとの第1回生活保障年金支払日の応当日を年金支払日とする年金をいいます。
未支払年金	組合が支払うべき生活保障年金のうち、まだ支払っていない年金をいいます。

第2条 [家族収入保障特約の付加]

(1) この特約は、次の表の場合に、共済契約者から申込みがあったときに、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始時および付加日は、その申込みの区分に応じて、同表のとおりとします。

申込みの区分	責任開始時	付加日
① 主契約の締結の際	主契約の責任開始時	主契約の責任開始時の属する日
② 主契約の共済掛金（注1）の払込みの際（注2）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日（注3）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日

（注1）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、各共済年度の第1共済月度の共済掛金とします。

（注2）復活の場合を除きます。

（注3）申込みが契約応当日からその日を含めて共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。

(2) (1)表中②の場合には、次のとおり取り扱います。

- ① この特約の共済掛金に相当する額とあわせて申し込むものとします。
- ② この特約を付加した場合には、組合は、共済証書に表示します。

(3) 次の場合には、この特約を付加することはできません。

- ① この特約の共済期間が14年以下となる場合
- ② 主契約が払込免除契約である場合
- ③ 主契約が払済契約である場合
- ④ 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅したものである場合
- ⑤ 主契約に生活保障特約が付加されている場合
- ⑥ (1)表中②の場合で、主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、共済金削減法による場合で、削減期間が経過したものを除きます。
- ⑦ 共済契約者が法人である場合
- ⑧ その他組合の定める取扱いに該当する場合

第3条 [生活保障年金の支払]

(1) この特約により組合が支払う第1回生活保障年金については、次のとおりとします。

支払事由	生活保障年金の額	生活保障年金受取人
① 被共済者が共済期間（注1）内に死亡したこと	共済金額と同額	死亡共済金受取人
② 被共済者がこの特約の責任開始時（注2）以後に生じた疾病または傷害により共済期間内に次のいずれかに該当したこと ア. 第1級後遺障害の状態になったこと。この場合には、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当するときを含みます。 (ア) この特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態に、この特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害による後遺障害の状態が新たに加わって共済期間内に第1級後遺障害の状態になったこと	共済金額と同額	被共済者

支払事由	生活保障年金の額	生活保障年金受取人
(イ) (ア) この特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害が、この特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のないこと イ. 重度要介護状態になったこと		

(注1) この特約の責任開始時前の期間を除きます。

(注2) 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。表中②において同様とします。

- (2) 被共済者がこの特約の共済期間の満了後に後遺障害の状態になった場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に後遺障害の状態になったものとみなして(1)の規定を適用します。
- ① この特約の共済期間の満了日において、被共済者の障害の状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、後遺障害にかかる第1回生活保障年金の支払事由に該当しなかった場合
 - ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその障害の状態が継続している場合
 - ③ この特約の共済期間の満了後にその障害の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合
- (3) 被共済者がこの特約の共済期間内に別表【重度要介護状態】の状態に該当した場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に重度要介護状態になったものとみなして(1)の規定を適用します。
- ① この特約の共済期間の満了日において、別表【重度要介護状態】の状態に該当した日以後6か月以上その状態が継続していないことまたはその状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、後遺障害にかかる第1回生活保障年金の支払事由に該当しなかった場合
 - ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその別表【重度要介護状態】の状態が継続し、その状態の継続している期間が6か月以上となった場合
 - ③ この特約の共済期間の満了後にその別表【重度要介護状態】の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合
- (4) (1)から(3)までにより第1回生活保障年金が支払われた場合には、組合は、次のいずれか長い期間において、第2回以後の生活保障年金を、第1回生活保障年金の生活保障年金受取人に支払います。
- ① 第1回生活保障年金支払日以後5年間
 - ② 第1回生活保障年金支払日以後この特約の共済期間の満了日までの期間
- (5) (1)表中②の生活保障年金受取人を変更することはできません。
- (6) 後遺障害にかかる第1回生活保障年金が支払われることとなった後、新たに(1)の支払事由に該当しても、組合は、その支払事由にかかる生活保障年金を支払いません。
- (7) 後遺障害にかかる第1回生活保障年金を請求する前に被共済者が死亡した場合には、組合は、後遺障害にかかる第1回生活保障年金の支払事由は発生しなかったものとして取り扱います。
- (8) 組合は、生活保障年金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、生活保障年金の一部を削減します。

第4条 【生活保障年金の分割払い】

生活保障年金受取人は、組合の定める取扱いに基づき、生活保障年金を2回または4回に分割して受け取ることができます。この場合には、組合は、組合の定める利率で計算した利息をつけて支払います。

第5条 【生活保障年金の一括払い】

生活保障年金受取人は、第1回生活保障年金支払日以後、組合の定める手続により、将来の生活保障年金の支払に代えて、その支払請求時における未支払年金の一括払いを請求することができます。この場合には、組合は、その未支払年金を組合の定める取扱いに基づき割り引いて支払います。

第6条 【生活保障年金を支払わない場合】

- (1) この特約により組合が支払事由に該当しても生活保障年金を支払わない場合は、次のとおりとします。ただし、表中①イ.の場合に、生活保障年金の一部の受取人の故意によるときは、その者が受け取るべき金額を差し引いて、他の生活保障年金受取人に支払います。

生活保障年金の種類	免責事由
① 死亡にかかる第1回生活保障年金	次のいずれかにより被共済者が死亡したこと ア. 被共済者の自殺。この場合には、この特約の責任開始時(注)の属する日以後2年以内に死亡したときに限ります。 イ. 死亡共済金受取人の故意 ウ. 共済契約者の故意
② 後遺障害にかかる第1回生活保障年金	次のいずれかにより被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になったこと ア. 被共済者の故意 イ. 共済契約者の故意

(注) 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。

(2) (1)により、第1回生活保障年金が支払われなかった場合は、第2回以後の生活保障年金も支払いません。

第7条 【生存給付金の支払】

- (1) この特約により組合が支払う生存給付金については、次のとおりとします。

支払事由	生存給付金の額	生存給付金受取人
被共済者が共済期間が満了するまで生存していたこと。ただし、後遺障害にかかる第1回生活保障年金が支払われることとなった場合を除きます。	共済金額×30%	共済契約者（注）

（注）満期共済金を支払うことにより、共済契約が消滅する場合は、生存給付金受取人は、満期共済金受取人とします。

（2）（1）の生存給付金受取人を変更することはできません。

（3）組合は、この特約の共済期間の満了後に後遺障害にかかる第1回生活保障年金が支払われることとなった場合であって、生存給付金を既に支払っていたときは、支払うべき第1回生活保障年金の額から支払った生存給付金の額を差し引きます。

第8条【生活保障年金または生存給付金の支払請求】

- （1）共済契約者、生活保障年金受取人または生存給付金受取人は、第1回生活保障年金または生存給付金の支払事由が生じたことを知った場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- （2）生活保障年金受取人または生存給付金受取人は、第1回生活保障年金または生存給付金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- （3）この特約の第1回生活保障年金の支払請求は、主契約の共済金の支払請求と同時にしてください。
- （4）組合は、第1回生活保障年金を支払う際、生活保障年金証書を生活保障年金受取人に交付します。
- （5）第2回以後の生活保障年金については、生活保障年金受取人は、年金支払日以後、遅滞なく、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出して、その支払を請求してください。
- （6）生活保障年金の支払事由が発生した場合で、被共済者がその生活保障年金を請求できない特別な事情があるときは、請求時において、被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている死亡共済金受取人が、遅滞なく、別表〔請求書類〕の必要書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を組合に提出して、被共済者の代理人としてその生活保障年金の支払を請求することができます。
- （7）組合は、生活保障年金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めるることができます。

第9条【支払時期および支払方法】

- （1）組合は、死亡にかかる第1回生活保障年金、第2回以後の生活保障年金または生存給付金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後8日以内に生活保障年金または生存給付金を支払います。ただし、次に掲げる日は8日に含みません。
 - ① 日曜日および土曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③ 12月29日から翌月3日までの日
- （2）組合は、（1）の規定にかかわらず、この特約の付加時から死亡にかかる第1回生活保障年金、第2回以後の生活保障年金もしくは生存給付金請求時までに組合に提出された書類だけでは死亡にかかる第1回生活保障年金、第2回以後の生活保障年金もしくは生存給付金を支払うために必要な確認ができない場合、または後遺障害にかかる第1回生活保障年金の請求があつた場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が生活保障年金または生存給付金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、生活保障年金または生存給付金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
生活保障年金または生存給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	生存、死亡または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態に該当する事実の有無
生活保障年金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する生活保障年金が支払われない事由に該当する事実の有無
この特約の効力の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無

- （3）（2）の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）および（2）の規定にかかわらず、組合は、生活保障年金または生存給付金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（注）を経過する日までに生活保障年金または生存給付金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を生活保障年金受取人または生存給付金受取人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日 数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- （4）生活保障年金または生存給付金は、次のいずれかのうち生活保障年金受取人または生存給付金受取人が選択した方法により

支払います。

- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある生活保障年金受取人または生存給付金受取人が指定した口座に振り込む方法
 - ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- (5) 組合が、(1)から(4)までおよび前条(6)により生活保障年金を被共済者の代理人に既に支払っている場合は、重複して生活保障年金の請求を受けても、組合はこれを支払いません。
- (6) (2)または(3)の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者、生活保障年金受取人(注1)または生存給付金受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注2)には、これにより確認が遅延した期間については、(2)または(3)の日数に含みません。
- (注1) 死亡共済金受取人が代理人として生活保障年金を請求する場合には、その者を含みます。
- (注2) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第10条【共済期間】

共済期間は、この特約の付加日からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの期間とします。

第11条【共済掛金の払込み】

- (1) この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。
- (2) 主契約が払込免除契約となった場合は、組合は、同時に、この特約の共済掛金の払込みを免除します。

第12条【復活の申込み】

この特約の復活の申込みは、主契約(注)の復活の申込みと同時にしてください。

(注) 転換契約である場合は、払込部分とします。

第13条【生活保障年金受取人による権利義務の承継】

第1回生活保障年金が支払われることとなった場合には、この特約にかかる共済契約者の権利義務は、生活保障年金受取人に承継されるものとします。

第14条【共済金額の減額等】

- (1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済金額を減額することができます。
- (2) (1)により共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 主契約の共済金額が減額された場合(注)には、この特約の共済金額は、同時に同一の割合で減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- (注) 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅した場合を除きます。
- (4) (1)または(3)により共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第17条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】(4)により解約されたものとみなします。
- (5) (1)により共済金額が減額された場合は、組合は、共済証書に表示します。
- (6) 組合は、この特約の共済期間が短縮されることとなった場合には、共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
 - ① 組合の定める取扱いに基づき計算した短縮後のこの特約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
 - ② 組合の定める取扱いに基づき計算した短縮後のこの特約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

第15条【共済契約者の異動】

普通約款の【共済契約者の変更】の規定により共済契約者が変更された場合は、この特約上の一切の権利義務も、同時に、変更後の共済契約者に承継されます。

第16条【生活保障年金受取人の通知義務】

- (1) 生活保障年金受取人は、第1回生活保障年金支払日以後に住所を変更した場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 生活保障年金受取人が(1)の通知を怠っていた場合には、組合が知った最終の住所あてに組合が発した通知は、その住所に通常到達すべき日において、その生活保障年金受取人に到達したものとみなします。
- (3) 生活保障年金受取人の法定相続人は、第1回生活保障年金支払日以後に生活保障年金受取人が死亡した場合は、遅滞なく、組合に通知してください。

第17条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】

- (1) この特約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は、この特約を取り消すことができます。
- (2) (1)によるこの特約の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (3) (1)の場合に、被共済者の真正な年齢が、この特約の申込みの日に組合の定める最低加入年齢未満であって、組合がその事実を知った時には既にその最低加入年齢に達していたときには、(1)の規定にかかわらず、この特約は、被共済者の真正な年齢がその最低加入年齢に達する日の翌日を責任開始時および付加日とみなして取り扱います。
- (4) 共済契約者は、第1回生活保障年金支払日前に限り、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (5) (4)の解約をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (6) 次の場合には、この特約は、その事実が生じた時に、(4)により解約されたものとみなします。
 - ① この特約の共済掛金が主契約の共済掛金の払込みと同時に払い込まれなかった場合

- ② この特約の復活の申込みが主契約（注）の復活の申込みと同時になされなかった場合
- ③ この特約の共済期間が14年以下に短縮されることとなった場合
- ④ 主契約が払済契約に変更された場合
- ⑤ 共済金額が第14条〔共済金額の減額等〕（3）により減額されたことによって、その額が50万円未満となった場合
(注) 転換契約である場合は、払込部分とします。（7）において同様とします。
- (7) この特約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区分	消滅する時
この特約の復活の申込みがあり、主契約のみが復活した場合	主契約が復活した時
最終の生活保障年金を支払った場合	最終の生活保障年金を支払った時
生活保障年金の一括払いがなされた場合	生活保障年金の一括払いがなされた時

- (8) この特約の責任開始時（注）前に生じた疾病または傷害により主契約が払込免除契約となった場合は、第11条〔共済掛金の払込み〕（2）の規定にかかわらず、この特約は消滅します。
(注) 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。
- (9) 主契約が無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅（注）します。
(注) 主契約が消滅し、第1回生活保障年金が支払われる場合を除きます。
- (10) 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、失効し、または消滅した場合には、同時に、この特約も解約もしくは解除され、失効し、または消滅します。

第18条 [返れい金の支払]

- (1) 組合は、この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合には、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金積立金に相当する額（注）の返れい金を共済契約者に支払います。
(注) 組合の定める取扱いに基づき計算します。
- (2) この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合であっても、次のときには、組合は、（1）の規定にかかわらず、返れい金を支払いません。
 - ① 最終の生活保障年金を支払った場合または生活保障年金の一括払いをした場合
 - ② 共済契約者の故意により被共済者が死亡したことによって、第1回生活保障年金が支払われなかった場合
 - ③ 第1回共済掛金が払い込まれないまま、この特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合
 - ④ 主契約の共済金の支払事由が発生した場合で、普通約款の〔時効〕の規定に該当したとき
 - ⑤ 主契約が払済契約に変更されたことによって、前条（5）によりこの特約が解約された場合
 - ⑥ 共済契約の復活に際して共済契約者が詐欺または強迫の行為があったことによって普通約款の〔詐欺または強迫による取消し〕の規定により共済契約の復活が取り消され、共済契約が消滅した場合
 - ⑦ 生活保障年金または生存給付金の請求等に関し、共済契約者が詐欺を行い、または行おうとしたことによって普通約款の〔重大事由による解除〕の規定によりこの特約が解除された場合
- (3) 組合は、第6条〔生活保障年金を支払わない場合〕（1）ただし書により生活保障年金の一部を支払う場合において、普通約款の〔返れい金の支払〕の規定による差額の計算については、その支払う生活保障年金の額に組合の定める率を乗じて得た額によるものとします。
- (4) (2) の規定にかかわらず、組合は、普通約款の〔重大事由による解除〕の規定によりこの特約が解除された場合で、生活保障年金の一部の受取人に対して生活保障年金を支払わないときは、特約のうち支払われない生活保障年金に対応する部分の返れい金を共済契約者に支払います。

第19条 [第1回生活保障年金支払日後のこの特約に対する割りもどし金の割りもどし]

- (1) 組合は、第1回生活保障年金支払日後のこの特約に対する割りもどし金を、組合の定める取扱いに基づき、生活保障年金受取人に割りもどします。
- (2) 組合は、第1回生活保障年金支払日後のこの特約に対する割りもどし金を、組合の定める取扱いに基づき、年金額の増額のための年金原資にあてます。ただし、第1回生活保障年金が支払われる時までに生活保障年金受取人から、組合の定める手続により、その割りもどし金を年金額の増額のための年金原資にあてない旨の申出があった場合は、生活保障年金の支払と同時にその割りもどし金を支払います。
- (3) (2) により支払われる割りもどし金については、第9条〔支払時期および支払方法〕（2）から（4）までおよび（6）の規定を準用します。

第20条 [普通約款の規定の準用]

- (1) 普通約款の〔共済金等の不法取得目的による無効〕、〔詐欺または強迫による取消し〕、〔告知義務〕、〔告知義務違反による解除〕、〔告知義務違反により共済契約を解除できない場合〕、〔重大事由による解除〕および〔時効〕の規定は、この特約について、準用します。
- (2) (1) のほか、この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

第21条 [主契約が終身共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

（記載省略）

第22条 [主契約が医療共済契約（契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

（記載省略）

第23条 [主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。）の場合の特則]

(記載省略)

特
約

家
族
収
入
保
障
特
約

災害給付特約

第1条 [災害給付特約の付加]

(1) この特約は、次の表の場合に、共済契約者から申込みがあったときに、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始時および付加日は、その申込みの区分に応じて、同表のとおりとします。

申込みの区分	責任開始時	付加日
① 主契約の締結の際	主契約の責任開始時	主契約の責任開始時の属する日
② 主契約の共済掛金（注1）の払込みの際（注2）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日（注3）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日

（注1）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、各共済年度の第1共済月度の共済掛金とします。

（注2）復活の場合を除きます。

（注3）申込みが契約応当日からその日を含めて共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。

(2) (1) 表中②の場合には、次のとおり取り扱います。

- ① この特約の共済掛金に相当する額とあわせて申し込むものとします。
- ② この特約を付加した場合には、組合は、共済証書に表示します。

(3) 次の場合には、この特約を付加することはできません。

- ① 主契約が払込免除契約である場合
- ② 主契約が払済契約である場合
- ③ 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅したものである場合
- ④ その他組合の定める取扱いに該当する場合

第2条 [共済金の支払]

(1) この特約により組合が支払う共済金については、次のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
① 災害死亡共済金	被共済者がこの特約の責任開始時（注1）以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、または特定感染症（注2）により、共済期間内に死亡したこと	共済金額と同額	死亡共済金受取人
② 災害後遺障害共済金	被共済者がこの特約の責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、または特定感染症により、共済期間内に次のいずれかに該当したこと ア. 第1級後遺障害の状態になったこと イ. 重度要介護状態になったこと	共済金額と同額	被共済者
③ 災害給付金	被共済者がこの特約の責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、共済期間内に第2級から第10級までの後遺障害の状態になったこと	共済金額×別表〔後遺障害等級表〕の支払割合	

（注1）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。（1）において同様とします。

（注2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項、第4項または第7項第3号の感染症（同号の感染症にあっては、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症であって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）をいいます。この特約において同様とします。

(2) 被共済者がこの特約の共済期間の満了後に後遺障害の状態になった場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に後遺障害の状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。

- ① この特約の共済期間の満了日において、被共済者の障害の状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、災害後遺障害共済金または災害給付金の支払事由に該当しなかった場合
- ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその障害の状態が継続している場合
- ③ この特約の共済期間の満了後にその障害の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合（注）

（注）災害を受けた日以後200日以内に明らかになった場合に限ります。

(3) 被共済者がこの特約の共済期間内に別表〔重度要介護状態〕の状態に該当した場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に重度要介護状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。

- ① この特約の共済期間の満了日において、別表〔重度要介護状態〕の状態に該当した日以後6か月以上その状態が継続していないことまたはその状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、災害後遺障害共済金の支払事由に該当しなかった場合
- ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその別表〔重度要介護状態〕の状態が継続し、その状態の継続している期間が6か月以上となった場合
- ③ この特約の共済期間の満了後にその別表〔重度要介護状態〕の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合（注）

（注）災害を受けた日以後200日以内に明らかになった場合に限ります。

- (4) 共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡共済金受取人および満期共済金受取人であるときは、(1)の規定にかかわらず、その共済契約者を災害後遺障害共済金および災害給付金の共済金受取人とします。
- (5) (1) および (4) の災害後遺障害共済金および災害給付金の共済金受取人を変更することはできません。
- (6) 災害後遺障害共済金および災害給付金の支払割合は、主契約の共済期間を通じて100%をもって限度とします。
- (7) 災害死亡共済金を支払う場合に、災害給付金について次のいずれかに該当するときは、災害死亡共済金の額からその該当する災害給付金の額の合計額を差し引きます。
- ① 死亡の原因となった災害と同一の災害による災害給付金を既に支払っている場合
 - ② 死亡の原因となった災害と同一の災害による災害給付金の支払請求を受け、支払っていない場合
- (8) 災害死亡共済金が支払われた場合には、その支払後に死亡の原因となった災害と同一の災害を直接の原因とする災害給付金の請求を受けても、組合は、その災害給付金を支払いません。
- (9) 災害後遺障害共済金を請求する前に災害死亡共済金の支払事由が発生した場合には、組合は、災害後遺障害共済金の支払事由は発生しなかったものとして取り扱います。
- (10) この特約が付加されていた被転換契約が転換され、その時に、転換契約にこの特約が付加された場合は、転換前特約（注1）の責任開始時（注2）以後に生じた災害は、転換後特約（注3）の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、転換後特約の共済金額が転換前特約の共済金額（注4）を超えるときは、(1)表中「共済金額」とあるのは「転換前特約の共済金額（転換前特約が2以上ある場合は、これらの共済金額の合計額）」と読みかえます。
- （注1）被転換契約に付加されていたこの特約をいいます。（10）において同様とします。
- （注2）復活の場合は、最後の復活により転換前特約の責任が再開した時とします。
- （注3）転換契約に付加されたこの特約をいいます。（10）において同様とします。
- （注4）転換前特約が2以上ある場合は、これらの共済金額の合計額とします。
- (11) 組合は、共済金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、共済金の一部を削減します。

第3条 [共済金を支払わない場合]

この特約により組合が支払事由に該当しても共済金を支払わない場合は、次のとおりとします。ただし、表中①カ、および②イ、の場合に、死亡共済金の一部の受取人の故意または重大な過失によるときは、その者が受け取るべき金額を差し引いて、他の死亡共済金受取人に支払います。

共済金の種類	免責事由
① 災害死亡共済金、災害後遺障害共済金または災害給付金（注1）	次のいずれかにより被共済者が死亡し、または第1級から第10級までの後遺障害の状態もしくは重度要介護状態になったこと ア. 被共済者の故意または重大な過失により生じた災害 イ. 被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害 ウ. 被共済者の犯罪行為により生じた災害 エ. 被共済者が法令に規定する運転資格を持たないで運転している間に生じた災害 オ. 被共済者が法令に規定する酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害 カ. 死亡共済金受取人の故意または重大な過失により生じた災害（注2） キ. 共済契約者の故意または重大な過失により生じた災害
② 特定感染症による災害死亡共済金または災害後遺障害共済金	次のいずれかにより被共済者が特定感染症により死亡し、または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態になったこと ア. 被共済者の故意または重大な過失 イ. 死亡共済金受取人の故意または重大な過失（注2） ウ. 共済契約者の故意または重大な過失

（注1）表中②の場合を除きます。

（注2）被共済者が死亡した場合に限ります。

第4条 [共済金の支払請求]

- (1) 共済契約者または共済金受取人は、共済金の支払事由が生じたことを知った場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 共済金受取人は、共済金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 灾害死亡共済金および災害後遺障害共済金の支払請求は、主契約の共済金の支払請求と同時にしてください。
- (4) 災害後遺障害共済金の支払事由が発生した場合で、被共済者がその災害後遺障害共済金を請求できない特別な事情があるときは、請求時において、被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている死亡共済金受取人が、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を組合に提出して、被共済者の代理人としてその災害後遺障害共済金の支払を請求することができます。
- (5) 組合は、共済金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。

第5条 [支払時期および支払方法]

- (1) 組合は、共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡または第1級から第10級までの後遺障害の状態もしくは重度要介護状態に該当する事実の有無
共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
この特約の効力の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無

(2) (1) の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（注）を経過する日までに共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日 数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(3) 共済金は、次のいずれかのうち共済金受取人が選択した方法により支払います。

- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済金受取人が指定した口座に振り込む方法
- ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法

(4) 組合が、(1) から (3) までおよび前条 (4) により災害後遺障害共済金を被共済者の代理人に既に支払っている場合は、重複して災害後遺障害共済金の請求を受けても、組合はこれを支払いません。

(5) (1) または (2) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人（注1）が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注2）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の日数に含みません。

(注1) 死亡共済金受取人が代理人として災害後遺障害共済金を請求する場合には、その者を含みます。

(注2) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第6条 [共済期間]

共済期間は、この特約の付加日からその日を含めて被共済者が80歳に達する日の属する共済年度の末日（注）までの期間とします。

(注) 被共済者が80歳に達する日の属する共済年度の末日前に主契約の共済期間が満了する場合には、その満了日とします。

第7条 [共済掛金の払込み]

(1) この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。

(2) 主契約が払込免除契約となった場合は、組合は、同時に、この特約の共済掛金の払込みを免除します。

第8条 [復活の申込み]

この特約の復活の申込みは、主契約（注）の復活の申込みと同時にしてください。

(注) 転換契約である場合は、払込部分とします。

第9条 [共済金額の減額および増額]

(1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済金額を減額することができます。

(2) (1) により共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。

(3) 主契約、定期特約、更新型定期特約、生活保障特約もしくは家族収入保障特約の共済金額または遞減定期特約の基本共済金額が減額されたことにより、この特約の共済金額が次の金額の合計額を超える場合は、この特約の共済金額は、同時に、その合計額に相当する額に減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

- ① 主契約の共済金額
- ② 定期特約の共済金額
- ③ 更新型定期特約の共済金額
- ④ 生活保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額
- ⑤ 家族収入保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額
- ⑥ 遷減定期特約の基本共済金額

(4) (1) または (3) により共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第11条【無効、取消し、解約、解除、失

- 効および消滅】(3)により解約されたものとみなします。
- (5) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出し、組合の承諾を得て、将来に向かって、共済金額を増額することができます。この場合には、第1条【災害給付特約の付加】(1)表中②の申込みの区分および責任開始時の規定を準用します。
- (6) 共済金額が(1)により減額または(5)により増額された場合には、組合は、共済証書に表示します。
- (7) (5)により共済金額が増額された場合に、増額の時前に生じた災害を原因として第2条【共済金の支払】により共済金を支払うときは、同条(1)表中「共済金額」とあるのは「増額前の共済金額」と読みかえます。
- (8) (5)による共済金額の増額については、第11条(1)、(2)および(7)ならびに普通約款の【年齢の計算】、【年齢および性別の誤りの取扱い】、【告知義務】、【告知義務違反による解除】および【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】の規定を準用します。

第10条【共済契約者の異動】

普通約款の【共済契約者の変更】の規定により共済契約者が変更された場合は、この特約上的一切の権利義務も、同時に、変更後の共済契約者に承継されます。

第11条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】

- (1) この特約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は、この特約を取り消すことができます。
- (2) (1)によるこの特約の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (3) 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (4) (3)の解約をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (5) 次の場合には、この特約は、その事実が生じた時に、(3)により解約されたものとみなします。
- ① この特約の共済掛金が主契約の共済掛金の払込みと同時に払い込まれなかった場合
② この特約の復活の申込みが主契約(注)の復活の申込みと同時になされなかった場合
③ 主契約が払済契約に変更された場合
④ 共済金額が第9条【共済金額の減額および増額】(3)により減額されたことによって、その額が50万円未満となった場合
- (注) 転換契約である場合は、払込部分とします。(6)において同様とします。
- (6) この特約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区分	消滅する時
この特約の復活の申込みがあり、主契約のみが復活した場合	主契約が復活した時
被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になり、災害後遺障害共済金が支払われた場合	被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になった時
被共済者が死亡した場合	被共済者が死亡した時

- (7) この特約の責任開始時(注)前に生じた疾病または傷害により主契約が払込免除契約となった場合は、第7条【共済掛金の払込み】(2)の規定にかかわらず、この特約は消滅します。
- (注) 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。
- (8) 主契約が無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅します。
- (9) 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、失効し、または消滅した場合には、同時に、この特約も解約もしくは解除され、失効し、または消滅します。

第12条【返れい金】

この特約には、特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合の返れい金はありません。

第13条【普通約款の規定の準用】

- (1) 普通約款の【共済金等の不法取得目的による無効】、【詐欺または強迫による取消し】、【告知義務】、【告知義務違反による解除】、【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】、【重大事由による解除】および【時効】の規定は、この特約について、準用します。
- (2) (1)のほか、この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

第14条【主契約が終身共済契約(契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。)の場合の特則】

(記載省略)

第15条【主契約がこども共済契約(契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。)の場合の特則】

(記載省略)

第16条【主契約が定期生命共済契約(契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。)の場合の特則】

(記載省略)

第17条 [主契約が医療共済契約（契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

（記載省略）

第18条 [主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。）の場合の特則]

（記載省略）

災害死亡割増特約

第1条 [災害死亡割増特約の付加]

(1) この特約は、次の表の場合に、共済契約者から申込みがあったときに、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始時および付加日は、その申込みの区分に応じて、同表のとおりとします。

申込みの区分	責任開始時	付加日
① 主契約の締結の際	主契約の責任開始時	主契約の責任開始時の属する日
② 主契約の共済掛金（注1）の払込みの際（注2）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日（注3）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日

（注1）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、各共済年度の第1共済月度の共済掛金とします。

（注2）復活の場合を除きます。

（注3）申込みが契約応当日からその日を含めて共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。

(2) (1) 表中②の場合には、次のとおり取り扱います。

- ① この特約の共済掛金に相当する額とあわせて申し込むものとします。
- ② この特約を付加した場合には、組合は、共済証書に表示します。

(3) 次の場合には、この特約を付加することはできません。

- ① 主契約が払込免除契約である場合
- ② 主契約が共済契約である場合
- ③ 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅したものである場合
- ④ その他組合の定める取扱いに該当する場合

第2条 [共済金の支払]

(1) この特約により組合が支払う共済金については、次のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
① 災害死亡共済金	被共済者がこの特約の責任開始時（注1）以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、または特定感染症（注2）により、共済期間内に死亡したこと	共済金額と同額	死亡共済金受取人
② 災害後遺障害共済金	被共済者がこの特約の責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、または特定感染症により、共済期間内に次のいずれかに該当したこと ア. 第1級後遺障害の状態になったこと。この場合には、この特約の責任開始時前に既にあった後遺障害の状態に、この特約の責任開始時以後に生じた災害を直接の原因とする後遺障害の状態または特定感染症による後遺障害の状態が新たに加わって第1級後遺障害の状態になったときを含みます。 イ. 重度要介護状態になったこと	共済金額と同額	被共済者

（注1）復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。（1）において同様とします。

（注2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項、第4項または第7項第3号の感染症（同号の感染症にあっては、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症であって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）をいいます。この特約において同様とします。

(2) 被共済者がこの特約の共済期間の満了後に後遺障害の状態になった場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に後遺障害の状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。

- ① この特約の共済期間の満了日において、被共済者の障害の状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、災害後遺障害共済金の支払事由に該当しなかった場合
- ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその障害の状態が継続している場合
- ③ この特約の共済期間の満了後にその障害の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合（注）

（注）災害を受けた日以後200日以内に明らかになった場合に限ります。

(3) 被共済者がこの特約の共済期間内に別表【重度要介護状態】の状態に該当した場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に重度要介護状態になったものとみなして（1）の規定を適用します。

- ① この特約の共済期間の満了日において、別表【重度要介護状態】の状態に該当した日以後6か月以上その状態が継続していないことまたはその状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、災害後遺障害共済金の支払事由に該当しなかった場合
- ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその別表【重度要介護状態】の状態が継続し、その状態の継続している期間が6か月以上となった場合
- ③ この特約の共済期間の満了後にその別表【重度要介護状態】の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合（注）

（注）災害を受けた日以後200日以内に明らかになった場合に限ります。

(4) 共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡共済金受取人および満期共済金受取人であるときは、（1）の規定にかかわらず、その共済契約者を災害後遺障害共済金の共済金受取人とします。

- (5) (1) および (4) の災害後遺障害共済金の共済金受取人を変更することはできません。
- (6) 災害後遺障害共済金を請求する前に災害死亡共済金の支払事由が発生した場合には、組合は、災害後遺障害共済金の支払事由は発生しなかったものとして取り扱います。
- (7) この特約が付加されていた被転換契約が転換され、その時に、転換契約にこの特約が付加された場合は、転換前特約（注1）の責任開始時（注2）以後に生じた災害は、転換後特約（注3）の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、転換後特約の共済金額が転換前特約の共済金額（注4）を超えるときは、(1) 表中「共済金額」とあるのは「転換前特約の共済金額（転換前特約が2以上ある場合は、これらの共済金額の合計額）」と読みかえます。
- (注1) 被転換契約に付加されていたこの特約をいいます。(7)において同様とします。
- (注2) 復活の場合は、最後の復活により転換前特約の責任が再開した時とします。
- (注3) 転換契約に付加されたこの特約をいいます。(7)において同様とします。
- (注4) 転換前特約が2以上ある場合は、これらの共済金額の合計額とします。
- (8) 組合は、共済金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、共済金の一部を削減します。

第3条 [共済金を支払わない場合]

この特約により組合が支払事由に該当しても共済金を支払わない場合は、次のとおりとします。ただし、表中①カ、および②イ、の場合に、死亡共済金の一部の受取人の故意または重大な過失によるときは、その者が受け取るべき金額を差し引いて、他の死亡共済金受取人に支払います。

共済金の種類	免責事由
① 災害死亡共済金または災害後遺障害共済金（注1）	次のいずれかにより被共済者が死亡し、または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態になったこと ア. 被共済者の故意または重大な過失により生じた災害 イ. 被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害 ウ. 被共済者の犯罪行為により生じた災害 エ. 被共済者が法令に規定する運転資格を持たないで運転している間に生じた災害 オ. 被共済者が法令に規定する酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害 カ. 死亡共済金受取人の故意または重大な過失により生じた災害（注2） キ. 共済契約者の故意または重大な過失により生じた災害
② 特定感染症による災害死亡共済金または災害後遺障害共済金	次のいずれかにより被共済者が特定感染症により死亡し、または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態になったこと ア. 被共済者の故意または重大な過失 イ. 死亡共済金受取人の故意または重大な過失（注2） ウ. 共済契約者の故意または重大な過失

（注1）表中②の場合を除きます。

（注2）被共済者が死亡した場合に限ります。

第4条 [共済金の支払請求]

- (1) 共済契約者または共済金受取人は、共済金の支払事由が生じたことを知った場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 共済金受取人は、共済金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) この特約の共済金の支払請求は、主契約の共済金の支払請求と同時にしてください。
- (4) 災害後遺障害共済金の支払事由が発生した場合で、被共済者がその災害後遺障害共済金を請求できない特別な事情があるときは、請求時において、被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている死亡共済金受取人が、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を組合に提出して、被共済者の代理人としてその災害後遺障害共済金の支払を請求することができます。
- (5) 組合は、共済金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。

第5条 [支払時期および支払方法]

- (1) 組合は、共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態に該当する事実の有無
共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
この特約の効力の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無

- (2) (1)の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（注）を経過する日までに共済金を支払い

ます。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(3) 共済金は、次のいずれかのうち共済金受取人が選択した方法により支払います。

- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済金受取人が指定した口座に振り込む方法
- ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法

(4) 組合が、(1)から(3)までおよび前条(4)により災害後遺障害共済金を被共済者の代理人に既に支払っている場合は、重複して災害後遺障害共済金の請求を受けても、組合はこれを支払いません。

(5) (1)または(2)の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人(注1)が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注2)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の日数に含みません。

(注1) 死亡共済金受取人が代理人として災害後遺障害共済金を請求する場合には、その者を含みます。

(注2) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第6条 [共済期間]

共済期間は、この特約の付加日からその日を含めて被共済者が80歳に達する日の属する共済年度の末日(注)までの期間とします。

(注) 被共済者が80歳に達する日の属する共済年度の末日前に主契約の共済期間が満了する場合には、その満了日とします。

第7条 [共済掛金の払込み]

(1) この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。

(2) 主契約が払込免除契約となった場合は、組合は、同時に、この特約の共済掛金の払込みを免除します。

第8条 [復活の申込み]

この特約の復活の申込みは、主契約(注)の復活の申込みと同時にしてください。

(注) 転換契約である場合は、払込部分とします。

第9条 [共済金額の減額および増額]

(1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済金額を減額することができます。

(2) (1)により共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。

(3) 主契約、定期特約、更新型定期特約、生活保障特約もしくは家族収入保険特約の共済金額または遞減定期特約の基本共済金額が減額されたことにより、この特約の共済金額が次の金額の合計額を超える場合は、この特約の共済金額は、同時に、その合計額に相当する額に減額されます。この場合に、この特約の共済金額に組合の定める契約単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

- ① 主契約の共済金額
- ② 定期特約の共済金額
- ③ 更新型定期特約の共済金額
- ④ 生活保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額
- ⑤ 家族収入保険特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額
- ⑥ 遷減定期特約の基本共済金額

(4) (1)または(3)により共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第11条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】(3)により解約されたものとみなします。

(5) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出し、組合の承諾を得て、将来に向かって、共済金額を増額することができます。この場合には、第1条【災害死亡割増特約の付加】(1)表中②の申込みの区分および責任開始時の規定を準用します。

(6) 共済金額が(1)により減額または(5)により増額された場合には、組合は、共済証書に表示します。

(7) (5)により共済金額が増額された場合に、増額の時前に生じた災害を原因として第2条【共済金の支払】により共済金を支払うときは、同条(1)表中「共済金額」とあるのは「増額前の共済金額」と読みかえます。

(8) (5)による共済金額の増額については、第11条(1)、(2)および(7)ならびに普通約款の【年齢の計算】、【年齢および性別の誤りの取扱い】、【告知義務】、【告知義務違反による解除】および【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】の規定を準用します。

第10条 [共済契約者の異動]

普通約款の【共済契約者の変更】の規定により共済契約者が変更された場合は、この特約上的一切の権利義務も、同時に、

変更後の共済契約者に承継されます。

第11条 [無効、取消し、解約、解除、失効および消滅]

- (1) この特約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は、この特約を取り消すことができます。
- (2) (1)によるこの特約の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (3) 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (4) (3)の解約をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (5) 次の場合には、この特約は、その事実が生じた時に、(3)により解約されたものとみなします。
- ① この特約の共済掛金が主契約の共済掛金の払込みと同時に払い込まれなかった場合
 - ② この特約の復活の申込みが主契約（注）の復活の申込みと同時になされなかった場合
 - ③ 主契約が払済契約に変更された場合
 - ④ 共済金額が第9条【共済金額の減額および増額】(3)により減額されたことによって、その額が50万円未満となった場合
- (注) 転換契約である場合は、払込部分とします。(6)において同様とします。
- (6) この特約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区分	消滅する時
この特約の復活の申込みがあり、主契約のみが復活した場合	主契約が復活した時
被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になり、災害後遺障害共済金が支払われた場合	被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になった時
被共済者が死亡した場合	被共済者が死亡した時

- (7) この特約の責任開始時（注）前に生じた疾病または傷害により主契約が払込免除契約となった場合は、第7条【共済掛金の払込み】(2)の規定にかかわらず、この特約は消滅します。
- (注) 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。
- (8) 主契約が無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅します。
- (9) 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、失効し、または消滅した場合には、同時に、この特約も解約もしくは解除され、失効し、または消滅します。

第12条 [返れい金]

この特約には、特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合の返れい金はありません。

第13条 [普通約款の規定の準用]

- (1) 普通約款の【共済金等の不法取得目的による無効】、【詐欺または強迫による取消し】、【告知義務】、【告知義務違反による解除】、【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】、【重大事由による解除】および【時効】の規定は、この特約について、準用します。
- (2) (1)のほか、この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

第14条 [主契約が終身共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

（記載省略）

第15条 [主契約が定期生命共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

（記載省略）

第16条 [主契約が医療共済契約（契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

（記載省略）

第17条 [主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。）の場合の特則]

（記載省略）

生前給付特約

第1条 [生前給付特約の付加]

- (1) この特約は、被共済者の同意を得て、共済契約者から申出があった場合に、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができるものとし、その申出の日を付加日とします。
- (2) 次の場合には、この特約を付加することはできません。
- ① 主契約の共済期間の満了日までの期間が1年以内である場合
 - ② その他組合の定める取扱いに該当する場合

第2条 [生前給付金の支払]

- (1) この特約により組合が支払う生前給付金については、次のとおりとします。

支払事由	生前給付金の額	生前給付金受取人
被共済者の余命が6か月以内と判断されること	指定共済金額（注）から、組合の定める取扱いに基づき、（6）に規定する生前給付金の請求日以後6か月間の指定共済金額に対応する利息および共済掛金を差し引いた額	被共済者

- （注）主契約の共済金額のうち生前給付金受取人が請求時に指定した金額をいいます。この特約において同様とします。
- (2) 生前給付金受取人は、3,000万円を限度に、主契約の共済金額の範囲内で、組合の定める取扱いに基づき、指定共済金額を指定してください。
- (3) 指定共済金額は、被共済者を同一とする他の共済契約に生前給付特約が付加される場合には、その共済契約において指定されたまたは指定されることとなる指定共済金額と通算して、3,000万円を限度とします。
- (4) 共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡共済金受取人および満期共済金受取人であるときは、(1)の規定にかかわらず、その共済契約者を生前給付金受取人とします。
- (5) (1)および(4)の生前給付金受取人を変更することはできません。
- (6) 生前給付金の請求日（注）からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの期間が1年以内である場合には、(1)の規定にかかわらず、組合は生前給付金を支払いません。
- （注）第4条【生前給付金の支払請求】(1)に規定する生前給付金の支払請求に必要な書類を添えて、組合に請求のあった日をいいます。この特約において「請求日」といいます。
- (7) 生前給付金の支払については、(1)から(6)までによるほか、次のとおり取り扱います。
- ① 主契約の共済金額の全部が指定共済金額として指定され、生前給付金が支払われた場合には、主契約は請求日に消滅したものとみなし、同時に、主契約に付加されている特約も消滅したものとみなします。この場合には、普通約款および特約の【返れい金の支払】の規定にかかわらず、組合は、返れい金を支払いません。
 - ② 主契約の共済金額の一部が指定共済金額として指定され、生前給付金が支払われた場合には、主契約の共済金額は、請求日に、指定共済金額に相当する額が減額されたものとします。この場合、組合は、減額した部分について返れい金を支払いません。
- (8) (7)②により主契約の共済金額が減額された場合は、組合は、共済証書に表示します。
- (9) 生前給付金を支払う前に、主契約の共済金の支払請求を受けた場合には、生前給付金の支払請求はなかったものとし、組合は、生前給付金を支払いません。
- (10) 組合は、生前給付金の支払事由が発生した後に普通約款の【告知義務違反による解除】の規定により主契約を解除した場合には、生前給付金を支払いません。また、既に生前給付金を支払っていた場合は、その生前給付金の返還を請求することができます。ただし、その生前給付金の支払事由の原因が主契約の解除の原因となった事実に基づかなかつたことを共済契約者または生前給付金受取人が証明した場合は、生前給付金を支払います。
- (11) 組合は、生前給付金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、生前給付金の一部を削減します。

第3条 [生前給付金を支払わない場合]

この特約により組合が支払事由に該当しても生前給付金を支払わない場合は、次のとおりとします。

共済金の種類	免責事由
生前給付金	次のいずれかにより被共済者の余命が6か月以内と判断されること ア. 被共済者の故意 イ. 共済契約者の故意

第4条 [生前給付金の支払請求]

- (1) 生前給付金受取人は、生前給付金の支払請求をする場合には、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (2) 組合は、生前給付金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。

第5条 [支払時期および支払方法]

- (1) 組合は、生前給付金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後8日以内に生前給付金を支払います。ただし、次に掲げる日は8日に含みません。
- ① 日曜日および土曜日
 - ② 国民の祝日にに関する法律に規定する休日

- ③ 12月29日から翌月3日までの日
 (2) 組合は、(1)の規定にかかわらず、この特約の付加時から生前給付金請求時までに組合に提出された書類だけでは生前給付金を支払うために必要な確認ができない場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が生前給付金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、生前給付金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
生前給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被共済者の余命が6か月以内と判断される事実の有無
生前給付金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する生前給付金が支払われない事由に該当する事実の有無
この特約の効力の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する無効、取消または解除の事由に該当する事実の有無

(3) (2)の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)および(2)の規定にかかわらず、組合は、生前給付金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数(注)を経過する日までに生前給付金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を生前給付金受取人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日 数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (4) 生前給付金は、次のいずれかのうち生前給付金受取人が選択した方法により支払います。
 ① 組合または組合の指定する金融機関等にある生前給付金受取人が指定した口座に振り込む方法
 ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
 (5) (2)または(3)の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または生前給付金受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(2)または(3)の日数に含みません。
 (注) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第6条 [特約の共済掛金]

この特約に対する共済掛金はありません。

第7条 [共済契約者の異動]

普通約款の「共済契約者の変更」の規定により共済契約者が変更された場合は、この特約上的一切の権利義務も、同時に、変更後の共済契約者に承継されます。

第8条 [無効、取消し、解約、解除および消滅]

- (1) 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
 (2) (1)の解約をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
 (3) この特約は、生前給付金が支払われることとなった場合は、請求日に、消滅したものとみなします。
 (4) 主契約が無効となり、または取り消され、解約され、解除され、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、もしくは消滅します。

第9条 [失効および復活]

主契約が失効し、または復活した場合には、同時に、この特約も失効し、または復活します。

第10条 [普通約款の規定の準用]

- (1) 普通約款の【共済金等の不法取得目的による無効】、【詐欺または強迫による取消し】、【重大事由による解除】および【時効】の規定は、この特約について、準用します。
 (2) (1)のほか、この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

第11条 [主契約に定期特約または更新型定期特約が付加されている場合の特則]

- (1) 主契約に定期特約または更新型定期特約が付加されている場合(注1)には、次のとおり取り扱います。
 ① 第2条【生前給付金の支払】中「主契約の共済金額」とあるのは「主契約の共済金額(定期特約および更新型定期特約の

共済金額を含みます。)」と読みかえます。

- ② 指定共済金額は、組合の定める取扱いに基づき、請求日における主契約の共済金額と定期特約および更新型定期特約の共済金額の合計額との割合に応じて指定されたものとします。この場合において、定期特約または更新型定期特約が2以上付加されているときは、これらの特約のうち付加日(注2)の遅いものから順に指定されたものとします。
- ③ 第2条(10)の規定は、普通約款の【告知義務違反による解除】の規定の準用により定期特約または更新型定期特約を解除した場合の生前給付金の支払について、準用します。

(注1)(2)に該当する場合を除きます。

(注2) 更新後の更新型定期特約にあっては、更新前の更新型定期特約に引き続く当初の更新型定期特約の付加日とします。

(2) 請求日からその日を含めて定期特約または更新型定期特約の共済期間の満了日までの期間が1年以下である場合(注)は、次のとおり取り扱います。

- ① 第2条(7)①により主契約が消滅した場合には、同時に、定期特約および更新型定期特約も消滅します。
- ② 第2条(7)②により主契約の共済金額が減額された場合には、定期特約第9条【共済金額の減額等】(3)および更新型定期特約第8条【共済金額の減額等】(3)の規定にかかわらず、定期特約および更新型定期特約の共済金額は減額されません。

(注) 更新型定期特約の更新に関する規定により更新される場合を除きます。

第12条【主契約に遅減定期特約が付加されている場合の特則】

(1) 主契約に遅減定期特約が付加されている場合(注1)には、次のとおり取り扱います。

- ① 第2条【生前給付金の支払】(1)、(2)および(7)①中「主契約の共済金額」とあるのは「主契約の共済金額(請求日以後6か月後の応当日における遅減定期特約の共済金額を含みます。)」と読みかえます。
- ② 指定共済金額は、組合の定める取扱いに基づき、請求日における主契約の共済金額と請求日以後6か月後の応当日における遅減定期特約の共済金額との割合に応じて指定されたものとします。
- ③ 主契約の共済金額(注2)の一部が指定共済金額として指定され、生前給付金が支払われた場合には、遅減定期特約の基本共済金額は、請求日に、指定共済金額に対応する額が減額されたものとします。この場合、組合は、減額された部分について返り金を支払いません。
- ④ ③により遅減定期特約の基本共済金額が減額された場合は、共済証書に表示します。
- ⑤ 第2条(10)の規定は、普通約款の【告知義務違反による解除】の規定の準用により遅減定期特約を解除した場合の生前給付金の支払について、準用します。

(注1)(2)に該当する場合を除きます。

(注2) 請求日以後6か月後の応当日における遅減定期特約の共済金額を含みます。

(2) 請求日からその日を含めて遅減定期特約の共済期間の満了日までの期間が1年以下である場合は、次のとおり取り扱います。

- ① 第2条(7)①により主契約が消滅した場合には、同時に、遅減定期特約も消滅します。
- ② 第2条(7)②により主契約の共済金額が減額された場合には、遅減定期特約第10条【基本共済金額の減額等】(3)の規定にかかわらず、遅減定期特約の基本共済金額は減額されません。

第13条【主契約に生活保障特約が付加されている場合の特則】

(1) 主契約に生活保障特約が付加されている場合(注)には、次のとおり取り扱います。

- ① 第2条【生前給付金の支払】中「主契約の共済金額」とあるのは「主契約の共済金額(生活保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額を含みます。)」と読みかえます。
- ② 指定共済金額は、組合の定める取扱いに基づき、請求日における主契約の共済金額と生活保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額との割合に応じて指定されたものとします。
- ③ 第2条(10)の規定は、普通約款の【告知義務違反による解除】の規定の準用により生活保障特約を解除した場合の生前給付金の支払について、準用します。

(注)(2)に該当する場合を除きます。

(2) 請求日からその日を含めて生活保障特約の共済期間の満了日までの期間が1年以下である場合は、次のとおり取り扱います。

- ① 第2条(7)①により主契約が消滅した場合には、同時に、生活保障特約も消滅します。
- ② 第2条(7)②により主契約の共済金額が減額された場合には、生活保障特約第13条【共済金額の減額等】(3)の規定にかかわらず、生活保障特約の共済金額は減額されません。

第14条【主契約に家族収入保障特約が付加されている場合の特則】

(1) 主契約に家族収入保障特約が付加されている場合(注)には、次のとおり取り扱います。

- ① 第2条【生前給付金の支払】中「主契約の共済金額」とあるのは「主契約の共済金額(請求日以後6か月後の応当日における家族収入保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額を含みます。)」と読みかえます。
- ② 指定共済金額は、組合の定める取扱いに基づき、請求日における主契約の共済金額と請求日以後6か月後の応当日における家族収入保障特約の共済金額に組合の定める率を乗じて得た額との割合に応じて指定されたものとします。
- ③ 第2条(10)の規定は、普通約款の【告知義務違反による解除】の規定の準用により家族収入保障特約を解除した場合の生前給付金の支払について、準用します。

(注)(2)に該当する場合を除きます。

(2) 請求日からその日を含めて家族収入保障特約の共済期間の満了日までの期間が1年以下である場合は、次のとおり取り扱います。

- ① 第2条(7)①により主契約が消滅した場合には、同時に、家族収入保障特約も消滅します。
- ② 第2条(7)②により主契約の共済金額が減額された場合には、家族収入保障特約第14条【共済金額の減額等】(3)の規定にかかわらず、家族収入保障特約の共済金額は減額されません。

第15条【主契約に満期前払特約が付加された場合の特則】

主契約に満期前払特約が付加された場合であって、満期前払金が支払われた後に支払われることとなる生前給付金の額は、

第2条【生前給付金の支払】(1)の規定にかかわらず、同条(1)により算出される額から、組合の定める取扱いに基づき、満期前払金の額および満期前払金の請求日からその日を含めて生前給付金の請求日までの満期前払金の利息に相当する額を差し引いた額とします。

第16条【主契約に特別条件特約が付加されている場合の特則】

特別条件特約（注1）を付加した共済契約の場合で、削減期間内に生前給付金の支払請求があったときは、第2条【生前給付金の支払】(1)の規定にかかわらず、組合は、指定共済金額に請求日における特別条件特約に規定する所定の割合を乗じて得た額から、組合の定める取扱いに基づき、請求日以後6か月間の、その額に対応する利息および指定共済金額に対応する共済掛金を差し引いた額を支払います。ただし、災害または特定感染症（注2）によって削減期間内に生前給付金の支払請求があった場合を除きます。

（注1）共済金削減法によるものに限ります。

（注2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項、第4項の感染症または第7項第3号の感染症（同号の感染症にあっては、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症であって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）をいいます。

第17条【主契約に付加されている特約の規定の適用上の特則】

第2条【生前給付金の支払】(7)②により主契約の共済金額が減額された場合には、主契約に付加されている特約（注）については、各特約の共済金額の減額または解約にかかる規定にかかわらず、各特約の共済金額は減額されず、または解約されません。

（注）定期特約、更新型定期特約、遅減定期特約、生活保障特約および家族収入保障特約を除きます。

第18条【主契約に年金支払移行特約が付加されている場合の特則】

（記載省略）

第19条【主契約が終身共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

（記載省略）

第20条【主契約が定期生命共済契約（契約日が平成31年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

（記載省略）

第21条【主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

（記載省略）

第22条【主契約が一時払終身共済（平28.10）契約の場合の特則】

（記載省略）

第23条【主契約が転換契約の場合の特則】

この特約を転換契約に付加した場合には、指定共済金額の指定については、充当部分、払込部分の順に指定されたものとします。

特定損傷特約

第1条 [用語の説明]

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。
(五十音順)

用語	説明
関節脱臼	関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
顔面損傷状態	災害が治ゆした後に残存する原則として次のいずれかに該当する人目につく程度以上の身体的なき損状態であって、将来回復見込みのないものをいいます。 ア. 頭部における直径5cm以上のはんこん イ. 顔面における直径2cm以上のはんこん、3cm以上の線状こんまたは直径2cm以上の組織凹凸 ウ. 頸部における直径5cm以上のはんこん エ. 1眼の眼球の亡失
腱の断裂	腱が断裂した状態のうち、腱形成術（注）を要するものをいいます。ただし、疾病を原因とするものを除きます。 (注) 腱の移植術、移行術、交換術および縫合術を含みます。
骨折	骨組織の連絡が部分的あるいは完全に離断された状態をいい、脊椎の圧迫骨折を含みます。ただし、治療を目的として骨組織の連絡が離断された状態、変形治ゆおよび偽関節を除きます。
疾病	疾病および災害に該当しない傷害をいいます。
靭帯の断裂	靭帯が断裂した状態のうち、靭帯断裂縫合術（注）または靭帯断裂形成手術（注）を要するものをいいます。ただし、疾病を原因とするものを除きます。 (注) 関節鏡下によるものを含みます。
熱傷	熱により生体の組織が損傷され、次のいずれかに該当する状態をいいます。 ア. 深達性Ⅱ度熱傷 真皮層の深部まで障害された状態（注） イ. Ⅲ度熱傷 皮膚全層および皮下組織まで障害された状態（注） (注) 直径2cm未満のものを除きます。
半月板の断裂	半月板が断裂した状態のうち、半月板切除術（注）または半月板縫合術（注）を要するものをいいます。ただし、疾病を原因とするものを除きます。 (注) 関節鏡下によるものを含みます。

第2条 [特定損傷特約の付加]

(1) この特約は、次の表の場合に、共済契約者から申込みがあったときに、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始時および付加日は、その申込みの区分に応じて、同表のとおりとします。

申込みの区分	責任開始時	付加日
① 主契約の締結の際	主契約の責任開始時	主契約の責任開始時の属する日
② 主契約の共済掛金（注1）の払込みの際（注2）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日（注3）	主契約の共済掛金にかかる共済年度の初日

(注1) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、各共済年度の第1共済月度の共済掛金とします。

(注2) 復活の場合を除きます。

(注3) 申込みが契約応当日からその日を含めて共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間になされた場合には、その申込みの時とします。

(2) (1) 表中②の場合には、次のとおり取り扱います。

- ① この特約の共済掛金に相当する額とあわせて申し込むものとします。
- ② この特約を付加した場合には、組合は、共済証書に表示します。

(3) 次の場合には、この特約を付加することはできません。

- ① 主契約が払込免除契約である場合
- ② 主契約が払済契約である場合
- ③ 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、または消滅したものである場合
- ④ その他組合の定める取扱いに該当する場合

第3条 [共済金の支払]

(1) この特約により組合が支払う共済金については、次のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
① 特定損傷共済金	被共済者がこの特約の責任開始時（注）以後に生じた災害または疾病により共済期間内に医師による骨折の治療または柔道整復師法に規定する柔道整復師による骨折の施術を受けたこと	共済金額と同額	被共済者
	被共済者がこの特約の責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、共済期間内に医師による次のいずれかの治療を受けたこと ア. 関節脱臼 イ. 瞳の断裂 ウ. 鞘帯の断裂 エ. 半月板の断裂 オ. 熱傷		
	被共済者がこの特約の責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、共済期間内に柔道整復師法に規定する柔道整復師による関節脱臼の施術を受けたこと		
② 顔面損傷共済金	被共済者がこの特約の責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因とし、共済期間内に顔面損傷状態になったこと。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。 ア. 既にあった頭部、顔面または頸部における身体的なき損状態に、災害を直接の原因とする身体的なき損状態が新たに加わって顔面損傷状態になったこと イ. 既にあった顔面損傷状態に、災害を直接の原因とする頭部、顔面または頸部における身体的なき損状態が新たに加わって新たな顔面損傷状態になったこと	共済金額×10	

- (注) 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。(1)において同様とします。
- (2) 被共済者がこの特約の共済期間の満了後に顔面損傷状態になった場合で、次のいずれにも該当するときは、この特約の共済期間の満了日に顔面損傷状態になったものとみなして(1)の規定を適用します。
- ① この特約の共済期間の満了日において、被共済者の損傷の状態の回復の見込みがないことが明らかでないことにより、顔面損傷共済金の支払事由に該当しなかった場合
 - ② この特約の共済期間の満了後も引き続きその損傷の状態が継続している場合
 - ③ この特約の共済期間の満了後にその損傷の状態の回復の見込みがないことが明らかになった場合(注)
- (注) 災害を受けた日以後200日以内に明らかになった場合に限ります。
- (3) 共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡共済金受取人および満期共済金受取人であるときは、(1)の規定にかかるらず、その共済契約者を共済金受取人とします。
- (4) (1)および(3)の共済金受取人を変更することはできません。
- (5) 特定損傷共済金の支払は、主契約の共済期間を通じて10回を限度とします。
- (6) 次のいずれかに該当する特定損傷共済金の支払は、主契約の共済期間を通じて1回を限度とします。
- ① 同一の災害または疾病を直接の原因とするもの
 - ② 脊椎の圧迫骨折によるもの
- (7) 同一の災害を直接の原因とする顔面損傷共済金の支払は、主契約の共済期間を通じて1回を限度とします。
- (8) 契約日または契約応当日(注)からその日を含めて共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間に(1)表中①の治療または施術を受けた場合に、その契約日または契約応当日の属する払込期月中に払い込まれるべき共済掛金が払い込まれていないときは、組合は、その共済掛金が払い込まれるまで、その契約日または契約応当日からその日を含めて共済掛金の払込猶予期間の満了日までの間の(1)表中①の治療または施術については、特定損傷共済金を支払いません。
- (注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。(8)において同様とします。
- (9) この特約が付加されていた被転換契約が転換され、その時に、転換契約にこの特約が付加された場合は、転換前特約(注1)の責任開始時(注2)以後に生じた災害または疾病は、転換後特約(注3)の責任開始時以後に生じたものとみなします。この場合に、転換後特約の共済金額が転換前特約の共済金額を超えるときは、(1)表中「共済金額」とあるのは「転換前特約の共済金額」と読みかえます。
- (注1) 被転換契約に付加されていたこの特約をいいます。(9)において同様とします。
- (注2) 復活の場合は、最後の復活により転換前特約の責任が再開した時とします。
- (注3) 転換契約に付加されたこの特約をいいます。(9)において同様とします。
- (10) 組合は、共済金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、共済金の一部を削減します。

第4条【共済金を支払わない場合】

この特約により組合が支払事由に該当しても共済金を支払わない場合は、次のとおりとします。

共済金の種類	免責事由
特定損傷共済金または顔面損傷共済金	次のいずれかにより被共済者が医師による治療または柔道整復師法に規定する柔道整復師による施術を受け、もしくは顔面損傷状態になったこと ア. 被共済者の故意または重大な過失により生じた災害または疾病 イ. 被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害 ウ. 被共済者の犯罪行為により生じた災害または疾病 エ. 被共済者が法令に規定する運転資格を持たないで運転している間に生じた災害 オ. 被共済者が法令に規定する酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害 ハ. 共済契約者の故意または重大な過失により生じた災害または疾病

第5条 [共済金の支払請求]

- (1) 共済契約者または共済金受取人は、共済金の支払事由が生じたことを知った場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
 (2) 共済金受取人は、共済金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
 (3) 組合は、共済金の支払請求を受けた場合に必要と認めたときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めるることができます。

第6条 [支払時期および支払方法]

- (1) 組合は、共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	① 医師による骨折、関節脱臼、腱の断裂、靭帯の断裂、半月板の断裂もしくは熱傷の治療または顔面損傷状態に該当する事実の有無 ② 柔道整復師法に規定する柔道整復師による骨折または関節脱臼の施術に該当する事実の有無
共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
この特約の効力の有無の確認が必要な場合	この特約に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無

- (2) (1) の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数(注)を経過する日までに共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日 数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (3) 共済金は、次のいずれかのうち共済金受取人が選択した方法により支払います。
 ① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済金受取人が指定した口座に振り込む方法
 ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
 (4) (1) または(2) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の日数に含みません。

(注) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第7条 [共済期間]

共済期間は、この特約の付加日からその日を含めて被共済者が80歳に達する日の属する共済年度の末日(注)までの期間とします。

(注) 被共済者が80歳に達する日の属する共済年度の末日前に主契約の共済期間が満了する場合には、その満了日とします。

第8条 [共済掛金の払込み]

- (1) この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込んでください。

(2) 主契約が払込免除契約となった場合は、組合は、同時に、この特約の共済掛金の払込みを免除します。

第9条 [復活の申込み]

この特約の復活の申込みは、主契約（注）の復活の申込みと同時にしてください。

（注）転換契約である場合は、払込部分とします。

第10条 [共済金額の減額および増額]

- (1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済金額を減額することができます。
- (2) (1) により共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) (1) により共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第12条【無効、取消し、解約、解除、失効および消滅】(3) により解約されたものとみなします。
- (4) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出し、組合の承諾を得て、将来に向かって、共済金額を増額することができます。この場合には、第2条【特定損傷特約の付加】(1) 表中②の申込みの区分および責任開始時の規定を準用します。
- (5) 共済金額が(1)により減額または(4)により増額された場合には、組合は、共済証書に表示します。
- (6) (4) により共済金額が増額された場合に、増額の前に生じた災害または疾病を直接の原因として第3条【共済金の支払】により共済金を支払うときは、同条(1)表中「共済金額」とあるのは「増額前の共済金額」と読みかえます。
- (7) (4) による共済金額の増額については、第12条(1)、(2)および(7)ならびに普通約款の【年齢の計算】、【年齢および性別の誤りの取扱い】、【告知義務】、【告知義務違反による解除】および【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】の規定を準用します。

第11条 [共済契約者の異動]

普通約款の【共済契約者の変更】の規定により共済契約者が変更された場合は、この特約上的一切の権利義務も、同時に、変更後の共済契約者に承継されます。

第12条 [無効、取消し、解約、解除、失効および消滅]

- (1) この特約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は、この特約を取り消すことができます。
- (2) (1) によるこの特約の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (3) 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (4) (3) の解約をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (5) 次の場合には、この特約は、その事実が生じた時に、(3)により解約されたものとみなします。
 - ① この特約の共済掛金が主契約の共済掛金の払込みと同時に払い込まれなかった場合
 - ② この特約の復活の申込みが主契約（注）の復活の申込みと同時になされなかった場合
 - ③ 主契約が払込契約に変更された場合
- (注) 転換契約である場合は、払込部分とします。(6)において同様とします。
- (6) この特約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区 分	消滅する時
この特約の復活の申込みがあり、主契約のみが復活した場合	主契約が復活した時
被共済者が死亡した場合	被共済者が死亡した時

- (7) この特約の責任開始時（注）前に生じた疾病または傷害により主契約が払込免除契約となった場合は、第8条【共済掛金の払込み】(2)の規定にかかわらず、この特約は消滅します。
- (注) 復活の場合は、最後の復活によりこの特約の責任が再開した時とします。
- (8) 主契約が無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅した場合には、同時に、この特約も無効となり、または取り消され、解約され、解除され、失効し、もしくは消滅します。
- (9) 転換契約の払込部分が解約もしくは解除され、失効し、または消滅した場合には、同時に、この特約も解約もしくは解除され、失効し、または消滅します。

第13条 [返れい金]

この特約には、特約が解約もしくは解除され、または消滅した場合の返れい金はありません。

第14条 [普通約款の規定の準用]

- (1) 普通約款の【共済金等の不法取得目的による無効】、【詐欺または強迫による取消し】、【告知義務】、【告知義務違反による解除】、【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】、【重大事由による解除】および【時効】の規定は、この特約について、準用します。
- (2) (1) のほか、この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

第15条 [主契約が終身共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

（記載省略）

第16条 [主契約が子ども共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

（記載省略）

第17条 [主契約が定期生命共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

（記載省略）

第18条 [主契約が医療共済契約（契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

（記載省略）

第19条 [主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。）の場合の特則]

（記載省略）

特
約

特
定
損
傷
特
約

満期前払特約

第1条 [満期前払特約の付加]

- (1) この特約は、共済契約者から申出があった場合に、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができるものとします。
- (2) 次の場合には、この特約を付加することはできません。
- ① 契約日からその日を含めて共済期間の満了日までの年数が9年以下である場合
 - ② (1) の申出があった日からその日を含めて主契約の共済期間の満了日までの年数が、契約日からその日を含めて共済期間の満了日までの期間の区分に応じ、それぞれ次の表の年数を超える場合

契約日からその日を含めて共済期間の満了日までの期間の区分	年 数
10年から19年まで	5年
20年から38年まで	10年

- ③ 主契約が失効している場合
- ④ 主契約が払込免除契約である場合
- ⑤ 主契約が払済契約である場合
- ⑥ 普通約款の【共済掛金の自動振替貸付】または【共済証書貸付】の規定による貸付金の残高がある場合
- ⑦ 主契約が中途給付特則が付加された共済契約である場合
- ⑧ 主契約が転換契約である場合
- ⑨ 主契約に生前給付特約が付加されている場合で、生前給付金が支払われることとなったとき
- ⑩ その他組合の定める取扱いに該当する場合

第2条 [満期前払金の支払]

- (1) この特約により組合が支払う満期前払金については、次のとおりとします。

満期前払金の額	満期前払金受取人
指定金額（注1）から、組合の定める取扱いに基づき、満期前払金の請求日（注2）からその日を含めて共済期間の満了日までの間の指定金額に対応する利息を差し引いた額	共済契約者

- （注1）主契約の共済金額のうち満期前払金受取人が請求時に指定した金額をいいます。この特約において同様とします。
- （注2）次条（2）に規定する満期前払金の支払請求に必要な書類を添えて、組合に請求のあった日の属する共済月度の初日とします。この特約において同様とします。
- (2) 満期前払金受取人は、次のいずれにも該当するように、組合の定める取扱いに基づき、指定金額を指定してください。
- ① 指定金額が主契約の共済金額の80%に相当する額の範囲内であること
 - ② (1) による満期前払金の額が主契約の共済掛金積立金に相当する額を超えないこと
- (3) (1) の満期前払金受取人を変更することはできません。

第3条 [満期前払金の支払請求、支払時期および支払方法]

- (1) 満期前払金受取人は、この特約の付加と同時に、満期前払金の支払を請求してください。
- (2) 満期前払金受取人は、満期前払金の支払請求をする場合には、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 組合は、満期前払金を支払った場合は、共済証書に表示します。
- (4) 普通約款の【支払時期および支払方法】の規定は、この特約について、準用します。

第4条 [満期前払金が支払われた共済契約にかかる普通約款の規定の適用上の特則]

- (1) 満期前払金が支払われた共済契約については、普通約款の【共済金の支払】の規定にかかわらず、共済金の額は、次のとおりとします。

共済金の種類	共済金の額
死亡共済金	主契約の共済金額から、組合の定める取扱いに基づき、満期前払金の額および満期前払金の請求日からその日を含めて共済金の支払事由が発生した日までの満期前払金の利息に相当する額を差し引いた額
後遺障害共済金	
満期共済金	主契約の共済金額から指定金額を差し引いた額

- (2) 次の場合には、(1) の規定は適用しません。
- ① 満期前払金が支払われた共済契約が払済契約に変更された場合
 - ② 満期前払金が支払われた後に、生前給付特約により主契約の共済金額の一部が指定共済金額として指定され、生前給付金が支払われた場合
- (3) 満期前払金が支払われた共済契約には、普通約款の【共済金額の減額】、【共済期間の短縮】、【共済掛金の自動振替貸付】および【共済証書貸付】の規定は適用しません。

共済金年金支払特約

第1条 [用語の説明]

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。
(五十音順)

用語	説明
据置期間	この特約の責任開始時の属する日以後1年以上5年以内（注）で年金証書に記載された期間をいいます。 (注) 1年きざみとします。
年金受取人	共済金を年金原資にあてた主契約の共済金受取人であって、年金を受け取る者をいいます。
年金支払開始日	第1回の年金支払日をいいます。
年金支払日	第3条〔年金および年金額の種類〕の年金の種類に応じ、次の応当日をいいます。 ア. 確定年金の場合は、据置期間の満了日の翌日以後に到来する1年ごとのこの特約の責任開始時の属する日の応当日 イ. 保証期間付終身年金の場合は、年金受取人が年金支払開始年齢に達する日の翌日以後に到来する1年ごとのこの特約の責任開始時の属する日の応当日
未支払年金	年金支払日に支払われることとなる年金のうち、組合がまだ支払っていない年金（注）をいいます。 (注) 保証期間付終身年金の場合は、保証期間中に支払われることとなる年金に限ります。

第2条 [共済金年金支払特約の付加]

- (1) この特約は、次の場合に、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。この場合、この特約の付加日は、次の申出の日とします。
- ① 主契約の申込みの際、共済契約者からこの特約を付加する旨の申出があった場合
 - ② 主契約の共済金の支払事由が発生する前に、共済契約者からこの特約を付加する旨の申出があった場合
 - ③ 主契約の共済金が支払われこととなった場合に、その共済金の共済金受取人から(2)の通知と同時にこの特約の申出があったとき
- (2) 主契約の共済金受取人は、組合の定める取扱いに基づき、主契約の種類に応じ、次の表に規定する主契約の共済金ならびにその共済金と同時に支払われる特約の共済金（注1）、割りもどし金ならびに据え置かれた割りもどし金およびその利息ならびに普通約款〔共済掛金の払いもどし〕の規定により払いもどされる共済掛金（注2）の支払請求と同時に年金原資にあてる共済金の額、年金額の種類、年金の種類、確定年金の支払回数、据置期間、年金受取人の年齢、性別および年金支払開始年齢にかかる通知をしてください。

主契約の種類	共済金の種類
終身共済契約、定期生命共済契約	死亡共済金、後遺障害共済金
養老生命共済契約、こども共済契約	死亡共済金、後遺障害共済金、満期共済金
介護共済契約	介護共済金
生活障害共済契約	生活障害共済金
認知症共済契約	認知症共済金
引受緩和型終身共済契約	死亡共済金
一時払終身共済契約	死亡共済金
一時払終身共済（平28.10）契約	死亡共済金
一時払養老生命共済契約	死亡共済金、満期共済金
一時払介護共済契約	介護共済金、死亡給付金

(注1) 生活保障年金については、第2回以後の生活保障年金を一括払いする場合に限ります。

(注2) この特約において「共済金」といいます。

- (3) (2)により通知する年金原資にあてる共済金の額は、(2)における共済金の額の全部または一部とします。
(4) 次の場合には、この特約を付加することはできません。
- ① (1)③の場合に、主契約の共済金受取人が共済金の支払請求と同時に(2)の通知をしなかったとき
 - ② その他組合の定める取扱いに該当する場合

第3条 [年金および年金額の種類]

年金の種類は、確定年金または保証期間付終身年金とし、年金額の種類は、次のとおりとします。

年金額の種類	内 容
定額型	年金額を年金支払日ごとに一定の金額とするもの
定額増額型	年金額を第2回以後の年金支払日ごとにこの特約の責任開始当時における年金額の5%に相当する額を増額する金額とするもの

第4条 [年金の支払]

- (1) 確定年金においては、第2条 [共済金年金支払特約の付加] (2) により通知された支払回数によって、年金支払日に支払います。
- (2) 保証期間付終身年金においては、年金受取人が年金支払日に生存している場合に支払います。
- (3) 年金受取人を変更することはできません。

第5条 [年金の分割払い]

- (1) 年金受取人は、年金の額が30万円以上である場合には、組合の定める取扱いに基づき、年金を2回または4回に分割して受け取ることができます。この場合には、組合は、組合の定める利率で計算した利息をつけて支払います。
- (2) 組合は、年金受取人が死亡した場合に、(1) により分割して支払われる年金につき未払分があるときは、その未払分（注）を一括して年金受取人の法定相続人に支払います。
- (注) (1) の利息を含みます。

第6条 [年金の一括払い]

年金受取人は、保証期間付終身年金の場合には、年金の支払請求の際、組合の定める手続により、保証期間中の年金の支払に代えて、その支払請求時における未支払年金の一括払い（注）を請求することができます。この場合には、組合は、その未支払年金を組合の定める取扱いに基づき割り引いて支払います。

（注）この特約において「年金の一括払い」といいます。

第7条 [年金または年金受取人が死亡した場合の未支払年金の支払請求]

- (1) 年金受取人は、年金の支払事由が生じた場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 年金受取人は、年金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 年金受取人の相続人は、年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、未支払年金があることを知ったときは、遅滞なく、組合に通知してください。
- (4) 年金受取人の法定相続人は、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出して、未支払年金を請求してください。
- (5) 組合は、年金の一括払いをした場合は、年金証書に表示します。

第8条 [支払時期および支払方法]

- (1) 組合は、年金または未支払年金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後8日以内に年金または未支払年金を支払います。ただし、次に掲げる日は8日に含みません。
 - ① 日曜日および土曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③ 12月29日から翌月3日までの日
- (2) 組合は、(1) の規定にかかわらず、この特約の付加時から年金または未支払年金請求時までに組合に提出された書類だけではこれらの年金または未支払年金を支払うために必要な確認ができない場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が年金または未支払年金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、年金または未支払年金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
年金または未支払年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	生存または死亡に該当する事実の有無

- (3) (2) の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) および(2) の規定にかかわらず、組合は、年金または未支払年金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（注）を経過する日までに年金または未支払年金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を年金受取人または年金受取人の法定相続人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日 数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日

特別な照会または調査の内容	日 数
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (4) 年金または未支払年金は、次のいずれかのうち年金受取人または年金受取人の法定相続人が選択した方法により支払います。
 ① 組合または組合の指定する金融機関等にある年金受取人または年金受取人の法定相続人が指定した口座に振り込む方法
 ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- (5) (2) または(3) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、年金受取人または年金受取人の法定相続人が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間については、(2) または(3) の日数に含みません。

第9条 [共済金年金支払特約の責任開始]

- (1) この特約の責任開始時は、第2条 [共済金年金支払特約の付加] (2) の通知の時とします。
 (2) 次の場合には、この特約の責任は開始しません。
 ① 第2条(1) ①および②の場合で、主契約の共済金受取人が共済金の支払請求と同時に同条(2) の通知をしなかったとき
 ② その他組合の定める取扱いに該当する場合
 (3) 組合は、この特約の責任開始時に、共済金の全部または一部を、その時における共済掛金率および年金受取人の年齢により年金原資に充当します。
 (4) 組合は、この特約の責任開始時の属する日以後1か月以内に年金受取人に年金証書を交付します。

第10条 [年齢および性別の誤りの取扱い]

保証期間付終身年金の場合で、第2条 [共済金年金支払特約の付加] (2) により通知された年金受取人の年齢または性別に誤りがあったときは、組合は、年金受取人の真正な年齢または性別に基づいて年金額を訂正します。この場合に、その誤りが年金の支払開始後に発見されたときは、年金額の差額を支払うべき年金に加え、または支払うべき年金から差し引きます。

第11条 [共済契約者の異動]

普通約款の [共済契約者の変更] により共済契約者が変更された場合は、この特約上のすべての権利義務も、同時に、変更後の共済契約者に承継されます。

第12条 [年金受取人の通知義務]

- (1) 年金受取人は、住所を変更した場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
 (2) 年金受取人が(1)の通知を怠っていた場合には、組合が知った最終の住所にて組合が発した通知は、その住所に通常到達すべき日において、その年金受取人に到達したものとみなします。
 (3) 年金受取人の法定相続人は、年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合は、遅滞なく、組合に通知してください。

第13条 [解約または消滅等]

- (1) 共済契約者は、共済金の支払事由が発生する前に限り、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
 (2) 年金受取人は、この特約の責任開始時以後、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。ただし、保証期間付終身年金の場合で、年金支払開始日以後はこの特約を解約することはできません。
 (3) (1) または(2) の解約をする場合は、共済契約者または年金受取人は、別表 [請求書類] の必要書類を組合に提出してください。
 (4) この特約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区 分	消滅する時
① 主契約が消滅し、共済金が支払われない場合	主契約が消滅した時
② 第9条 [共済金年金支払特約の責任開始] (2) によりこの特約の責任が開始しなかった場合	この特約の責任が開始しないこととなった時
③ この特約の責任開始時以後に年金受取人が死亡した場合	年金受取人が死亡した時
④ 確定年金であって、最終の年金を支払った場合	最終の年金を支払った時

- (5) 組合は、この特約の責任開始時以後年金支払開始日前までの間にこの特約が解約され、または(4) 表中③により消滅した場合(注1)は、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金積立金に相当する金額(注2)を、解約の場合は年金受取人に、消滅の場合はその法定相続人に支払います。
 (注1) 年金支払開始日の前日までに年金受取人が死亡した場合に限ります。
 (注2) 組合の定める取扱いに基づき計算します。
- (6) 組合は、年金支払開始日以後にこの特約が解約され、または(4) 表中③により消滅した場合(注)は、その解約または消滅の日以後における未支払年金を一括して、解約の場合は年金受取人に、消滅の場合はその法定相続人に支払います。この場合には、組合は、その未支払年金を組合の定める取扱いに基づき割り引いて支払います。
 (注) 年金の一括払いをしている場合を除きます。

第14条 [共済金年金支払特約の責任開始時以後の割りもどし金の割りもどし]

- (1) 組合は、責任開始時以後のこの特約に対する割りもどし金を、組合の定める取扱いに基づき、年金受取人に割りもどします。
- (2) 組合は、(1)により年金支払開始日前に割りもどされる割りもどし金を、組合の定める利率で計算した利息をつけて据え置きます。
- (3) 組合は、(4)表中③に該当する場合を除き、(2)により据え置かれた割りもどし金（注）の全部を、組合の定める取扱いに基づき、年金支払開始日に年金額の増額のための年金原資にあてます。
- (注)(2)の利息を含みます。(4)において同様とします。
- (4) 組合は、年金支払開始日前に次の表の支払事由に該当することとなった場合には、組合の定める取扱いに基づき、その支払事由に該当する日（注1）まで据え置かれた割りもどし金の全部または一部（注2）を同表の受取人に支払います。

支払事由	受取人
① 責任開始時以後にこの特約が消滅したこと	年金受取人の法定相続人
② 責任開始時以後にこの特約が解約されたこと	年金受取人
③ 年金支払開始日までに、年金受取人から組合の定める手続により支払請求があったこと	年金受取人

(注1) 表中③に該当する場合は、年金支払開始日とします。

(注2) 一部の支払は、表中③に該当する場合に限り可能とします。

(5) 組合は、年金支払開始日後に割りもどされる割りもどし金を、組合の定める取扱いに基づき、年金額の増額のための年金原資にあてます。ただし、年金支払開始日までに年金受取人から、組合の定める手続により、その割りもどし金を年金額の増額のための年金原資にあてない旨の申出があった場合は、年金の支払と同時にその割りもどし金を支払います。

(6) (5)の場合に、増額されることとなる年金額の種類は、定額型とし、年金の種類は、主たる年金（注）の種類に応じ、それぞれ次のとおりとします。

主たる年金の種類	内 容
確定年金	主たる年金の最終の年金までの支払回数と支払回数を同一とする確定年金
保証期間付終身年金	(5)による増額が主たる年金の保証期間中になされた場合は主たる年金と保証期間の満了日を同一とする保証期間付終身年金とし、主たる年金の保証期間の満了後になされた場合は終身年金とします。

(注) 第2条 [共済金年金支払特約の付加] (2)により通知された年金をいいます。この条において同様とします。

(7) 組合は、年金の一括払いをする場合は、保証期間中に割りもどされた割りもどし金については、保証期間の満了後初めて到来する年金支払日まで組合の定める利率で計算した利息をつけて据え置いて、その年金支払日にかかる年金の支払と同時に支払います。

(8) (7)の場合に、年金受取人が保証期間中に死亡したときは、その死亡した日まで据え置かれた割りもどし金（注）を年金受取人の法定相続人に支払います。

(注)(7)の利息を含みます。

(9) (4)、(5)、(7)および(8)により支払われる割りもどし金については、第7条 [年金または年金受取人が死亡した場合の未支払年金の支払請求] および第8条 [支払時期および支払方法] (2)から(5)までの規定を準用します。

第15条 [普通約款の規定の準用]

この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款の規定を準用します。

第16条 [主契約が養老生命共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

主契約が養老生命共済契約（注1）の場合で、中途給付特則が付加されているときは、第2条 [共済金年金支払特約の付加] (2)の共済金は、中途給付特則の「中途給付金の支払」の規定により据え置かれている中途給付金で主契約の共済金受取人に支払われる中途給付金（注2）および主契約と同時に支払われる中途給付金を含むものとします。

(注1) 契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。

(注2) 利息を含みます。

第17条 [主契約がこども共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

（記載省略）

第18条 [主契約が定期生命共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

（記載省略）

第19条 [主契約が医療共済契約（契約日が令和3年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

（記載省略）

第20条 [主契約が医療共済契約（契約日が平成28年4月1日以後令和3年4月1日前のものに限ります。）の場合の特則]

（記載省略）

特別条件特約

第1条 [用語の説明]

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。
(五十音順)

用語	説明
削減期間	契約日以後1年、2年、3年、4年または5年のうちのいずれか組合の定めた削減期間をいいます。
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項もしくは第4項の感染症または同条第7項第3号の感染症（注）をいいます。 (注) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症であって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。

第2条 [特別条件]

(1) この特約により共済契約に付す条件は、次のうち1または2以上とします。

- ① 特別共済掛金法
組合の定める取扱いに基づき、通常の共済掛金のほかに特別共済掛金を加えた額を共済掛金とする方法

- ② 共済金削減法
削減期間内に被共済者が死亡し、または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態になった場合（注1）に支払う共済金の額を削減期間およびその共済金の支払事由の発生した共済年度に応じ、共済金額に次の表の割合を乗じて得た額とする方法

（単位：%）

削減期間\共済年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
5年	15	30	45	60	80
4年	20	40	60	80	
3年	25	50	75		
2年	30	60			
1年	50				

- ③ 特定視力障害不担保法

被共済者が眼球または眼球付属器に生じた疾病（注2）により第1級から第4級までの後遺障害の状態（注3）、重度要介護状態または疾病重度障害状態（注4）になった場合は、共済金の支払および共済掛金の払込免除を行わないものとする方法

（注1）傷害または特定感染症を原因とする場合を除きます。

（注2）特定感染症を除きます。（1）において同様とします。

（注3）眼球または眼球付属器に生じた疾病による障害の状態に、疾病または傷害による後遺障害の状態が新たに加わって第1級後遺障害の状態に該当することとなる場合、眼球または眼球付属器に生じた疾病による障害の状態に、災害による後遺障害の状態が新たに加わって第2級から第4級までの後遺障害の状態に該当することとなる場合ならびに眼球または眼球付属器に生じた疾病による第2級または第3級の後遺障害の状態および身体の他部位に生じた第2級または第3級の後遺障害の状態に該当したことにより、第1級後遺障害の状態に該当したものとみなす場合を含みます。

（注4）眼球または眼球付属器に生じた疾病による障害の状態に、疾病または傷害による後遺障害の状態が新たに加わって疾病重度障害状態に該当することとなる場合を含みます。

（2）共済契約に定期特約、更新型定期特約、遞減定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約が付加されている場合には、（1）の共済掛金、共済金および共済金額にはその定期特約、更新型定期特約、遞減定期特約、生活保障特約または家族収入保障特約の共済掛金、共済金および共済金額を含むものとします。

第3条 [共済期間の短縮の制限]

この特約（注1）を付加した共済契約（注2）は、共済期間を5年に短縮することができません。

（注1）共済金削減法によるものに限ります。

（注2）削減期間を経過した共済契約を除きます。

第4条 [特別条件特約の解約の禁止]

共済契約者は、この特約のみを解約することはできません。

指定代理請求特約

第1条 [用語の説明]

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。
(五十音順)

用語	説明
共済金等	第3条【特約の対象となる共済金等】により対象となる共済金、給付金もしくは年金または共済掛金の払込免除をいいます。
指定代理請求人	第4条【指定代理請求人の指定および変更】(1)により指定された者をいいます。

第2条 [指定代理請求特約の付加]

この特約は、被共済者の同意を得て、共済契約者から申出があった場合に、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。

第3条 [特約の対象となる共済金等]

この特約が付加されている主契約(注1)および主契約に付加されている特約において、次に規定するものをこの特約による代理請求の対象とします。

- ① 被共済者が受け取ることとなる、または被共済者と共に共済金、給付金もしくは年金の受取人が同一である場合はその受取人として受け取ることとなる共済金、給付金または年金(注2)。ただし、据え置かれたものを除きます。
 - ② 被共済者と共に共済契約者が同一である場合の共済掛金の払込免除(注3)
- (注1) 特則を含みます。
- (注2) 被共済者が受け取ることとなる、または被共済者と共に共済金、給付金または年金の受取人が同一である場合はその受取人として受け取ることとなる共済金、給付金もしくは年金の支払または共済期間の満了と同時に支払われる共済金に準じる給付を含みます。
- (注3) 共済契約が共済掛金の払込免除となる場合に支払われる共済金に準じる給付を含みます。

第4条 [指定代理請求人の指定および変更]

(1) 共済契約者は、被共済者の同意および組合の承諾を得て、次の者のうちから、共済金等の受取人(注)の代理人として前条の共済金等を請求する者を1人指定してください。

- ① 次の範囲の者
 - ア. 被共済者の戸籍上の配偶者
 - イ. 被共済者の直系血族
 - ウ. 被共済者の兄弟姉妹
 - エ. 被共済者の3親等内の親族

- ② 次の範囲の者。ただし、共済金等の受取人のために共済金等を請求すべき適当な関係があると組合が認めた者に限ります。
 - ア. 被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている者
 - イ. 被共済者の財産管理を行っている者

(注) 共済掛金の払込免除の場合は共済契約者とします。この特約において同様とします。

(2) 共済契約者は、被共済者の同意および組合の承諾を得て、(1)に規定する範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。

第5条 [指定代理請求人による代理請求]

(1) 共済金等の支払事由が発生した場合で、共済金等の受取人がその共済金等を請求できない特別な事情があるときは、請求時において前条(1)に該当している指定代理請求人が、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を組合に提出して、共済金等の受取人の代理人としてその共済金等の支払を請求することができます。ただし、故意に共済金等の支払事由を生じさせた者または故意に共済金等の受取人を請求できない特別な事情に該当させた者を除きます。

(2) 組合が、(1)により共済金等を指定代理請求人に既に支払っている場合は、重複してその共済金等の請求を受けても、組合はこれを支払いません。

第6条 [指定代理請求特約の解約の禁止]

共済契約者は、この特約のみを解約することはできません。

第7条 [指定代理請求特約を付加した場合の普通約款、特則および主契約に付加されている特約の共済金の代理請求の取扱い]

(1) この特約を主契約に付加した場合には、共済金等の代理請求については、この特約の規定により取り扱います。この場合、普通約款、特則および主契約に付加されている特約の規定による共済金の代理請求は取り扱いません。

(2) (1)の規定にかかわらず、共済金等の支払事由が発生した場合で、第4条【指定代理請求人の指定および変更】(1)の指定代理請求人がいないときには、普通約款、特則または主契約に付加されている特約の規定による共済金の代理請求(注)を取り扱います。

(注) 第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態に該当したこと、公的介護保険制度による要介護認定を受け要介護2以上

に該当していると認定されたこと、身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級、3級もしくは4級の障害に該当し、身体障害者福祉法に基づき障害の級別が1級、2級、3級もしくは4級である身体障害者手帳が交付されたこと、器質性認知症と診断確定され、かつ、公的介護保険制度による要介護認定を受け要介護1以上に該当していると認定されたことまたは軽度認知障害もしくは器質性認知症と診断確定されたことにより支払われることとなる共済金および生活障害年金の代理請求に限ります。

第8条 [普通約款、特則および主契約に付加されている特約の規定の準用]

- (1) この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款、特則および主契約に付加されている特約の規定を準用します。
- (2) この特約が付加されている主契約については、普通約款の【告知義務違反による解除】の規定により共済契約を解除する場合に、正当な理由によって共済契約者、被共済者または共済金受取人のいずれにもその旨を通知できないときは、指定代理請求人に通知します。

第9条 [主契約が子ども共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則]

(記載省略)

特
約

指
定
代
理
請
求
特
約

〔別 表〕

別表 [請求書類]

(1) 共済金等にかかる請求書類

請求の種類	必要書類
死亡共済金または後遺障害共済金の支払請求（特約死亡共済金、災害死亡共済金、特約後遺障害共済金、災害後遺障害共済金、第1回生活保障年金および災害給付金を含みます。）	<p>ア. 死亡共済金受取人または被共済者による請求の場合 (ア) 共済金支払請求書 (イ) 共済証書（更新後の更新型定期特約については、共済証書および更新証） (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 死亡した場合は組合の指定した書式による医師の死亡証明書または検視調書に記載した事項の証明書、後遺障害の状態または重度要介護状態になった場合は組合の指定した書式による医師または歯科医師の診断書 (オ) 死亡した場合は死亡共済金受取人、後遺障害の状態または重度要介護状態になった場合は被共済者の印鑑証明書</p> <p>イ. 被共済者の代理人による代理請求の場合 (ア) 共済金支払請求書 (イ) 共済証書（更新後の更新型定期特約については、共済証書および更新証） (ウ) 被共済者および代理人の戸籍謄本 (エ) 組合の指定した書式による医師の診断書 (オ) 代理人の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 (カ) 代理人の印鑑証明書 (キ) 被共済者または代理人の健康保険被保険者証の写し</p>
満期共済金の支払請求	(ア) 共済金支払請求書 (イ) 共済証書 (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 満期共済金受取人の印鑑証明書
共済掛金の払込免除請求	(ア) 共済掛金払込免除請求書 (イ) 共済証書 (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 組合の指定した書式による医師または歯科医師の診断書
中途給付金の支払請求	(ア) 中途給付金支払請求書 (イ) 共済証書 (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 共済契約者の印鑑証明書
第2回以後の生活保障年金の支払請求	<p>ア. 生活保障年金受取人による請求の場合 (ア) 年金支払請求書 (イ) 生活保障年金証書 (ウ) 生活保障年金受取人の印鑑証明書</p> <p>イ. 被共済者の代理人による代理請求の場合 (ア) 年金支払請求書 (イ) 生活保障年金証書 (ウ) 被共済者および代理人の戸籍謄本 (エ) 代理人の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 (カ) 代理人の印鑑証明書 (キ) 被共済者または代理人の健康保険被保険者証の写し</p>
生存給付金の支払請求	(ア) 共済金支払請求書 (イ) 共済証書 (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 共済契約者の印鑑証明書
生前給付金の支払請求	(ア) 共済金支払請求書 (イ) 共済証書 (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 組合の指定した書式による医師の診断書 (オ) 被共済者の印鑑証明書
特定損傷共済金または顔面損傷共済金の支払請求	(ア) 共済金支払請求書 (イ) 共済証書 (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 組合の指定した書式による医師の診断書または柔道整復師の証明書 (オ) 被共済者の印鑑証明書

請求の種類	必要書類
満期前払金の支払請求	(ア) 満期前払金支払請求書 (イ) 共済証書 (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 共済契約者の印鑑証明書
共済金年金支払特約の年金の支払請求	(ア) 年金支払請求書 (イ) 年金証書 (ウ) 年金受取人の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 年金受取人の印鑑証明書
共済金年金支払特約の年金受取人が死亡した場合の未支払年金の支払請求	(ア) 年金支払請求書 (イ) 年金証書 (ウ) 年金受取人の戸籍抄本 (エ) 年金受取人の法定相続人の印鑑証明書
指定代理請求特約による共済金等の代理請求	(ア) 共済金等の請求書類 (イ) 被共済者および指定代理請求人の戸籍謄本 (ウ) 指定代理請求人の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 (エ) 指定代理請求人の印鑑証明書 (オ) 被共済者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (カ) 指定代理請求人が被共済者の財産管理を行っている者である場合は、契約書および財産管理状況の報告書の写し等その事実を証明する組合が認めた書類

(2) その他の請求書類

項目	必要書類
共済契約の復活	(ア) 組合所定の申込書 (イ) 共済証書
共済金額の減額	(ア) 組合所定の申込書
共済期間の短縮	(イ) 共済契約者の印鑑証明書（特約の共済金額の増額の場合は必要ありません。） (ウ) 共済証書
払済契約への変更	
共済掛金の払込方法の変更	
解約	
共済証書貸付	
割りもどし金の請求	
特約の共済金額の増額	
共済契約者の変更	(ア) 組合所定の通知書 (イ) 共済契約者の印鑑証明書
共済金受取人の変更	(ウ) 共済証書
遺言による共済金受取人の変更	(ア) 組合所定の通知書 (イ) 共済契約者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (ウ) 法律上有効な遺言書の写し (エ) 共済契約者の相続人であることを証明する書類 (オ) 共済契約者の相続人の印鑑証明書 (カ) 共済証書
共済金受取人による共済契約の存続	(ア) 組合所定の通知書 (イ) 共済契約の存続を通知する共済金受取人が共済契約者の親族または被共済者の親族であることを証明する書類（共済契約の存続を通知する共済金受取人が被共済者である場合は必要ありません。） (ウ) 共済契約の存続を通知する共済金受取人の印鑑証明書 (エ) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証明する書類
組合の変更または追加	(ア) 組合所定の通知書 (イ) 共済証書

(3) 請求書類にかかる注意事項

注意事項
<p>① 共済契約者が法人で、その共済契約者が死亡共済金受取人および満期共済金受取人である場合には、被共済者の印鑑証明書にかえて、共済契約者の印鑑証明書を必要書類とします。</p> <p>② 組合は、これらの書類のほか特に必要と認める書類の提出を求めることがあります。</p> <p>③ 共済契約者および死亡共済金受取人が官公署、会社、工場、組合等の団体および個人事業主で、かつ、被共済者がその共済契約者から給与等の支払を受ける者である共済契約の場合で、その共済契約者が共済金の全部または相当部分を遺族補償規程等に基づく給付として被共済者または遺族補償を受ける者（③において「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡共済金または後遺障害共済金の支払請求の際、これらの書類のほか、次のア．またはイ．のいずれかおよびウ．の書類を提出してください。</p> <p>ア．被共済者または受給者が共済金の支払請求の内容について了知していることが確認できる書類（受給者が2人以上である場合は、そのうち1人からの提出で足りるものとします。）</p> <p>イ．被共済者または受給者に給付したことを証明する書類</p> <p>ウ．被共済者または受給者について本人であることを確認した書類</p> <p>④ 組合所定の請求書、申込書または通知書以外の書類については、組合が認めた場合は、提出する必要はありません。</p> <p>⑤ 主契約による共済金の支払請求と同時に特約による共済金の支払請求をする場合に重複する書類があるときは、その重複する書類については、主契約による共済金の支払請求にかかる書類の提出をもってかえることができます。</p> <p>⑥ 必要書類の提出については、組合が認めた場合には、組合の使用にかかる電子計算機の使用をもって書類の提出にかえることができます。</p>

別表 [後遺障害等級表]

等級	後遺障害の状態	支払割合
第1級	1. 両眼の視力が0.02以下になったもの 2. 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 3. そしゃくの機能を廃したもの 4. 言語の機能を廃したもの 5. 両上肢の用を全廃したもの 6. 両手の手指の全部を失ったもの 7. 両下肢を足関節以上で失ったもの 8. 両下肢の用を全廃したもの 9. 精神に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの 10. 神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの 11. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの	100%
第2級	12. 両眼の視力が0.06以下になったもの 13. 両耳の聴力を全く失ったもの 14. そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの 15. 1上肢を腕関節以上で失ったもの 16. 両手の手指の全部の用を廃したもの 17. 1下肢を足関節以上で失ったもの 18. 両足をリストラン関節以上で失ったもの	80%
第3級	19. 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 20. 1上肢の用を全廃したもの 21. 1下肢の用を全廃したもの 22. 両足の足指の全部を失ったもの 23. 精神に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 24. 神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 25. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの	70%
第4級	26. 両眼の視力が0.1以下になったもの 27. 1眼の視力が0.02以下になったもの 28. 両耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの 29. そしゃくの機能に著しい障害を残すもの 30. 言語の機能に著しい障害を残すもの 31. セキ柱に著しい奇形を残すもの 32. セキ柱に著しい運動障害を残すもの 33. 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 34. 1手の母指および示指を含み4の手指を失ったもの 35. 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	60%
第5級	36. 両耳の聴力が40cm以上では普通の話声を解することができないもの 37. 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 38. 1手の母指および示指を失ったもの 39. 1手の母指を含み3以上の手指を失ったもの 40. 1手の示指を含み3以上の手指を失ったもの 41. 1手の母指および示指を含み3の手指の用を廃したもの 42. 1手の4の手指の用を廃したもの 43. 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 44. 1足をリストラン関節以上で失ったもの 45. 両足の足指の全部の用を廃したもの 46. 精神に障害を残し、労働能力が一般平均人以下に明らかに低下しており、単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 47. 神経系統の機能に障害を残し、労働能力が一般平均人以下に明らかに低下しており、単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 48. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労働能力が一般平均人以下に明らかに低下しており、単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 49. 両側のこう丸を失ったもの 50. 外ぼうに特に著しい醜状を残すもの	50%

別表

請求書類 / 後遺障害等級表

等級	後遺障害の状態	支払割合
第6級	<p>51. せき柱に運動障害を残すもの 52. 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したるもの 53. 1上肢の3大関節中の3関節の機能に著しい障害を残すもの 54. 1上肢に仮関節を残すもの 55. 1手の母指を含み2の手指を失ったもの 56. 1手の母指および示指の用を廃したもの 57. 1手の母指を含み3の手指の用を廃したもの 58. 1手の示指を含み3の手指の用を廃したもの 59. 1下肢を5cm以上短縮したもの 60. 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 61. 1下肢の3大関節中の3関節の機能に著しい障害を残すもの 62. 1下肢に仮関節を残すもの 63. 1足の足指の全部を失ったもの 64. ひ臓を失ったもの 65. 1側のじん臓を失ったもの</p>	40%
第7級	<p>66. 両眼の視力が0.6以下になったもの 67. 1眼の視力が0.06以下になったもの 68. 両眼に半盲症を残すもの 69. 両眼に視野狭さくを残すもの 70. 両眼に視野変状を残すもの 71. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 72. 1耳の聴力を全く失ったもの 73. 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができないもの 74. 鼻を欠損したもの 75. 鼻の機能に著しい障害を残すもの 76. そしゃくおよび言語の機能に障害を残すもの 77. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を残すもの 78. 1手の母指を失ったもの 79. 1手の示指を失ったもの 80. 1手の母指および示指以外の3の手指を失ったもの 81. 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの 82. 1手の示指を含み2の手指の用を廃したもの 83. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を残すもの 84. 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 85. 1足の足指の全部の用を廃したもの 86. 精神に障害を残し、一般的労働能力は残存しているが、つくことのできる職種の範囲が相当な程度に制限されるもの 87. 神経系統の機能に障害を残し、一般的労働能力は残存しているが、つくことのできる職種の範囲が相当な程度に制限されるもの 88. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、一般的労働能力は残存しているが、つくことのできる職種の範囲が相当な程度に制限されるもの 89. 生殖器に著しい障害を残すもの 90. 外ぼうに著しい醜状を残すもの</p>	30%
第8級	<p>91. 1眼の視力が0.1以下になったもの 92. 1耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの 93. そしゃくの機能に障害を残すもの 94. 言語の機能に障害を残すもの 95. 14歯以上に対し、歯科補てつを加えたもの 96. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 97. 1手の母指および示指以外の2の手指を失ったもの 98. 1手の母指の用を廃したもの 99. 1手の母指および示指以外の3の手指の用を廃したもの 100. 1下肢を3cm以上短縮したもの 101. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 102. 1足の第1の足指を失ったもの 103. 1足の第1の足指以外の4の足指を失ったもの</p>	20%

等級	後遺障害の状態	支払割合
第9級	104. 両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの 105. 両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの 106. 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 107. 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 108. 1耳の聴力が40cm以上では普通の話声を解することができないもの 109. せき柱に奇形を残すもの 110. 1手の母指および示指以外の1の手指を失ったもの 111. 1手の示指の用を廃したもの 112. 1手の母指および示指以外の2の手指の用を廃したもの 113. 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 114. 味覚を全く失ったもの 115. 局部に頑固な神経症状を残すもの 116. 胸腹部臓器に障害を残すもの 117. 外ぼうに醜状を残すもの	10%
第10級	118. 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの 119. 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 120. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 121. 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 122. 1手の示指の指骨の一部を失ったもの 123. 1手の母指および示指以外の1の手指の用を廃したもの 124. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 125. 1足の第2の足指以下の1の足指を失ったもの 126. 1足の第1の足指の用を廃したもの 127. 1足の第1の足指以外の2の足指の用を廃したもの 128. 長管骨に奇形を残すもの	5%

適用上の注意事項

- (1) 「労務」には、就学や家事その他日常生活に関する行為も含みます。
- (2) 「労働能力」とは、「労務」を遂行する能力をいいます。
- (3) 「終身にわたり全く労務につくことができないもの」、「極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの」、「単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの」および「つくことのできる職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」における制限の程度は、日常生活動作の制限の程度、四肢の麻ひの程度、高次脳機能障害の程度等の精神または身体の状況により判定されます。
- (4) 傷害または疾病が治ゆする前であっても、その障害の状態が第1級の状態に該当し、将来回復見込みのないものは、後遺障害の状態とみなす場合があります。この場合には、第1級9.、10. および11. 中「労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの」とあるのは「終身常時介護を要するもの」と読みかえます。
- (5) 第2級または第3級の後遺障害の状態の2以上に該当した場合（注）は、第1級後遺障害の状態に該当したものとみなします。
- （注）身体の同一部位に生じたものである場合を除きます。
- (6) 同一の事故によって2以上の後遺障害の状態に該当した場合の災害給付特約の共済金の支払割合は、次のとおりとします。
- ① それらの後遺障害の状態が身体の同一部位に生じたものである場合は、それらのうち最も上位の等級の後遺障害の状態に対応する支払割合とします。
 - ② それらの後遺障害の状態が身体の他部位に生じたものである場合は、それぞれの後遺障害の状態ごとの支払割合とします。ただし、次の表の区分に該当する場合は、同表の支払割合とします。

区分	支払割合
ア. 別表に1の後遺障害の状態として規定されている場合	その1の後遺障害の状態に対応する支払割合
イ. 器質障害であって、外ぼうの醜状障害にも該当する場合	いずれか高い障害の支払割合
ウ. 精神・神経障害とそれに関連のあるその他の部位の機能障害が併存する場合	精神・神経障害に対応する支払割合
エ. 胸腹部臓器障害とそれに関連のあるその他の部位の機能障害が併存する場合（注）	胸腹部臓器障害に対応する支払割合

（注）表中ウ. に該当する場合を除きます。

- (7) 既に後遺障害の状態にある身体の部位と同一部位に後遺障害の状態が加重して生じた場合の災害給付特約の共済金の支払割合は、既に生じていた後遺障害の状態が次のいずれかに該当するときは、それに対応する支払割合を新たな後遺障害の状態に対応する支払割合から差し引いて得た支払割合とします。
- ① 災害給付特約の共済金が支払われたものまたは支払われることとなったもの
 - ② 災害給付特約において、その特約の責任開始時（注）前にその原因が発生していたため共済金が支払われないもの
 - ③ 疾病を原因とした後遺障害の状態もしくは災害に該当しない傷害を原因とした後遺障害の状態のため、または災害を原因としたものであっても災害を受けた日以後200日経過後に後遺障害の状態となつたため災害給付特約の共済金が支払われないもの

④ ②および③に掲げるもののほか、被共済者または共済契約者の故意または重大な過失等により生じたものであって、この共済約款の規定により災害給付特約の共済金が支払われないもの

(注) 復活の場合は、復活により災害給付特約の責任が再開した時を含みます。

(8) (5) から(7)まででいう身体の部位は、眼、耳、鼻、そしゃく・言語、外ぼう、精神・神経、胸腹部臓器、せき柱、上肢(注1)および下肢(注2)とし、両眼および両耳についてはそれぞれ同一部位とし、上肢および下肢については左右はそれぞれ他部位とします。

(注1) 手指を含みます。

(注2) 足指を含みます。

(9) 備考

① 眼の障害

ア. 視力の測定は、万国式試視力表により、矯正視力について測定します。

イ. 「失明」とは、明暗だけがようやく区別できるもの以下のものをいいます。

ウ. 「両眼の視野障害(注)」とは、両眼の視野がそれぞれ正常な人の視野の60%以下のものをいいます。

エ. 「眼球の著しい調節機能障害」とは、1眼の眼球の調節力が正常な人の1/2以下のものをいいます。

オ. 「眼球の著しい運動障害」とは、1眼の眼球の動く範囲が正常な人の動く範囲の1/2以下のものをいいます。

カ. 「まぶたの著しい欠損」とは、まぶたの欠損のために、まぶたを閉じた場合に角膜が見える程度のものをいいます。

キ. 「まぶたの著しい運動障害」とは、まぶたの運動障害のために、次のいずれかに該当するものをいいます。

(ア) まぶたを開けた場合に瞳が見えないもの

(イ) まぶたを閉じた場合に角膜が見える程度のもの

(注) 半盲症、視野狭さくおよび視野変状をいいます。

② 耳の障害

ア. 聴力の測定は、オーディオメーターにより測定します。

イ. 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが90db以上のものをいいます。

ウ. 「聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの」とは、聴力レベルが80db以上90db未満のものをいいます。

エ. 「聴力が40cm以上では普通の話声を解することができないもの」とは、聴力レベルが70db以上80db未満のものをいいます。

オ. 「聴力が1m以上では小声を解することができないもの」とは、聴力レベルが40db以上70db未満のものをいいます。

③ 鼻の障害

ア. 「鼻を欠損したもの」とは、鼻軟骨の1/2以上を欠損したものをいいます。

イ. 「鼻の機能の著しい障害」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

(ア) 鼻呼吸が困難なもの

(イ) 臭が全くわからないもの

④ そしゃく(注1)・言語の障害

ア. 「そしゃくの機能を廃したもの」とは、流動食以外は摂取できないものをいいます。

イ. 「そしゃくの機能の著しい障害」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外は摂取できない程度のものをいいます。

ウ. 「そしゃくの機能の障害」とは、固形食を摂取するのに制限を受けるものをいいます。

エ. 「言語の機能を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

(ア) 語音構成機能の障害により4種の語音(注2)のうち、3種以上の発音ができないもの

(イ) 声帯の全部の摘出により発音ができないもの

(ウ) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が全くできないもの

オ. 「言語の機能の著しい障害」とは、語音構成機能の障害により4種の語音のうち、2種の発音ができないものをいいます。

カ. 「言語の機能の障害」とは、語音構成機能の障害により4種の語音のうち、1種の発音ができないものをいいます。

(注1) えん下を含みます。

(注2) 口唇音、歯舌音、口がい音およびこう頭音をいいます。④において同様とします。

⑤ 外ぼうの醜状障害

ア. 「外ぼう特に著しい醜状」とは、原則として顔面の1/3以上にはんこんを残し、他人の注目を特に強く引く程度以上のものをいいます。

イ. 「外ぼうの著しい醜状」とは、原則として次のいずれかに該当するもので、他人の注目を引く程度以上のものをいいます。

(ア) 頭部にあっては、直径10cm以上のはんこん

(イ) 顔面にあっては、直径5cm以上のはんこん、5cm以上の線状こんまたは直径2cm以上の組織凹凸

(ウ) 頸部にあっては、直径10cm以上のはんこん

エ. 「外ぼうの醜状」とは、原則として次のいずれかに該当するもので、人目につく程度以上のものをいいます。

(ア) 頭部にあっては、直径5cm以上のはんこん

(イ) 顔面にあっては、直径2cm以上のはんこんまたは3cm以上の線状こん

(ウ) 頸部にあっては、直径5cm以上のはんこん

⑥ 精神・神経の障害

ア. 「局部の頑固な神経症状」とは、労働には差し支えないが、精神または神経系統の機能障害を残すものをいいます。

イ. 「味覚を全く失ったもの」とは、テスト・ペーパーおよび諸種薬物による検査結果がすべて無反応となったものをいいます。

⑦ せき柱の障害

ア. 「せき柱の著しい奇形」とは、通常の衣服を着用しても明らかにせき柱の変形がわかる程度以上のものをいいます。

イ. 「せき柱の奇形」とは、裸体となった場合またはレントゲン写真によって、明らかにせき柱の変形または転位等がわかる程度以上のものをいいます。

ウ. 「せき柱の著しい運動障害」とは、せき柱の運動範囲が生理的運動範囲の1/2以下のものをいいます。

エ. 「せき柱の運動障害」とは、せき柱の運動範囲が生理的運動範囲の2/3以下のものをいいます。

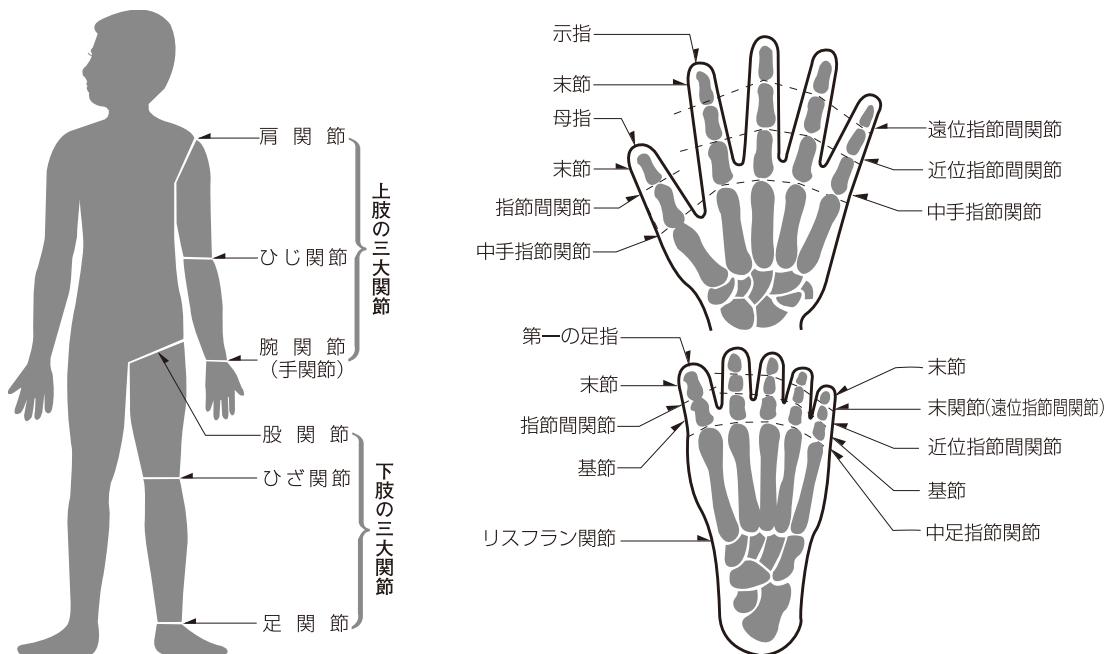
⑧ 上肢・手指の障害

ア. 「上肢の用を全廢したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

(ア) 上肢に完全麻痺を残すもの

- (イ) 上肢の3大関節（注1）に完全強直またはそれに近い状態を残すもの
イ. 「上肢の関節の用を廃したもの」とは、上肢の関節に完全強直またはそれに近い状態を残すものをいいます。
ウ. 「上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
(ア) 上腕骨に仮関節を残したもの
(イ) とう骨および尺骨に仮関節を残したもの
エ. 「上肢に仮関節を残すもの」とは、とう骨または尺骨に仮関節を残したものをいいます。
オ. 「上肢の関節の機能の著しい障害」とは、関節の運動範囲が生理的運動範囲の1／2以下のものをいいます。
カ. 「上肢の関節の機能の障害」とは、関節の運動範囲が生理的運動範囲の3／4以下のものをいいます。
キ. 「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
ク. 「手指の用を廃したるもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
(ア) 手指の末節の1／2以上を失ったもの
(イ) 手指の中手指節関節または近位指節間関節（注2）の運動範囲が生理的運動範囲の1／2以下のもの
ケ. 「長管骨に奇形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
(ア) 上腕骨について、裸体になった場合、明らかに変形がわかる程度以上のもの
(イ) 前腕骨について、裸体になった場合、明らかにとう骨および尺骨の変形がわかる程度以上のもの
(注1) 肩関節、ひじ関節および腕関節をいいます。
(注2) 母指にあっては指節間関節とします。
- ⑨ 下肢・足指の障害
ア. 「下肢の用を全廃したもの」、「下肢の関節の用を廃したもの」、「下肢の関節の機能の著しい障害」および「下肢の関節の機能の障害」の解釈は、⑧に準じます。この場合、下肢の3大関節とは、股関節、ひざ関節および足関節をいいます。
イ. 「下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
(ア) 大腿骨に仮関節を残したもの
(イ) けい骨およびひ骨に仮関節を残したもの
ウ. 「下肢に仮関節を残すもの」とは、けい骨またはひ骨に仮関節を残したものをいいます。
エ. 「足指を失ったもの」とは、足指の基節の1／2以上を失ったものをいいます。
オ. 「足指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
(ア) 第1の足指にあっては末節の1／2以上、その他の足指にあっては末関節以上を失ったもの
(イ) 中足指節関節または近位指節間関節（注）の運動範囲が生理的運動範囲の1／2以下のもの
カ. 「長管骨に奇形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
(ア) 大腿骨について、裸体になった場合、明らかに変形がわかる程度以上のもの
(イ) 下腿骨について、裸体になった場合、明らかにけい骨の変形がわかる程度以上のもの
(注) 第1の足指にあっては指節間関節とします。

関節などの説明図



別表【重度要介護状態】

次のいずれかの状態をいいます。

重度要介護状態
(1) 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が、次の①に該当し、かつ、②から⑤までのいずれか2以上に該当して他人の介護を要する状態 ① ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと ② 衣服の着脱が自分ではできないこと ③ 入浴が自分ではできないこと ④ 食器類または食物を選定し、または工夫しても、目の前に用意された食物を自分では摂取できないこと ⑤ 小便の排せつ後のふきとりおよび始末が自分ではできないこと
(2) 認知症となり、意識障害によらないで次のいずれかに該当して他人の介護を要する状態 ① 時間の見当識障害があること ② 場所の見当識障害があること ③ 人物の見当識障害があること

備考

- (1) 「認知症」とは、正常に成熟した脳が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下した器質精神病（注）の状態をいいます。
(注) アルコール精神病および薬物精神病を除きます。
- (2) 「見当識障害」とは、次のとおりとします。

区分	内容
時間の見当識障害	季節または朝、昼もしくは夜のいずれかの認識が常時できること
場所の見当識障害	今自分が住んでいる場所または今居る場所の認識が常時できること
人物の見当識障害	日ごろ接している家族または日ごろ接している周囲の人の認識が常時できること

別表 [除外する事故]

除外する事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するか否かにかかわらず除外される事故をいいます。

項目	除外する事故
(1) 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したままその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
(2) 疾病の診断・治療上の事故	疾病的診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
(3) 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、えん下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入またはえん下による気道閉塞または窒息
(4) 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となつたものをいいます。）
(5) 接触皮膚炎、食中毒等の原因となった事故	次の症状の原因となった事故 ① 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 ② 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ③ 細菌性またはウィルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別
表

重度要介護状態 / 除外する事故

別表 [疾病重度障害状態]

疾病重度障害状態
1. 両眼の視力が0.06以下になったもの
2. 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの
3. 両耳の聴力を全く失ったもの
4. そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの
5. 1上肢を腕関節以上で失ったもの
6. 1上肢の用を全廃したもの
7. 両手の手指の全部の用を廃したもの
8. 1下肢を足関節以上で失ったもの
9. 1下肢の用を全廃したもの
10. 両足の足指の全部を失ったもの
11. 自力で歩行することができないもので、かつ、補装具を使用しても自力での歩行に実用性のないもの
12. 精神に著しい障害（精神活性物質常用障害を除きます。）を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの
13. 中枢神経疾患により神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの
14. 肺機能に著しい障害を残したものの
15. 心臓疾患により心臓ペースメーカーまたは人工弁を装着したもので、かつ、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの
16. じん臓の機能を喪失したものの
17. 肝臓の機能に著しい障害を残したものの
18. 人工肛門を造設し、かつ、尿路変更術を施したもの、完全尿失禁状態にあるものまたはカテーテル留置もしくは自己導尿の常時施行を必要とするもの
19. インスリン治療を受け、かつ、糖代謝障害による合併症を原因として増殖性硝子体網膜症手術を受けたもの
20. じん臓移植術を受けたもの（自家じん臓移植術を除きます。）
21. 肝移植術を受けたものの
22. 心臓移植術を受けたもの（心臓弁移植術を除きます。）
23. 肺移植術を受けたものの
24. すい臓移植術を受けたもの（すい島移植術を除きます。）
25. 小腸移植術を受けたもの
26. すい臓の全摘出術を受けたもの
27. ぼうこうの全摘出術を受けたもの

適用上の注意事項

- (1) 「労務」には、就学や家事その他日常生活に関する行為も含みます。
- (2) 「労働能力」とは、「労務」を遂行する能力をいいます。
- (3) 「極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの」における制限の程度は、日常生活動作の制限の程度、四肢の麻ひの程度、高次脳機能障害の程度等の精神または身体の状況により判定されます。

(4) 備考

- ① 眼の障害
 - ア. 視力の測定は、万国式試視力表により、矯正視力について測定します。
 - イ. 「失明」とは、明暗だけがようやく区別できるもの以下のものをいいます。
 - ② 耳の障害
 - ア. 聴力の測定は、オーディオメーターにより測定します。
 - イ. 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが90db以上のものをいいます。
 - ③ そしゃく（注1）および言語の障害
 - 「そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、そしゃくの機能がかゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外は摂取できない程度のもので、かつ、言語の機能が語音構成機能の障害により4種の語音（注2）のうち、2種の発音ができないものをいいます。
- (注1) えん下を含みます。(注2) おん下を含みます。(注3) において同様とします。
- (注2) 口唇音、歯舌音、口がい音およびこう頭音をいいます。
- ④ 上肢・手指の障害
 - ア. 「上肢の用を全廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - (ア) 上肢に完全麻ひを残すもの
 - (イ) 上肢の3大関節（注1）に完全強直またはそれに近い状態を残すもの
 - イ. 「手指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - (ア) 手指の末節の1／2以上を失ったもの
 - (イ) 手指の中手指節関節または近位指節間関節（注2）の運動範囲が生理的運動範囲の1／2以下のもの
- (注1) 肩関節、ひじ関節および腕関節をいいます。
- (注2) 母指にあっては指節間関節とします。
- ⑤ 下肢・足指の障害
 - ア. 「下肢の用を全廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - (ア) 下肢に完全麻ひを残すもの
 - (イ) 下肢の3大関節（注1）に完全強直またはそれに近い状態を残すもの
 - イ. 「足指を失ったもの」とは、足指の基節の1／2以上を失ったものをいいます。
- (注) 股関節、ひざ関節および足関節をいいます。
- ⑥ 歩行の障害

- ア. 「自力で歩行することができないもの」とは、中枢神経、体幹または下肢の障害により補装具なしでは歩行による移動が極度に制限されるものをいいます。
- イ. 「補装具を使用しても自力での歩行に実用性のないもの」とは、補装具を使用しても、日常生活活動が家庭内に制限される程度のものをいいます。
- ウ. 「補装具」とは、杖、松葉杖、義肢、上・下肢装具および体幹装具等の補助具をいいます。
- ⑦ 精神・神経、胸腹部臓器の障害
- ア. 「精神活性物質常用障害」とは、アルコール、アンフェタミン、大麻、コカイン、幻覚剤、吸入剤、ニコチン、アヘン類、フェンシクリジン、アリルシクロヘキシラミン、鎮静剤、催眠剤または抗不安薬等の物質使用による精神障害をいいます。
- イ. 「中枢神経疾患」とは、脳疾患またはせき脳疾患をいいます。
- ウ. 「肺機能の著しい障害」とは、活動能力が人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける程度で、かつ、予測肺活量1秒率が30%以下のものまたは動脈血CO₂分圧60 Torr以下のものをいいます。
- エ. 「じん臓の機能を喪失したもの」とは、両側のじん臓の機能を喪失したものをいいます。
- オ. 「肝臓の機能の著しい障害」とは、次のいずれにも該当するものをいいます。
- (ア) 「腹水貯留(注)」、「明らかな食道静脈瘤」または「高度の腹壁静脈怒張」の臨床所見が得られたもの
- (イ) 次に掲げる4の検査所見のうち、3以上の基準を満たしていること

検査項目	基準値
血清アルブミン	3.5 g/dl以下
血清総ビリルビン	2.0 mg/dl以上
血小板	10万/ μ l以下
ICG試験15分血中停滞率	20%以上

(注) 1か月以上存続するものとします。

⑧ 代謝の障害

「インスリン治療を受け」とは、インスリン治療(注)を継続して6か月以上行ったものをいいます。

(注) 妊娠・分娩にかかる治療を除きます。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約に伴う大切なことからを記載したものですので、かならず
ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただく
ようお願いいたします。

なお、後ほどお送りする共済証書とともに大切に保管し、ご活用ください。

告知義務について	P12
責任(保障)の開始について	P14
クーリング・オフ制度について	P16
共済金等をお支払いできない場合	P42
共済掛金のお払込み	P50
失効したご契約の復活	P52
共済掛金の払込方法	P53
ご契約の解約について	P57

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからですので、ご説明の中で
わかりにくい点がございましたら、ご加入先のJAまでお問い合わせください。